

第百二十八回国会

参議院政治改革に関する特別委員会会議録第十三号

平成六年一月十四日(金曜日)

午前十時三分開会

委員の異動

一月十三日

辞任

鎌田 要人君

野沢 太三君

江本 孟紀君

青島 幸男君

補欠選任

永田 良雄君

坂野 重信君

直嶋 正行君

下村 泰君

一月十四日

辞任

糸久八重子君

堀 利和君

峰崎 直樹君

横尾 和伸君

有働 正治君

下村 泰君

補欠選任

会田 長栄君

渡辺 四郎君

薬科 満治君

猪熊 重二君

吉岡 吉典君

西川 潔君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上野 雄文君

下稻葉耕吉君

関根 則之君

松浦 功君

一井 淳治君

本岡 昭次君

白浜 一良君

平野 貞夫君

吉田 之久君

吉川 春子君

委員

合馬 敬君

岡 利定君

久世 公堯君

国務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

大蔵大臣

厚生大臣

労働大臣

自治大臣

国務大臣(国家公安委員長)

国務大臣(内閣官房長官)

武村 正義君

佐藤 綱樹君

細川 護熙君

三ヶ月 章君

藤井 裕久君

大内 啓伍君

坂野 重信君
清水 達雄君
鈴木 貞敏君
永田 良雄君
榎崎 泰昌君
星野 朋市君
村上 正邦君
森山 眞弓君
会田 長栄君
岩本 久人君
川橋 幸子君
角田 義一君
峰崎 直樹君
村田 誠醇君
渡辺 四郎君
薬科 満治君
猪熊 重二君
統 訓弘君
寺澤 芳男君
中村 鋭一君
直嶋 正行君
有働 正治君
吉岡 吉典君
西川 潔君

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第三部長

警察庁刑事局長

防衛庁参事官

防衛庁長官官房長

防衛庁防衛局長

経済企画庁総合計画局長

法務省刑事局長

外務省経済局長

大蔵省主計局長

大蔵省主税局長

厚生大臣官房総務審議官

厚生省児童家庭局長

農林水産大臣官房長

食糧庁次長

労働省労政局長

自治大臣官房審議官

自治省行政局選挙部長

自治省財政局長

石田幸四郎君
愛知 和男君
久保田真苗君
広中和歌子君
山花 貞夫君
大出 峻郎君
阪田 雅裕君
垣見 隆君
高島 有終君
宝珠山 昇君
村田 直昭君
吉川 淳君
則定 衛君
小倉 和夫君
竹島 一彦君
小川 是君
佐々木典夫君
瀬田 公和君
上野 博史君
永田 秀治君
齋藤 邦彦君
谷合 靖夫君
佐野 徹治君
湯浅 利夫君

事務局側

常任委員会専門員

佐藤 勝君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政党助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○委員長(上野雄文君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を開会いたします。
公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び政党助成法案(閣法第四号)(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)(いずれも橋本敦君発議)、以上六案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○岡利定君 おはようございます。
自由民主党の岡でございます。
冒頭に山花大臣にちよつとお伺いしたいんですが、私もこの委員会に初めからずっと参加させていただいておまして、いろいろこの法案をめぐつての意見あるいは問題点の指摘というのが与

野党の委員から出されておつて、それがいろんな議論になっておるといふように理解しております。

そういう中で、新聞等では修正問題というようないふことがいろいろと報ぜられておりますけれども、この議論の中で明らかになってきた修正点があれば、素直にそれを取り入れてよりよい制度にするというのがやはりこの委員会の一歩大きな目的だろふと思うわけでございまして、修正点あるいは修正に対する考え方について山花大臣の率直な御意見を教えたいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 岡委員御質問のテーマにつきましては、今こうあるべきではなからうかと御主張になった点に私も異論はございせん。この法案を出す当初からの長い議論の経過というものも踏まえ、かつあえて政権の性格づけから政府が提出という形式をとりましたけれども、議会制民主主義における国民代表の選出にかかわる土俵づくりの問題でありますから、何よりも両院の御議論というものを大切にすべきであるということとは当然の前提でございます。

内閣としてはベスト、最善の法案であるということとで提出させていただいておりますけれども、十分御議論いただいて議会の御了解と申しましては、与野党の同意があつたテーマにつきましてはこれを尊重するにやぶさかでございます。この幾度かお答えをしております。衆議院段階におきまして、その意味では、御承知のとおり与野党のトップ会議の合意ということにはなりませんでしたけれども、その段階で、実務段階では整理されたテーマについて絞られますけれども、修正を行つてきた経過もございまして。幾つかその段階で合意までは至らずに議論が持ち越したという問題もありませんけれども、衆議院における経過を振り返つていただければ政府の基本的な姿勢については御理解いただけるのではなからうかと思つておるところでございます。

○岡利定君 政府としては与野党の議論が煮詰まつたところでそれに沿つて考えていくということ

とで今お答えにもなりましたし、また細川総理もそういう趣旨の御答弁をされておりました。しかし、政府は政府の立場でしようけれども、細川総理あるいは山花大臣のお立場というのは連立与党の有力者という立場もあわせてお持ちでありますので、与野党が一致したい結論が得られるように、今度はそういうお立場でも御努力されてもいいんじゃないかというふうな考えを持つわけでございまして、いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 確かにおつしたような状況はあると思つています。同時に、あくまでも法案を提出した立場からいたしますと、やっぱり一番いいと思つたものを出した、こういう立場は大前提としてございまして、いふこともありますので、こうした立場につきましては連立与党の代表者の皆さんにも幾度かお話をさせていただきまして、同時に、与野党の合意ができた問題については政府の立場にかたくなに閉じこもるつもりはありませんということにつきましても、連立与党の皆様には当初からかなり正確にお伝えをさせていただきました。

○岡利定君 日本の民主主義、民主政治の根幹にかかわる問題でございますので、大臣を初め担当の佐藤大臣にもぜひ御努力をお願いしたい次第でございます。

ところで、私は比例区選出でございます。今回のこの衆議院の選挙制度の改正の中で比例区の単位というものが、衆議院段階でもそうでございまして、たけれども、参議院に参つてからは非常に大きな問題として出されて議論されておることはもう両大臣とも御存じのとおりだと思つた次第でございます。この政治改革特別委員会の与野党委員のうちの十七名が比例代表から来ているということでありまして、先日からのいろいろな御議論を聞いておりますので、衆議院のあり方によつては我々十七名が本当に今度はどういう立場になるんだらうかと身につまされるような議論になるわけでございまして。そういう意味で私自身も、衆議院に比例区を導入して、しかもそれが全国規模であるという

ことについて大変疑問に思つておるところでございます。

もともとの考え方というのは、二院制のもので参議院の存在意義といふまいか、あるいは存在の独自性といふものを発揮させるために衆議院とは違った選出基盤といふもので議員を選ぶということをやつてまいりまして、もう両大臣御存じのとおりですけれども、一つは都道府県を単位とする地方区、それから全国を単位とする全国区といふことで始まつております。

そして、その全国区の意味はやはり全国を通じての全国民を代表する立場、これは当然でありまして、大要ですが、その中で職域なり職能なりあるいはなレベルで選ぶといふことで候補者の選定がなされ、そしてそういう立場で今までもやつてこられたのはこれは自由民主党だけではなくて各党の今までの考え方だつたと思ひます。比例区の場合にはやや性格が異なつた面もありますけれども、しかし、その全国区の伝統といふのはずっと引き継がれてやつてきておるといふふうに私は理解しております。

ところで、そういう意味で、よく比例区の場合に選挙運動であるんだらうかといふようなことを言われますけれども、私も自分の経験からいまして、きょうここにお見えの与野党の先生方皆そうだと思つておるが、全国的にある職域なり職能なり、ある分野に関連する人たちが選出基盤といふことになつておるといふことで、それらの皆さん方にごあいさつをし御支援をいただいて回るといふのは大変な努力といふまいか、時間とかかるようなことでございまして。いわば全国民から見れば顔は見えないけれども、ある一つのところをとつてみますと全国的に顔が見える努力をし、また見えないところは来られないといふのが今の比例代表制度の参議院における与野党を通じての共通の選挙基盤といふか、そういう形で来ているんだらうと思ひます。

ところが、衆議院の場合には果たしてそんなだらうかなど。何を全国で選んでいただく基盤、だれに顔を見せてそして選挙をされるんだらうか。よく考えてみると、ある地方だけで顔を見せて、あとは名簿の上で顔を見せているだけといふような形になつてきたときに、全国民の代表といふ言葉をしよつちゅうお使いになるわけですけれども、個々の分野を代表する者が全部集まつて全国民の代表という機能を果たすという面から見たときに、衆議院の今回の全国区で比例区をやるといふ意味といふのは何だろふかなといふように私自身大変疑問を感じております。山花大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 言うまでもなく、この比例代表の方を全国単位にしたのは、多様な民意を議席に反映させたいといふことであることは先生御承知のとおりでございます。

どういふふうに比例代表の候補者なり運動をするかについては、もちろん各政党自由であることはもう御承知のとおりでございますが、今委員御指摘の部分だけについて申し上げますと、恐らく私たちのイメージ、それから海部内閣のときに出席された法案、あるいは私も社会党の公明党さんと一緒になつて出した法案等のイメージからいいますと、比例代表の多くは小選挙区を持つていらつしやる方ではないか。全部拘束名簿にしてほしいんです、それはいいのであります。ここでのイメージといふのは、やはり小選挙区を持つていらつしやる方がこの比例代表で戦われる。

そうしますと、今先生御指摘のように、それは果たして全国民を代表することになるんだらうかといふことでございまして、これは法律論と実態論の話で、今委員御指摘のように職能で頑張つていらつしやる方もいらつしやるけれども、しかしそれはちゃんと名簿に載れば法律上は国民の皆さん方に名前があらかじめ提示されているということ、これは国民を代表する議員だといふことに憲法上なるわけでございまして。

それと同じように、小選挙区で戦つても名簿に

この関係で、いろんな一般の方とのお話をしておる中で、一番今回の改正点の中でわかりにくくて、しかも支持されておらないのは小選挙区と比例区の重複立候補の制度だと私は思います。

もう何回もこれも出ておりますのでそんなに繰り返しませんけれども、地域代表として選ばれな

今回はこれを惜敗率、善戦率ということがいいんじゃないだろうか、こういう御意見もございましてけれども、要するに、その選挙区における戦いを評価することになれば、単に得票をとったということだけではなく、その接近率とい

ただこうした新しい制度によって政党の裁量行為を認め、そしてその後は政党の知恵比べということになると思います。どういうランクづけにするのか、重複立候補をどういうレベルで認めるのかということにもなってくると思うわけでして、選挙を行いますと私は御理解いただけることでも可能ではなからうか、こういうように思っているところでございます。順位をつけるに当たりまして、従来でも各政党ともそこが党の顔になってまいりますから、女性をどういうように順番、ランクづけするか等々のこともあるんじゃないかならうか、こういうようにも思っているところでございます。

次に移らせていただきますけれども、自治省に事務的に伺いたいんですが、投票用紙の問題でございます。

公選法改正案の四十六条で、今度は「投票の記載事項及び投函」というところがあつて、そして「(小選挙区選出) 議員の選挙の投票については、選挙人は、自ら、投票所において、投票用紙に氏

名が印刷された候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。そして比例区については、衆議院の届け出政党等の名称のうち、ずらつと書いてある中で一つに対して印をつける、そしてその氏名なり政党の名称の順番は選挙区ごとにくじで決める、こういうふうになっております。

そこで、小選挙区の場合の投票用紙というのは、具体的なイメージなんですが、名前をずらつとくじを引いて書いてある、こういうふうに理解していいの。また、今度は比例区の場合には投票用紙に全政党名をずらつとこういうふうにならべて表にしてあるというようにイメージしていいの。かという点、ちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐野徹治君) 投票用紙の様式は自治省令で定めるということとしておりますけれども、比例代表選挙におきましては、名簿届け出政党の名称等を縦書きで記載いたしますとともに、マルの記号を記載する欄を設けることといたしたいと思つております。

それからまた、小選挙区選挙におきましては、候補者の氏名のほか、候補者届け出政党の名称を縦書きで記載いたしますとともに、マルの記号を記載する欄を設けることを予定いたしております。

投票用紙の大きさなどにつきましては、届け出政党や候補者の数に対応いたしまして、投票用紙を調製する各都道府県の選挙管理委員会におきまして判断されることになるのではないかと考えております。

○岡利定君 小選挙区の場合ですけれども、縦に名前を書くというのを一応基本に考えているというのですが、その上だとか下に政党名を書くんですか。

○政府委員(佐野徹治君) 最終的には自治省令等で考えることになるわけでございますけれども、できますれば名前の欄のほかに政党名も書くのが

適当なのではないかというように考えておるところでございます。

○岡利定君 この法文で政党名を書いていいというように読めるんでしょうか、それが一つ。

そこで、まず比例区の場合ですけれども、ただだけ政党が出てくるかということにもよるんですが、前回の参議院選挙のときには全国比例区で政党が三十六、七あったんじゃないかと思ひますね。それがくじで順番に引くわけですね。どのぐらゐの紙に書くのかはわかりませんが、こういうところにはずらつと二十幾つあつて、投票所へ行つてマルをつけるというわけですね。マルをつけるというときに、順番にでも並んでいけばまだ自由民主党が一番こつちだというのは大体わかるんではないか、行つてみたらどこかわからない。目が悪い人、何というか、眼鏡がなかったら、どこだなんて言つたつて、結構大きなものにしなけりゃいかぬのじゃないかなというふうなことを思ひます。

また、今度は小選挙区ですけれども、多分比例区で出すような政党は、先ほどの重複制度を認めるわけですから、両方に重複し出すということになるんじゃないだろうか。だから、地域によつては小選挙区といえども結構な候補者がずらずと並んで、その中で自分がマルしたいのを採すというのはいくら大変なことになるのかなというふうな気がしております。

もう一つは、そういうふうになったときに、何といひましようか、本当に、きちんと書く人の方が多いと思ひますけれども、往々にして縦書きでやつていった場合には右側が非常に有利だということに言われておりますし、現に最高裁判所の裁判官の国民審査においても右側にバツが一番多く集まるといふふうにもお聞きしております。そうなりますと、単に有権者の意向以外の要素が入つて当選が決まる決まらないということになつてきますと、これはちよつと選挙の公正さということからいつてもおかしいんじゃないだろうか。

そういうことから私は、この記号式をなぜ取り入れるんだらうかということをお聞かせいただくと同時に、しかしそれはいつてもそういう実態を考えたときに、やはり自書式というのをやるということの方が、そういう余計な要素も取り込まない、あるいは用紙をそんなに紙にしないでいいということなんかも出てまいりますので、ぜひこの際は、何といひましようか、よつほどしなければならぬという皆さんを納得させる理由があればお教えいただきたいんですけれども、そうでなければ自書式に切りかえたらいかかというふうな提案したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野徹治君) まず、前段のお尋ねにつきましては、投票用紙の様式は自治省令で定めるといふことになっておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

それから、後段についてでございますけれども、記号式に關連する問題でございますが、記号式投票、自書式投票の問題につきましては、この前の通常国会等を通じて、これは衆議院の方でございますけれども、衆議院の政治改革特別委員会等におきましてもいろいろ御議論がございました。そういった御議論等も踏まえまして、それから記号式投票自体につきましては、例えば投票の効力判定が容易になりまして無効投票が減少するとか、それから選挙争訟が減少するとか、選挙人の投票時間が短縮できるのではないかなとか、投票の秘密が確保しやすくなるのではないかなとか、いろいろなメリットがあるのではないかなと、こういうふうな考えられるわけでございます。

今回の公職選挙法の改正におきまして小選挙区比例代表並立制を採用することに伴ひまして、記号式投票の導入につきましていろいろ検討いたしました結果、政党本部の選挙制度のもとにおきましては、立候補の届け出または名簿の届け出を行ふ候補者または政党の数はある程度にとらへるとどまり選挙の管理執行上対応できるものと考えら

れましたので、選挙人の利便を図ります観点などから記号式投票の導入を図ることというふうに考えた次第でございます。

なお、公平等云々の問題でございますけれども、小選挙区選挙におきましては、投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序は選挙区ごとに都道府県の選挙管理委員会がくじで定めるところにいたしてあります。また、比例代表選挙におきましては、投票用紙に印刷する名簿届け出政党等の名称等の順序は中央選挙管理委員会がくじで定めるところにいたしてあります。候補者だとか名簿届け出政党等の間での扱いは公平なものとなるようにいたしておるところでございます。

○岡利定君 説明していただきましたけれども、現実のことを考えますと、本当にそんなことはいんだらうかなというように、せめてあいうえお順で書いてあるとしたらまだ探しやすいかもわかりませんが、順番に名前が三十人、四十人書いてあつて、その中で探してマルをつける、あれはちよつと大変だな。実験するならばもう少し規模の小さいところで一回実験をやつて、その効果をはかつてからこのような最大の選挙である衆議院選挙に導入すべきじゃないかなというのを私自身思ひますので、ひとつもう一回考えていただきたいなことだけ言つておきたいと思ひます。

そこで、政見放送の関係で幾つかお尋ねをさせていただきますが、選挙運動期間は公選法の制定以降何回も改正されておりますが、基本的には短縮の傾向一途にあるわけですね。

公選法が制定されました昭和二十五年には衆参各三十日だったといふようなことでございまして、昭和五十八年に大改正がされております。その昭和五十八年に、改正前は衆議院が二十日、参議院が二十三日あったのが、衆議院は二十日から十五日、参議院は二十三日から十八日になつております。そして、平成四年に最後の改正がありまして、衆議院は十五日から十四日、参議院は十八日から十七日というように短縮されてきておりま

す。この理由は、選挙費用の縮減の必要性、それからテレビを代表とするメディアの発達によりまして選挙関係情報の伝達が非常に効率的に行われるようになったというようなこと等々というように当時の議事録なんかでも載っております。

昭和五十八年には、先ほど言いましたように衆参ともに大幅な期間短縮がありました。それとあわせて、当時、形骸化しておるといふこととテレビ利用がもつてできるんじゃないかといふことを理由に立会演説会が廃止されております。

候補者の人物、政見等を有権者に知らせる方法にはかにもいろいろと認められており、いずれも大切でありますけれども、特にテレビはほかの選挙運動方法に比べても有権者の判断に大きな影響を与えるといふことでの調査結果も出されておるわけでありまして、家庭に飛び込んで直接有権者に訴える力を持つ放送、特にテレビの威力といふのが非常に大きいわけでありまして、したがって、この有効活用といふのが選挙では一番大きな課題になってくるということが言えると思っております。

そこで、その果たす役割が大きくなればなるほど、NHKを中心とする放送関係者には大変な努力をいただいておりますけれども、運動期間が短くなるというところでその御苦労は大変だといふように聞いております。今回の改正案は衆議院選挙を抜本的に改めるということと、それにこの際といふことで政見放送の全面的な見直し、そして選挙運動期間のさらなる短縮といふのが含まれておるわけでありまして、この際、放送の適切な利用を図る観点から、従来の反省の上に立って特に有権者の判断により役立つようにするといふことが大切であると考えますので、こういう観点から幾つか御質問をしたいと思います。

今言いましたように、テレビ放送、特にテレビは非常に大きな役割を果たしておりますが、しかし関東地方とか近畿地方、それから佐藤自治大臣の東海地方におきましては、テレビ放送がNHKも民間放送も放送エリアが県単位じゃなくて広域

のエリアとなつていて非常に短い期間に多くの選挙区で多数の放送ということになりますので、特にNHKではその期間になりますと選挙放送一色、衆参同時選挙ともなりますと、もうどうしようもない。前回の衆参同時選挙では関東地方ではNHKの選挙放送の一日最高時間が十時間五十分あったそうでございます。そうなりますとニュースと連続番組以外はできないといふような事態になつておると聞いております。

ちよつとこれ、その当時の同時選挙とこの間の衆議院選挙のときの新聞を持ってきたんです。何しろもうNHK、関東地方だけでこの色がついておるのは全部そうですから。同時選挙と衆議院選挙。これは愛知県。(資料を手渡す)

いずれにしても、今ごらんいただきましたようにNHKは何しろ入れるところがないぐらいになつていて。そういう意味でNHKの御苦労といふのは本当に大変なんです。見る方でも、今度は自分の選挙区を探すといふのが本当に非常に難しいんです。私も東京第一区といふのを探してみましたが、見つかるのが大変だった。そういう結果、大変多くして功少なしといふようなことになつていんだつたら、お互いの努力が大変もつたないといふような気がいたしております。

そこで自治省にお伺いしたいんですが、ラジオ、テレビによる政見放送、経歴放送について、視聴率を初めとして有権者の声など調査されたことがあつたらお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(佐野徹治君) 自治省の関係団体でございます。財団法人の明るい選挙推進協会、ここで今お話しのようなことにつきまして調査をしたことがございまして、これの実態調査によりますと、近年の国政選挙におきまして選挙の情報を提供する各種の選挙媒体のうち有権者が最も多く接触したのはテレビの政見放送、経歴放送であり、投票を決めるのに最も役に立った選挙媒体につきましても同じく政見放送、経歴放送、こういうよ

うになつておると私も承知をいたしております。○岡利定君 いずれにしても、テレビの活用というのが大事になつてくるわけです。

そこで、今回の改正法案によりますと、小選挙区につきましては従来の候補者の政見放送は認めなくて、候補者届け出政党だけに政見放送を認めるということになつておりますが、その理由をお伺いいたします。

○国務大臣(佐藤観樹君) 岡委員御指摘のように、参議院は日程が大体決まつておるわけでございますが、衆議院の場合には解散、特にこの前の選挙のときは非常に期間が短かつたものであります。本当に放送関係者の御協力なくしてはできない。民放の方も広告料をいただいておりますので、その間にいれるといふのは大変な苦勞をしていただいております。委員は御専門ですから、その意味ではほぼ限界に近づいていられるんじゃないか。

ある人はNHKの第二放送を使つたらいいじゃないかと言つた人もいます。ばかと思つて、つまつたあれはあれで非常に楽しみにして、子供の番組とか家庭番組とかちゃんと時間にやるのを楽しみにして待つていらつしやる方がいるのでとてもそんなことはできないわけでありまして、そういう意味では事実上かなり限界に来ていふという認識を私も持つております。

今回の選挙制度で小選挙区の名簿登載政党のみ認めましたのは、これは制度全体が政党本位、政策本位にしたこととともに、今、委員御指摘のように、どれだけの候補者が出られるかわかりませんけれども、大放送圏の中では候補者一人一人小選挙区の方がやつていられる場合にはこれはもう本当にとりようがあるかどうか。しかも、これはNHKが政見放送をやつているときは民放は外すといふ時間どりを有権者に便宜を図つていふわけでありまして、

そういうことを考えますと、小選挙区の候補者一人一人の政見放送というのは、政党本位になつ

たことですから政党がやつていただく、届け出政党が出てもそれは一向に構わない、あるいは持ち込んで独自の工夫をしたものをやつても結構ですといふことにさせていただいたわけでございます。

○岡利定君 いずれにしても、候補者個人じゃなくて政党が政見放送を行うということになるわけですが、この放送につきましては、百五十条の第四項ですが、これで都道府県における届け出候補者の数に応じて時間数を与える、そして具体的には政令以下で定めるといふことになつております。

今までの政見放送と全く違つたものになると思ふんですけども、具体的にどんなふうにするのかイメージがちよつとわかないです。例えば、都道府県単位でやるのか、それとも選挙区単位でやるのか、自治省ではどのようなイメージを持つてこういうものを考えておられますか。

○政府委員(佐野徹治君) 今度の公職選挙法改正法案の百五十条の第四項でございますけれども、小選挙区関係につきましては政見放送に關しましては、その都道府県におきます届け出候補者を有するすべての候補者届け出政党に対して、同一放送設備を使用し、その都道府県におきます政党の届け出候補者の数に応じて政令で定める時間数を与える等同等の利便を提供しなければならぬ、こういう規定がございまして。

御案内のことと思いますが、現在の参議院の比例選挙、これは政党が政見放送を行うことができる、こういうふうになつておまして、これにつきましては全国を単位といたしまして、それぞれ政党の名簿登載者数、その数に対応いたしまして回数等も定めるところでございます。したがって、今回の小選挙区の候補者届け出政党の政見放送につきましては、基本的な考え方としては、そういう候補者数と申しますか、それを都道府県単位で考えながら回数等も決めてまいるのはないかと考えております。

ただし、この政見放送に關しましては、これは御案内のとおりでございますけれども、同じ百五十条の第六項に、この放送の回数だとかいような放送に關し必要な事項は自治大臣がNHKだとか一般放送事業者と協議の上定めるといふことになつておりますので、この法律がもし成立いたしますれば、私もNHKなり放送事業者と具体的なお話をさせていただくといふことになるのではないかと考えております。

○岡利定君 放送が非常に大きな影響を与えるといふことでありますので、この法律が通つてから都道府県単位の放送になるのか選挙区単位の放送でやつた方がいいのかこれから相談するといふのは何かどうもびんときないわけですね。

私、先ほど投票用紙の關係でお伺いしたんですけれども、小選挙区におきましてはいずれにしても政党名ではなくて氏名に印をつける。私の主張を入れていただいたら名前を書くといふことでありますから、候補者個人の氏名を知つてもらうといふことが大変大事になつてくるわけでありまして、そうしますと、小選挙区の政見放送は政党本位、政策本位と言ふけれども、個人の名前を有権者に知つてもらうために、今までと同様に個人本位の番組の中身になるんじゃないかなといふようなことを思います。

しかも、従来は選挙区ごと候補者を平等に扱つていたわけですが、今度の改正案では今おつしやいましたように都道府県単位で多くの候補者を出した方が長い時間放送でき有利になる。そこでまた政党要件といふのがかかつてきまして、いわゆるミニ政党と言われれば政見放送を行う機会が事実上なくなる。

さらに、無所属候補それからミニ政党の候補者は、経歴放送をラジオでおおよそ十回、テレビで一回やつてもらうといふだけで政見放送の機会を与えられないといふことになつてしまふわけでありまして、非常に有権者の選択に大きな影響を与えるものが、使える者と使えない者、しかも有利に使えるといふような立場にもなるのかといふような

ことでありまして、これは立候補者の機会均等という観点から見ましたら余りにも差があり過ぎるんじゃないか、問題があるんじゃないかといふように考えますが、佐藤大臣いかがでございますようか。

○国務大臣(佐藤観樹君) この点につきまして、選挙制度そのものを政党本位、政策本位にしていくといふことの趣旨のために、ある程度差が設けられるのはやむを得ないといふ観点に立つておるのでございます。

○岡利定君 そういう考え方だろうと思うんですが、実態は名前に印をつける。小選挙区の投票用紙に政党名を書いてあつてやるならいいんでしょけれども、やっぱり名前印のところ印をつけてもらわなきゃいかぬとなると、名前を売り込むといふことが中心になつてくるんじゃないだろうかと思ひます。

そこで、小選挙区につきましては政見放送で、先ほどお話をいたしましたけれども、政党が録音、録画したものを放送局に持ち込んでよいといふようになつております。従来のワンパターンの放送から比べますといふと工夫が加えられるんじゃないかなと期待される面もありますけれども、これを認めようとする理由をお伺いしたいと思ひます。

また、番組作成のための費用は一定の範囲で無料だといふふうになつておりますけれども、具体的にどの程度の金額を考へておられるのかお教えいただきたい。

というのは、こういう意見があるからです。持ち込みが可能になると金をふんだんに使つた演出になる危険がある。資金が豊富な政党が有利にならないという平等性を確保する必要があるんじゃないか。これは社会党の某氏の意見でございますが、という意見も出されておる。このことも含めまして、持ち込みの關係についてどのように考へなすのか。自治省なりあるいは大臣でも結構ですが。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今までの政見放送で評判が悪いのは、画面が極めて画一的ではないか、確かに画一的に一面ではやらなきゃいかぬのでありますけれども、三分半たつたら顔をアップにするとかまた引くとかといふことで、極めて画一的でおもしろくないといふことでございました。そのあたりのことを、この選挙制度が変わり政党が政見放送をするといふことになつたのを機会に、やはり有権者にできるだけ創意工夫を凝らした上で見てもらいたいといふことで、こういうふうな持ち込みを許すことにしたわけであります。

ただ、委員御指摘のように、それじゃ何千万もかかるようなものをつくつていいかとなりますと、公的な助成は一定の額にしますけれども、しかしそれは、今もいろんなことでお金がかかるわけですから、NHKさんや放送事業者の方にお願いしてありますが、そんなにたくさん払うわけではなくて、一定の額の公費は認めますけれども、お金をかけたらよりいいものができるといふ、そういう金のかかる選挙を導くようなまでお金は出さないといふことです。

なお、細部につきましては選挙部長の方から答弁いたさせます。

○政府委員(佐野徹治君) 政見放送の製作費用とか電波料等の放送費用につきましては、従来と同様に公営の対象とされておるところでございますけれども、今回新たに創設されます持ち込み關係の費用につきましては、これは百五十条の第二項の改正条文で一定の額の範囲内において公営することができるとされておるところでございます。

これにつきましては、従来の方式により公営の対象だとか額、こういつたものと均衡にも十分に配慮をしながら今後検討してまいりたいと考えております。

○岡利定君 それでは、何といひましょうか、具体的にこのくらの金額の範囲でといふのはまだ決まつていないといふことですか。

その辺、せっかく持ち込みがいいようにするといふんであれば、それこそ佐藤大臣のお話じゃないんですけれども、そんなにたくさん金をかける必要はないわけですが、あままりけつちつてまたワンパターンじゃ何のためにやつたかわからないといふようなこともありますので、その辺、自治省の方でやはり工夫して知恵を出せるお金と、いふのを用意して、国民にわかりやすい政見放送をしていただくようにしていただきたいといふようにも思ひます。

しかし、その持ち込みをめぐる問題があるわけですが、従来からも政見放送につきましては、公選法の百五十条第一項後段の規定によつて、放送事業者は録音、録画した政見をそのまま放送しなければならぬといふようになっております。

この点に關しまして、いわゆる政見放送削除事件というのが昭和五十八年の参議院選挙のときに起こつておりました。平成二年四月十七日に最高裁判決が出されております。公職選挙法第百五十条の二の政見放送における品位の保持の規定との関連におきまして、この規定に違反する言動がそのまま放送される利益は法的に保護される利益とは言えないといふことで、NHKが政見放送の音声部分を削除した行為は不法行為に当たらないといふ判決が出ました。なお、その判決には團部裁判官の補足意見といふのが付されておりますが、これによりまして、判決は一応は認めますけれども、一般論としてはいかなる内容のものであれ政見である限り削除することは百五十条第一項後段の規定に違反する、こういうふうに書かれております。

そこで、そのまま放送すべきといふことは今回の改正案でも同じであるわけですが、これもまた持ち込み番組にも適用されるわけでありまして、あのワンパターンの政見放送ですらこういう事件が起こつたわけでありまして、これはいろいろややこしい複雑な問題を持ち込んだなどといふような感じもいたすわけでございますけれども、

この点についての基本的な見解を自治大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤観樹君) もう今の岡委員の御質問の中にほとんど答えは入っていると思うのでございませうけれども、一つ技術面の問題は、言うまでもなく事前にチェックを放送者とするのは当然だと思われ、また政党内もやばりきれいに映してもらいたいというのは当然でございますから、これはそう問題なくチェックが行われると思えます。

それから、内容的な問題につきましては、委員御指摘のように、放送事業者は作為的に加工するようなことは許されず、「そのまま放送しなければならぬ」と法の第百五十条の第一項に書いてあるのが最も基本だと思えます。

ただ、今言われましたように、候補者届け出政党内には政見放送をする場合に、「その責任を自覚し、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない」と百五十条の二に書いてあるわけでございます。この精神及び今委員が言われた裁判の判決の中身、こういったものを総合してやるべきであるというふうに考えております。

○岡利定君 法制局長官もおいでですので、ちょっと聞いていただきたいんですが、今、大臣からお答えになりましたような品位ある番組であるということに努めなきゃならぬということであるのは当然なんです。

「民間放送」という機関誌がありますが、それにこの持ち込みに関連してこういうことが触れられております。

基本的に持ち込まれたものをそのまま放送することになるんだと。そうなりますと、これまでは局での処理しか認められていなかったため、公選法、あるいは放送法、放送基準上の問題について候補者に直接説明し理解を求めることもできた

が、持ち込みではこうした機会がなくなるおそれがある。

さらに、問題点として、先ほど佐藤大臣がおっしゃいました技術的な問題ということにもなるんですが、画質とか音質の点とか技術基準上の問題、それから著作権の権利処理、それから三番目には持ち込みの締め切り期日の徹底というような問題があるということをこの「民間放送」で指摘されております。

一定の期間内に集中してやらなきゃいかぬ、しかも先ほどありましたように、選挙期間もまた短縮になって十二日ですか、ということになるというわけでありまして、放送局側とそれから持ち込む政党側の両者の間に問題が生じないように、しかもスムーズな対応というのが緊急に必要になってくるという場面がしつちゅうあるんじゃないかと思えます。

そういう意味で、場合によっては放送する側の緊急避難的な措置を認めるということも必要じゃないかと思うわけですが、これは単に技術的あるいは現場の運用だけで解決できるものではない。単にこの品位の保持の規定だけで十分だろうか、また第六項の自治大臣の定めということだけで片づくんだらうかということが私ちょっと疑問に感ずるわけです。そういう放送関係者の危惧する点を十分に聞いて対応するのに法律的な手段でもこの規定だけでは十分じゃないんじゃないかと思えます。自治大臣あるいは法制局長官、御意見をお聞かせいただけたらと思います。

今のこの規定だけで、こういう、持ち込まれた番組に瑕疵があったり問題があったり放送するしないでもめたときに、放送する側が、これを訂正しろとか、いや非がないとか、というようにやっていると、いかに放送回に責任がこぼれてくるようなことがないような場面をつくっていかなくやいかぬのじゃないかということを中心配するわけですね。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今日までも政見放送をいろいろやってきまして、放送局との間にいろいろ

な経験も積まれております。今度は政党が前面に出てやるということでございますので、その意味ではいろんな問題が起これば逆に時間がないとか言って放送してもらえないというようなこと、今度になってくるわけでございますので、かなりそういう問題は回避されるんじゃないだろうか。

いずれにしても、法案成立後、放送事業者の方々とこのあたりについてはいろいろと検討、研究をしてみよう必要があると思えますが、法律的手段でまでは今までの経験の延長線上として必要ないんじゃないだろうかというふうに思っております。

○政府委員(大出峻郎君) 政見放送等は、これは選挙に関するものでございまして、選挙の公正ということが非常に重視されなければいけない、こういうことであるかと思えます。

ただ、そういう場合にも全く問題がないわけではないというふうなケースが過去の経験としてあったわけですが、これはケースとしては本当に予想しがたいようなそういうケースであったのではないだろうかということで、あらかじめそういうことを予定して格別の規定を設けるという必要があるかどうかというのは、これは自治省の方と立法政策上の議論としていろいろ相談してみなきゃならないことだと思っております。

○岡利定君 具体的に法的な手当てが必要かどうかよく詰めなければいかぬ点があるというのには私も理解できますが、その点、本当にいろんな場面で持ち込みということでありまして、問題が生ずることが考えられますので、自治省の方でも十分にその辺を範囲に入れていただいて、放送事業者の立場、それから政党の立場というのを両方勘案して、何しろスムーズにいけるように、技術的な問題あるいは内容の問題でトラブルすることのないように、そのまま放送できるような体制を制度的に、もし必要であれば法改正も含めてお願いしたいと思えます。

時間もなくなってきましたので、放送関係の

点、最後に一つだけ要望みたいなものですけれども、先ほど申しましたように、今度は政見放送のあり方ががらりと変わってくる。例えば選挙区単位なのか都道府県単位であるのかもこれから決める問題だということですが、仮に都道府県単位でやるとしますと、小選挙区単位での候補者の比較というのはできないわけですが、ばらばらにやるわけです。だから、そういうようなことをどういうぐあいに解決するのかという点も一つ問題点としてあると思えます。

先ほどから岡大臣がおっしゃっておりますように、今回の選挙制度の改正というのは政党本位、政策本位であるということであるとすれば、国民にその政策の違いというのがわかるように従来ですと立会演説会というのが認められておったわけですが、比較する場面がない。マスコミはやはりそれなりの立場でこの政治の問題、選挙の問題をニュースなどで扱って報道されると思えます。しかし、その扱い方というのは、これはそれぞれの社の方針なり考え方というのがあるわけで、その上で取り上げてくるということでございます。

その中で、放送の公正さをめぐってテレビ朝日問題というのが出たわけでございますけれども、そういうようなことがあるということであれば、やはりもっと客観的に、公的な立場で、これ数々が幾つあるかわからないのでその辺ちょっと私も自信がありませんけれども、知恵を出していただいて、政党のテレビ立会討論会とか演説会的なものを何か政見放送の一環の中に新しいものとして取り入れて、国民が比較しやすいようにお願いしたいなということでもまた知恵を出していただきたいんですが、山花大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 貴重な御意見をたくさんいただきました。これから具体的に法律に基づいて自治省が政令をつくる場合には、単にデスクワークだけではなく、放送関係者の皆さんといろいろ協議をしてつくっていくということになると思えます。これは

同時にでき上がるものではなく、一定の期間、時間が必要だし、またかかるものなので、その間にまた今度は公選特その他の機会もございまして、そういう機会にできる限り皆様の御意見を伺う努力もしなければいけないと思ひますし、今いただいた御意見についてはできるだけこれを生かすべく努力するように努めていきたい、こういうふうに思っております。

自治省の選挙部の皆さんもその旨はよく、まあ一緒に聞いておりますからおわかりになったと思ひますので、努力することをお約束したいと思ひます。

○岡利定君 政見放送をなぜこんなにぐどぐど言ったかといふと、全面的に今回政見放送のあり方を直そうということとございまして、しかも先ほど自治省の調査でもありましたように、選挙に与える影響が一番大きい手段だということでありまして、より効果的な形になりますように、これこそ何といひますか、党利党略じゃなく、あるべきものを求めて、必要であれば応分の改正も含めて考えて手を打っていただきたいという要望をいたしておきます。

ところで、先日からこの委員会でも猪熊委員あるいは直嶋委員から問題として出されておりますが、一票の重みといひますか、一票の等価の問題で御質問がありました。私も選挙制度を抜本的に改めようとする今回の改正に当たって最も基礎的、骨格的部分の一つであるというように考えますので、その点についてお教えいただきたいと思ひます。

自治省にお伺いしますけれども、答えはまだこれからだからわからないと多分おっしゃるのかもわかりませんが、定数二百七十四を法案に基づいてやりますと、都道府県での最大格差は徳島対東京で一・八六倍になるということでありまして、小選挙区単位では最大格差が何倍になるのか、あるいは二倍を超えるというのが幾つぐらいになると予想しておられるのか、まあ予想でしょうけれども、あったら教えていただきたいと思ひま

す。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今度の選挙制度の改革の中で、委員今御指摘のように、一票の投票価値をできるだけ平等にするということは非常に重要な要素だと思っております。衆議院でも定数は正を何度かやってきたわけでありまして、なかなかこれは時間がかかるということとございまして、やはり国民の基本的権利であるところの投票価値の平等ということについては、これは十二分に配慮しなきゃいかぬことであることは言をまたないわけでございまして。

その際に今度の法律では、御承知のように、区割り案をつくる際には、人口格差が二倍以上にならないことを基本として行政区画なり地勢なり交通等を総合的に勘案をして合理的なものをつくるようにというふうな法律に書いてあるわけとございまして。

したがいまして、今、先生の最後の御質問の二倍以上を超えるものは幾つあるかといひます、これはいわずやってみなければわからない。二倍以上にならないようにすることを基本とするといひます。行政区域、地勢、交通等を総合的に勘案して合理的なものにするということの兼ね合いをどうするかを審議会の委員に決めていただくということとございまして、二倍以上が幾つになるかといひます、ある市を切つて倍率を下げる方がいいのか、倍率は維持してもやはり行政区画としての一体性を保持した方がいいのか、このぎりぎりの選択を審議会の七名の委員の方にやっていただくという、その結果二倍以上が幾つであるかどうかということになるものですから、ちよつと予想はこの際すべきではないし、またやったこととございませんで、お答えすべきではないというふうな考えております。

○岡利定君 自治省の方にお伺いしますけれども、この設置法案の第三条の第一項の解釈ですが、これはどう読むんでしょうか。

何しろ格差が二以上とならないことを基本として行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮

して合理的に行わなければならないというのは、二倍を超えない中で合理的にやれというのか、二倍は基本だけれどもこういうことがあつたら超えていいよ、何倍までいいよ、どうしようか、どう読むんでしょうか。どつちなんでしょう。

○政府委員(佐野徹治君) この法案の三条の一項に、「二以上とならないようにすることを基本とし」と、こういう規定がございまして。ここで「基本とし」といたしておりますのは、区割り案の作成の際に格差二倍という基準を重視いたしましてできる限りその基準に沿つた案を作成することとを求むる趣旨である、こういうふうに理解をいたしておるところでございまして。

○岡利定君 でき得る限り二倍を守るが、場合によっては超えてもいいと読んでいいわけですね。

というのは、先ほど自治大臣は、これはやっていないといふことで御答弁されと思つたんですが、新聞社などがいろいろんな形でこの法案に基づいてのシミュレーションをやつておられますと、二倍を超えるところが四十以上になるとか、かなりの数になつておるわけですね。そういう意味から、最高裁の判決といひます、この前のほかの委員の御質問にも出ましたけれども、昭和五十一年には衆議院議員に關して、昭和五十八年には参議院議員に關して、選挙権の内容すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた憲法の要求するところであるといふように判示されております。

アメリカにおきましては、連邦最高裁は、一九六四年以前は日本の最高裁と同じように議会の定数は政治的な問題であるといふことでしておりましたけれども、一九六四年に下院の選挙区について実行可能な限度において等価値という抽象的な基準を示した。そして一九六九年には、住む場所が違ふことで一票の重みが異なるのは人種などに基づく不愉快な差別と同様に憲法上の諸権利を侵害するものといふことで、絶対的平等を達成しようとする善意の努力にかかわらず回避しがたく、

またその正当性が証明されるような限定的な人口偏差のみを許容するにすぎないというように判示して、格差一・〇六倍でも違憲だといふようにしておるところでございまして。そしてアメリカでは、第一に各州に対する定数配分の人口比例制の徹底、第二に各州に配分された議席に応じた選挙区の区域の限らない人口の均等性を厳しく求めておるところでございまして。

国民のこの一票の重みの平等が最高に尊重されるべきものであるのはこれはもう我が国でも同じであります。区割りについてアメリカと同様やはり当然厳格に考えるべきではないかと思ひます。ありますが、この点についての政府のお考え方はいかがでございましょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 投票の一票の価値といふものをできる限り尊重するといひます、ある意味では人権に等しい非常に重要なことだと思つております。

ただ、現実それを当てるはめるときに、委員も例に挙げられましたけれども、昭和六十一年の上告に對します最高裁の大法院の判決が出ておるわけとございまして、大変長くなるので簡単に、部分だけさせていただきますと、その二項目を見ていただきますと、大要長くなるので簡単に、部分だけにさせていただきますと、投票価値の平等は、憲法上、右選挙制度の決定のための唯一、絶対の基準となるものではなく、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならぬといふことで、前のところ、議院制民主主義のもとにおける選挙制度は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることを目的としつつ、他方、政治における安定の要請も考慮しながら各国の実情に即して決定されるべきものであるといふようなことも判決文の中にございまして。

私たちがその基本としましたのは、恐らく委員御指摘のように、二倍以下にすることは、今の人口の配置が例えば県でも県都に集中しているといふような実態を考えますと非常に難しいだろうと

いうことを思っておるわけでございます。

したがって、私達は、最高裁の判決にもございませうに、三倍以下ならいいとは書いてはいませんが、実行例からいいますと実際には三倍以下というものが基準になっているような格好になっておりますので、そのことを頭に置きながら重なり重なりなきやいかぬ。そういうものにおいて、先ほど申しましたような行政区画なり地勢なり交通等を総合的に勘案をしてひとつ第三者機関である審議会の方にその判断をお願いして合理的なものをつくっていただければ、そういうふうには私達は考えてこのような法律にしたわけでございます。

○岡利定君 最高裁判決の趣旨なんかはそういうことだと思いますが、今回の改正は我が国の選挙制度を抜本的に変えるものであります。したがって選挙区も従来の選挙区と全く関係なく、すなわち現行の区画の部分的な修正ではなくて新たに設定するというものであるわけですが、

そういう意味で一票の格差を全面的になくする絶好のチャンスであるわけですが、そういう意味からも、当初限りなく格差のないものをつくったけれども、その後人口移動などによって状況が変わって選挙区間に大きな格差が出てきた場合の部分的な是正の基準ということで、さっきの最高裁判決のような考え方とか、あるいは今回の政府案の基準は十分でないにしても一応認めるといふことにしまして、一番最初に、しかも全国を白紙にして選挙区を設けるときに二倍以上の格差があつていいということにするのは、私は憲法の要求に反すると言わざるを得ないというふうな気がするわけです。

初めてこの区制をする基準として、猪熊委員も言われましたが、二とならないんじゃないかと、格差を一を基本としてすべきじゃないかというふうなこともおっしゃいましたが、戦前の帝国議会でも人口比例というのが買われてきたというように聞いておりますけれども、最初からこの一対二

を是認する基準、これが附則の第二条の第三項に書いてあるわけですが、できたものを修正するという三条一項のときにはまだ私はそれなりに考えられるんですけれども、白紙でやる場合にはこの形で一対二、あるいは先ほどありましたように場合に上つては超えてもいいというふうなもの、格差を認めるというのは憲法違反の附則の条文ではないかと思うんですが、法制局長官、いかがでしょうか。

○政府委員(大出峻郎君) ただいまの先生のお話は、途中で小選挙区の区制を変えようというのではなくて、附則の規定に基づいて一番最初に小選挙区の区制をつくるという場合について特に強調されてお話しなされたんだらうと思います。

選挙権の平等につきましては、選挙権の内容すなわち各選挙民の投票価値の平等ということも憲法の要請するところであるというの、御承知のとおりでございます。しかしながら、投票価値の平等というのは、数字的に同一であることまでも要求するのではなくて、投票価値は選挙制度の仕組みと密接に関連をして、その仕組みいかににより結果的に投票の影響に何事かの差を生ずることを免れない。これは最高裁の判決でも述べられておるところであります。

今回の法案におきましては、附則の第二条第三項の規定によつて、選挙制度の改正に伴う選挙区の区制は衆議院議員選挙区画定審議会の勧告を踏まえて行われることが予定されているところであり、その審議会は、区割り案の作成に当たりまして、行政区画とか地勢とか交通等の事情を合理的に考慮するという別の要請もあるわけであり、そういうことを考慮しつつ、なお各選挙区間の人口の格差が一対二以上とならないようにすることを基本としており、これは投票価値の平等の要請というものを重視する、そういう考え方からこの規定は設けられておるというふうな御理解をいただきたいと思うわけであり、御質問の後段のところにもありました問題であります。

ますが、一方において投票価値の平等ということ、非常に強く要請されなければならない、これは当然のことであるわけでございますけれども、さらに別な要素といたしまして、衆議院議員選挙区の選挙における定数の配分を基本的な行政区画である都道府県を単位として行つと同時に、過疎対策等の見地から各都道府県にまず一ずつを配分をし、残余の定数を各都道府県の人口に比例して配分をする、こういう考え方を前提としている。そういう政策目的といえますか政策上の理由といえますか、そういうものが一つはあるわけであり、

それからさらに、先ほどちょっと申し上げましたが、具体的な選挙区案の作成に当たりましては、行政区画とか地勢とか交通等の事情、これも合理的な形で決めていく必要があるということ、これらのことを考慮して、そういう政策上の裁量、それからもう一つは投票価値の平等、こういう要請等を調和的に実現する、最高裁の判決に述べられておるよう調和的に実現することを鮮明にした規定であるというふうに御理解をいただきたいというふうに思ふわけであり、

○岡利定君 今の答弁、何しろこういうことで出しているからそんな説明をせざるを得ないんでしょけれども、私は憲法というのは、もう皆さんおっしゃっているように大変重要なものであつて、この精神に沿つてやるべきであつて、地勢とか人口とかがまず先にあつてそして憲法を後で考えるというふうなことは逆じゃないかと思ひます。

初めてつくるときから、やっぱり国民の権利というのをまず考えて、そのためには幾つもの数があつた方がいいのかということから考えて、そしてその中で各都道府県には最低一つはやらにやいかぬとかいふような事情なんかが入つてきて、そこで定数が決まり、区割りが決まって、一に限りなく近い格差の中でやる。一に絶対しろということ、これはアメリカも言つておるわけじゃないで

す。限りなく努力しろというのがアメリカの最高裁の判決であつたとしたら、その精神を今こそやる。これは今やつておかないとまたチャンスがしばらくなくなつちゃうんじゃないかというふうに思ひますので、大変私は今のお答えに満足できないわけです。

いずれにしても、二百七十四あまりきなことであるから余計そんなことになるんであります。これは分母が大きくなればなるほど二を超えるところも少なくなってくる。今のまづ一つ各県に配分するところがあるがもうそれもおかしいんですけれども、だけれども、仮にそれを認めても、さらにその格差を少なくするためには小選挙区分を大きくすればそれだけやりやすくなるという部分があります。

私は略率的なことを言っているんじゃないんです。むしろ略率的に五百ありき、二百五十、半分にしよう、いや、それは言つても二百七十四、そういうわけのわからないやり方で数字が先に出てきておりますからこんなことになるんであつて、むしろ憲法の趣旨に沿つて、人口比を考えて、そして、先ほどから佐藤大臣あるいは法制局長官がおっしゃつたような要素も入れて、選挙定数、区画をつくるべきだつた、またつくるべきではないかということ、基本的に疑問を持つておりますことを申し上げておきます。

時間がなくなりまして、法務大臣、大変申しわけございませんですが、腐敗防止の関係で御質問させていだきたかつたわけですが、

制度的には十分腐敗防止の制度ができた、特に連座制ができたということ、山花大臣初めいろいろと御説明いただきましたけれども、裁判の実態を見てみますと、実際には裁判が大変長くかかりましてほとんど意味のない実態になつてしまつておる。制度ばかりつくつても、連座制というのは果たして本当に効力を発揮するんだらうか。参考人の話にありましたけれども、ピストルを突きつけたというこの観点からいいますと、そのピストルは初めからおもちゃだつたというふうな実態

に今の裁判制度があるんじゃないかということを感じておりますので、また別の機会があれば御質問させていただきます。

法務大臣、どうも申しわけございませんでした。

委員長、どうもありがとうございます。(拍手)

○渡辺四郎君 早速冒頭、自治大臣にお尋ねいたします。

私も党の自治体局の方の責任者をやっておるわけでありまして。御承知だと思ふんですが、全国の自治体が大変今苦悩しておる。地方自治体は、御承知のとおり九四年度の予算編成の真つただ中でありますが、そういう中で非常に残念なことにいまだに地方財政計画が組めない。国の基本方針が明確にならないものですから、大変な苦勞を重ねて、多くの自治体あるいは六団体の方からいろいろと政府に急いでもらいたいという要請が上がってきておると思ふます。

そこで、具体的にお尋ねいたします。

各委員からもたくさんありましたが、月末ごろまでに基本方針が確定できるかどうかということについて、ひとつ具体的に佐藤自治大臣からお聞きをしておきたいと思ふます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 委員もう十二分に御承知のとおり、各都道府県は二月の下旬が知事査定、大体そういう日程になっております。したがって、私たちがいたしましては、それまでに地方財政対策、それからその前提となります地方税を含めた税制改正大綱、これをお示しすることによって地方自治体が来年度予算を組むのに困らないようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

したがって、大蔵省の関係、他省庁との関係もありますから私一人だけというわけにはまいりませんけれども、しかし、知事査定に困らないように、でき得る限り月末までには税制改正大綱それから地方財政対策ができましたように内閣として挙げて御協力をお願いするように、私として

は声を大にして申し上げておるところでございます。

○渡辺四郎君 それじゃ私、わずかな時間でありましてから本題に入っていきたいと思ふんですが、まず、政治改革四法案の問題について特に山花大臣を中心に質問をしてみたいと思ふます。

ここで私がいろいろ、これほど政治に対する国民の不信が頂点に達しておるその原因についていろいろと述べざる必要はないと思ふんですが、大臣の所見があればお聞かせを願いたいと思ふんですが、どうしても、時間の関係がありますから……。

私は、この四法案が衆議院を通過した後から、特に本院に移ってからマスコミを中心に非常に多くの国民の意見が出てきたというふうには実は特徴的に感じております。

そういう中で、特に選挙制度問題については、政府の修正案で小選挙区の最大の短所であるいわゆる死に票が非常に多いということと危惧された国民の意見、この短所を最小限に食い止めるために努力してもらいたいというのが私のところ。寄せられておる多くの意見でもあるわけです。そのためにはやっぱり比例区に重点を置くべきではないかというような意見等も実はあります。

が、しかし、国民の皆さんというのは、国会の議論をずっとお聞きして、ここ数年政治改革問題については議論が聞かされてきておるが、しかしもう今この時点に來た段階では、直接的な効果のある例えば腐敗防止を優先せよと昨晩も私の宿舎に実は電話がかかってまいりました。

そういう状況等もありますが、大臣はこういう国民の今の政府なりあるいは立法府の我々に対する意見に対してどういう所見をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、渡辺委員から冒頭に御指摘ありましたとおり、国民の政治不信が極限にまで達した中で過日の総選挙が行われ、そして今回の細川政権誕生、政治改革政権を自負したわけでありまして、全体の政治改革の原点をこ

の国民の政治不信解消に求めながらも、同時にその要点は腐敗をなくす政治改革の実現にある、これが今回四法案一括して提出させていただいた私たちの気持ちでございます。

実は、選挙制度の問題を含めて、全体の政治改革につきましてはかなり長い議論の経過がございます。当初、定数は正から始まり、そしてロッキード事件の後の政治倫理綱領の制定、政治倫理審査会の設置、それを受けてのリクルート事件。この時点におきまして、何よりも政治倫理を最優先すべきである、そして政治資金規正法、腐敗防止法、政治改革は選挙制度だけではなく一体として行われるべきである、こうした議論が当時の国会におきまして与野党の議論のテーマとなり、以来約五年間そうした議論が続けられた中でさきの総選挙を迎えたところでございます。

私は、実務的にこの問題を長年担当してきた者の一人といたしまして、これまでの議論を振り返りますと、いずれかの時期におきましては、どちらかが優先である、すなわち何よりも選挙制度である、ところがいづれかの時期におきましては腐敗防止が優先である、いわば一方が進もうとい

たしますと他方の意見が強調されるということが繰り返されて今日に至ったということを実感しているところでございます。

そうした中におきまして、今回の政治改革は、全体のということならば、参議院の問題あるいは地方選挙の問題等なお政治改革の第一歩、第二歩、国会改革の問題もございましてということになると思ふますけれども、四法一体ということの中で国民の求める腐敗をなくす政治改革を実現する、そのことを現実の成果としなければならぬと考えているところでございます。

今回、もちろん当委員会におきまして、さきの衆議院におきまして、選挙制度の問題だけではなく腐敗防止策、そして政治資金規正法の改正等を含めかなり調達な御意見をいただきましたが、私は、法案を出した立場から申し上げても、今回の連座制の拡大強化、そして政治資金規正法

違反に対して罰則が強化され、公民権停止が厳しく適用されること。特に、幾度か強調させていただいたわけですが、従来の政治資金規正法違反とは異なり、政治家本人が一つになる政治資金管理団体の代表者となつてその監督責任が問われること。言葉をかえまして、従来は政治資金規正法違反については秘書その他が処罰される、出納責任者等が処罰されれば政治家本人は全く処罰される見込みがなかったということなどについて一変させたわけでありまして、その意味におきましては、今回の新しい腐敗防止の体系というのが現実的に適正に適用されることになればかなりの効果を上げるものと、こう確信をしております。

そうした腐敗防止と一体となった選挙制度としての小選挙区のテーマでございます。御指摘のとおり、確かにその小選挙区の部分だけを見れば、死に票の問題等については、これはどなたが議論しても結論は違わないと思ふますけれども、かつての全部定数を五百単純小選挙区制ということではなく、そうした欠陥を補うために比例代表部分について二百五十、二百五十、今回修正されて二百七十四、二百二十六で補うけれども、そうした修正をすることによって、広く民意を反映し、死に票が小選挙区で起こることを補うという、そういう、そうした全体のものとしてぜひ四法一体成立ということで御理解のほどをお願い申し上げます。

○渡辺四郎君 確かに、提案者としての政府のお考えはそうだと思うんですが、私が申し上げたいのは、これほど長年政治不信が続いてきておる、そういう中で、やっぱり国民にこたえるために直接的な効果のある部分で一本でも二本でも成立を図っていくというのが政府なりあるいは我々国会に与えられた任務ではないかというふうに私自身は感じておることを申し上げておきたいと思ふます。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、渡辺委員から冒頭に御指摘ありましたとおり、国民の政治不信が極限にまで達した中で過日の総選挙が行われ、そして今回の細川政権誕生、政治改革政権を自負したわけでありまして、全体の政治改革の原点をこ

の国民の政治不信解消に求めながらも、同時にその要点は腐敗をなくす政治改革の実現にある、これが今回四法案一括して提出させていただいた私たちの気持ちでございます。実は、選挙制度の問題を含めて、全体の政治改革につきましてはかなり長い議論の経過がございます。当初、定数は正から始まり、そしてロッキード事件の後の政治倫理綱領の制定、政治倫理審査会の設置、それを受けてのリクルート事件。この時点におきまして、何よりも政治倫理を最優先すべきである、そして政治資金規正法、腐敗防止法、政治改革は選挙制度だけではなく一体として行われるべきである、こうした議論が当時の国会におきまして与野党の議論のテーマとなり、以来約五年間そうした議論が続けられた中でさきの総選挙を迎えたところでございます。私は、実務的にこの問題を長年担当してきた者の一人といたしまして、これまでの議論を振り返りますと、いずれかの時期におきましては、どちらかが優先である、すなわち何よりも選挙制度である、ところがいづれかの時期におきましては腐敗防止が優先である、いわば一方が進もうとい

ておりますが、この点から見ても、特に我が国の憲法前文を初め、その原則はもろもろ主権在民であつて、国民の意見をいかに政治に反映するか、こういう立場で今度の制度も検討されたというふうな思つておりますが、そういう立場から見ても、憲法学者でもあります大臣は提案に際して憲法に照らしてどういふ評価をされておられるのか、私三十分しかないものですから簡単にひとつお聞かせください。

○国務大臣(山花貞夫君) 若干短く理念的なことで申し上げれば、私は、今日の憲法の体制、議会制民主主義を想定しているわけですが、それが全く危殆に瀕したというのが昨年暮れまでの現状であつて、そのことに対して国民の怒りというものが盛り上がったと思つています。

やはり、そこでは議会制民主主義の復権、国民主権の復権、これが政治改革に取り組む基本的な心構えでなければならなかつたと思つておりますし、そうした理念というものをしっかりと踏まえて今回法案づくりに当たつたつもりでございます。

○渡辺四郎君 幾つかの問題について具体的にお尋ねをいたします。

一つは、現行の参議院の比例代表選挙では政党等の推薦する者を名簿登載者というふうにしておりますが、今回の法案では名簿登載者は政党等に所属する者に限るといふふうに変更したわけですが、この変更する理由は一体どういうところにあるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 今御指摘の部分は、参議院と違つた衆議院の立候補要件、立候補の手續についての大きな差でございます。

衆議院におきましては従来の中選挙区、個人本位の選挙制度から今回は政党本位の政策で争う選挙制度にする、こうした観点から政党の所属議員を届け出る、これが今回の衆議院選挙における特徴でございます。参議院におきましては、党員じゃない方についても推薦した方、党外の方でもよろしいというところによつて衆参の違いとい

うものが出てくるのでございます。

○渡辺四郎君 それはわかりましたが、それじゃまず新しい政党要件の問題の一つとして、衆議院の比例代表選挙の候補者届け出要件で、国会に議席を持たない新党の場合、候補者数が三十人以上の名簿提出が一つの要件となつておる。この三十人以上の根拠というのはいかなるものかというのが今までもいろいろ議論されてまいりました。

時間の関係がありますから、私は一つの根拠として提起を申し上げたいわけですが、国会法の第五十六条の議案の発議権あるいは五十七条の予算を除く修正動議権、これから見れば衆議院は二十名、参議院は十名という数でこの二つの条文を満たしたいわけの国会活動、政党活動ができるわけですが、こういう点から見れば国民も納得するんじゃないか。特に、新しい政党の三十人ということになれば、後ほど申し上げますが、供託金との関係もあつて大変困難だ。だからここを思い切つて、最初憲法の原則を申し上げましたが、民主主義のパロメーターともなるわけですから、私は十人にしてもいいんじゃないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) この名簿届け出要件につきましても、一言で言えば政策判断として出させていたところからして、いろいろ御意見については尊重しなければならぬと思つています。

政策判断として出した理由につきましては、今御指摘の国会法五十六条、予算を伴う法律案でも二十人という一つの基準がある、法律案なら十人であるという一つの材料だと思ひますが、現在の届け出要件につきましても確認団体選挙という形をとつておりますから、衆議院では二十五人、参議院では十人というのが確認団体選挙の要件でございます。現状十人というのは定数比例代表五十人に対して十人ということでございますので、五十人以上だと、二百二十六人と十人より多い必要があるのではなからうか、一方において衆議院で従来二十五人であつたということなどもしんしや

くをした中で三十人と、こうした政策判断をした次第でございます。

昨日も三要件はきつてはないかという御意見をいただいたので、政府としてはそうした政策判断をお示しさせていただきましても、御議論をいただいているいろいろと野党で合意いただくと、また御意見いただいたものについては尊重いたします。こういう答弁をさせていただきましても、今申し上げたこれまでの制度との比較からしますと、このくらいの要件が必要なのではなからうかと、こうした提案をさせていただいたわけ

今御指摘の問題につきましては、なおこれからの与野党の御議論ということについて関心を持つてその御意見というものを尊重していきたいと、こういう気持ちを持つておるわけでござい

○渡辺四郎君 政治改革の中で、特に選挙に対して金がかかり過ぎる、そういう問題から政治改革をやつていくのではないかと一つ一つのスタートの原因にもなつたわけですが、今申し上げましたように、新党を結成して比例区に立候補すれば三十人以上の届け出が必要だとしますと、比例区でありますから供託金が一人六百万円、いろいろお話がありましたように、一億八千万円が必要になつてくる。

この政府案でいきますと、例えば単独で政権を目指すというところになりますと、小選挙区で百三十八名以上の立候補者を立てなきゃいけない。これに対しては四億一千四百萬円の供託金が必要。比例区で百四十名以上の名簿登載をしなきゃいけない。そうすればこの時点で六億八千四百萬円。合計十億九千八百萬円の供託金が必要なんです。供託金だけでも十億九千八百萬円、単独で政権をとろうとすれば供託金が必要なんです。それ以外に選挙費用も要るわけです。

このような巨額の供託金を必要としておる国は世界に余り例がないではないか。ですから、私

は小選挙区にしても比例区にしても二分の一ぐらの額に落としてみようではないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 供託金をいただくのは、どうしても選挙法をつくるときに候補者の数によつて放送時間とか新聞の広告の大きさとかを決めざるを得ない、そのときに、全く当選を度外視して出るといふことを防止するために供託金をいただいているわけでございます。

これは昭和二十五年のときに、衆議院と参議院の全国区と地方区、皆供託金が三万円、それから分担金というのが当時ございましてこれが二万円、合計五万円ということになつたわけでありま

す。その後物価上昇率とかあるいは公営化が進んでいくというふうなことを入れますと、ずつと計算してきて今三百万円ということになり、重複立候補すれば六百万円ということになつておるわけですが、委員御承知のように三百万円というのは今と変わつておるわけではないわけ、それ自体の金額はいじつておるわけではないわけ

ただ我々政府といたしまして、候補者一人当たり選挙の公営費が一体幾らかかっているかといひますと、これは落ちた人も含めて千四百五十万円かかっているわけですね。これを議員当たりとして見ますと二千七百十三万円が公営費でござい

ます。そのほかに投票所を設けるとかその他の執行経費が必要でございますので、執行経費を入れますと候補者一人当たり四千三百七十八万円ということ、四百二十九億円が平成五年の衆議院選挙ではかかつておるわけでございます。

○渡辺四郎君 いや、大臣の言葉じりをとらえる

わけではありませんが、確かに法定費用は一定の得票数をとれば没収されないということはわかっておりますが、しかし、選挙のスタートに当たって、登録段階で政権を目標せし十億以上の金を準備しなさいいけない。選挙に金がかかり過ぎるといふ議論から発展をきたすわけですから、そういう点から見れば供託金も、少なくとも比例区の場合、重複立候補の関係がありますが、私は三百万でもいいんじゃないかということを申し上げておきたいと思うんです。

時間がありませんから、次に三%要件について。私も幾つかの問題点を持っておりますが、まず政党要件で、候補者届け出要件と政党助成の要件とがありますが、いま一つが比例議席の配分要件です。

当該選挙での得票率が三%以上ある場合に比例議席の配分要件を満たすというふうになっておりまして、本委員会でもかなり多くの委員からもお話がありました。先ほど山花大臣からも昨日の委員会での質問に対しての一定の御見解をいただいたわけですが、先ほども申し上げましたように、国民の少数意見をどう政治に反映するかという立場から見れば、例えば一%でもいいんじゃないか。しかし、政府が今提案をしております政党本位、政策本位の政治を求めていくんだ、進めていくんだ、そういう点から見れば幾らか問題があるかもしれないという御見解もあるかもしれませんけれども、憲法の理念からいった場合には、私は一%でもいいんじゃないか。

こういうことについてはひとつ思い切って閣議でも議論していただいて、与野党に相談していただいて、政府にとっても修正できることではないかというふうに思うわけですが、大臣の御見解をお聞きたいと思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 少し言葉を絞って御説明させていただきますが、五人・三%要件につきましては、五人要件については既にこれまで法律に幾つか、政治資金規正法等、確定し

たものとして運用されてまいりました。

今回三%といたしましたのは、四%要件という参議院の現行の要件ということにらんだ中でのものですけれども、ドイツ、ロシアなどは五%、イタリア、ブルガリア、ハンガリー、スウェーデン四%、韓国三%と、比例区を全国でやっている国におきまして選挙制度のもとにおきましてはこうした阻止条項というものを設けて、余りにもたくさん的小党が乱立することを防ぐという措置を講じているところがございます。

これは、いろいろ政党助成その他も全部横並びで関連してくる問題でございますので、そうした中から三%を出したわけでございますけれども、この問題につきましては昨日も江本議員にお答えさせていただいたところでございまして、昨日も正確に申し上げましたが、政府としてはベストと申して政策判断で出しているわけですが、十分御議論いただいて、野党あるいはそれぞれの会派の皆さんの連立与党との御相談ということがあれば、今後この法案の修正なり改正なりという問題につきましては私も担当大臣の立場として努力をさせていただきたいということについてお話をさせていただきまして、ただ、きのうも江本委員に対して、二%から下げることはいゆる横並びの関係を入れますと難しいんじゃないでしょうか、こういうふうにお答えをしておいた経過もございまして。

同時に、実はこうした大事な問題でございますので、この問題については担当相としてという約束についてはきちんと守っているつもりでございます。いまして、きょうも、昨日のそうした経過につきましまして、閣議の後の懇談会におきまして各閣僚の皆さんにはそうした答弁をいたしましたということについて御報告をしております。また、連立与党の皆さんにもそうした答弁をいたしましたというところについては御報告をしております。今後、この問題について注目していきたい、こう思っているところでございます。

○渡辺四郎君 私は今の大臣の御答弁をお聞きしまして心強くしたわけですが、やはり今日の非常に複雑多様な社会状況の中にもありますし、そういう中ではますます国民の意見は幅広くなってくると思うんです。そういう意見をどう政治に反映をしようかという立場からは、各委員が政府に対してお願いしておりますように、この三%条項についてはぜひひとつ引き下げをお願いしたいというところを申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、これも数人の委員からお話がありましたが、現行の地方選挙の公営の概要について、また今後どういうふうな充実強化をすべきというふうな考えがあるか、まずお聞きをしたいと思っております。

○政府委員(佐野徹治君) まず、地方選挙公営の概要でございますけれども、この選挙公営につきましては、従来個人演説会の公営施設の使用等がございましたけれども、御案内のとおり、一昨年、平成四年十二月のいわゆる緊急改革によりまして、例えば選挙運動通常はがきの郵送の無料化だとか選挙運動用ポスターの作成費等、こういったものを公営の対象とできるようにその拡大を図ったところでございます。

今後の公営の拡大の問題につきましては、緊急改革によりまして法律改正後の実施状況とか今後の選挙の実態等も踏まえまして検討を続けてまいりたいと考えております。

○国務大臣(山花貞夫君) 選挙部長から今お答えがありましたけれども、当委員会における議論などを踏まえ、私と自治大臣と選挙部長など関係者が集まりまして、どこまでできるかについては検討を進めているということについて誠意を持って対応しておりますことについて、一言ちょっとつけ加えさせていただきます。

○渡辺四郎君 ついでと申してはあれですが、これもたくさんの方の意見がありましたが、政府側の提案の政治改革が先ほど申し上げましたように政党、政策本位だということに言われておりますが

れども、特に町村段階ではまだまだほど遠い状況だと思っております。特に地方段階では首長、議員の皆さんの多くが無所属だということが多くの議員から言われておりました。

私がここで求めたいのは、地方の無所属議員を含めて、政治家個人に対する政治活動に対して何らかの公的助成を考へるべきではないか、それは条例でやったらいいじゃないか、自治体でやったらいいじゃないかというふうな言われますけれども、なかなか自治体でも財政のアンバラがありまして、出したいけれども出せないという自治体もあるわけですから、そこらについて何か考えがあればひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 幾度か大変問題点という御指摘をいただいたわけですが、今回の政治改革法案の一つの眼目は腐敗をなくす政治改革、そしてその中の一歩大事な部分は企業・団体献金の問題についてどう取り扱うかということであると承知をしております。

今回、全面禁止ということではありませんけれども、政治家個人、後援団体に対する企業・団体献金禁止については即時完全にする、半歩大きく踏み出した、これが一つの大変大事な新しい選挙資金についての制度とシステムの変更でございます。その意味におきましては、政治家個人という立場では、国会でもあるいは地方議員の皆さんの場合でも、これは政党所属、無所属を問わず、個人献金については全部禁止しようという新しい精神に基づいた第一歩を踏み出すというところでございますので、このことにはお互い苦しくてもぜひ御協力をお願いしたいというのが今度の提案の趣旨、意味でございます。

今、個人に対し、特に無所属の方ということになりますと、なかなか理屈としては難しいところもありまして、一方において、じゃ無所属の方だけに對してできるのかというと、これはなかなかできないかと思ひますし、というふうな問題などについてはなお検討すべきところは残っていると申ひますし、また選挙の公営という格好で今は随

分公営は進んでおります。そういうことでは、ほとんどお金がなくても選挙に出られるぐらいの公営が進んでいるところもございまして、先ほど申し上げた趣旨でぜひ御理解のほどお願いしたい、これまで答弁してきたところを若干重複になりますけれども繰り返させていただきますと思います。

○渡辺四郎君 最後にちよつと要望を申し上げておきます。

下村委員からたくさん障害者の政治参加の問題あるいは権利行使の問題について御意見出されましたが、今の郵便による不在者投票の関係の公職選挙法の四十九条の二項、政令の五十九条の二で、いわゆる身体障害者手帳を交付された方についてはこの法律の適用によって郵便投票ができるわけですが、公務災害等によって同じ二級なら二級という障害を受けながら、障害者手帳を持たなければ受けれない、郵便投票ができないという仕組みになっておられるわけなんです。これは福祉事務所に行つて手帳をもらわなきゃいけない。

ですから、ぜひひとつ自治省の方で、そういう部分に、たくさん寝たきりの人もおりますし重度の人もおりますから、指導していただきたい、これは要望しておきたいと思ひます。

(拍手)

○委員長(上野雄文君) 午後零時五十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後零時五十一分開会

○委員長(上野雄文君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、六案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○久世公麿君 私は、昨年の十一月二十六日に本会議におきまして政治改革四法案につきまして代表質問を行いました。ほぼ網羅的に質疑をいたした

ましたが、各大臣の答弁は極めて不十分でございします。その後、総括質疑や一般質疑におきまして同僚議員から私の指摘をいたしました事項につきまして品質が向上しましたが、どうも明快な回答は得られず、改めて質問をいたしたいと思う次第でございします。

時間の関係から、参議院の選挙制度に関する問題を中心に質疑を申し上げます。

参議院の審議はまだ十分でございまして、きのう現在で四十三時間でございますので、衆議院の百二十一時間に比べますとまだ三五%、前国会における衆議院の分も足しますとわずかに一九%の時間しか審議をしてないわけでございます。

どうもこの政治改革法案の審議につきましては衆参を通じて納得のいかない点があるわけでございますが、例えばアメリカの都合によって左右されているような気もいたすわけでございます。

といひますのは、衆議院における採決の日は、十一月十九日にAPECの際に行われる日米首脳会議に出席するためにどうしても十一月十八日に採決をしなければいけない。そして河野・細川会談もそのために時間的な制約を受けております。参議院の審議におきまして、この委員会の本格的審議に入ります前、二月十一日に日米首脳会談がある、そのときから逆算をいたしまして、例えば当初予算の大蔵原案の閣議であるとか、あるいは税制大綱の決定であるとか、そういうものを逆算するとどうしてもここに行かなければいけない。そういう米国の事情というのがかなり左右していると思うわけでございします。

非常に遺憾なことでございます。

さらに、当委員会におきましては、審議の過程においていろいろと納得のいかないことが多いわけでございます。こゝ一週間の事情を考えましても、公聴会の日程は無効な議決に基づいて決定をされております。また、その後は委員長の不信任動議が可決されるというこの委員会が始まってな

ことが行われておりますし、その不信任議決の後には選任された委員長がまずやりました仕事は動議の採決であったわけでございします。そういうふうな、どうも納得のいかないことが続いております。

さて、衆議院におきまして前の国会では、これはもちろん自民党案、社公案というものが出ておりました関係でございします。委員同士の間で活発な議論が行われた。これが国会だと国民はそのときに非常に国会の生き生きとした活動に拍手をしたわけでございします。今は政府提案だけ。私は、自民党案のあった衆議院のように参議院におきましても委員同士の議論がいろいろとあった、こういう思いがするわけでございします。

そこで、これからの議事運営でございします。今ようやく審議が入り口から中盤に入つてきておりまして、いろいろな問題がこの参議院において浮き彫りになってきております。衆議院におきましては気がつかないような問題や、参議院独自の問題というものが次々にあらわれているわけでございします。

したが、いま、どうかひとつ委員長におかれまして、またこれは与野党共通の問題でございします。修正をすべき点などは地方公聴会が終つたならばよくお互いに詰め合つてそういうことを議論するの、一つでございまして、また公聴会の日程は決まっておりますけれども、我々は良識の府でございしますから、四十五日の会期を設定いたしましたのははかなぬ政治改革法案というものを十分審議するための会期でございします。残された会期というものを十分に審議をしていくべきである、このように考えるわけでございします。ひとつ各位におかれましては、この点を十分に配慮をいただきたいと思います。冒頭をお願いしたいと思ひます。

そこで、早速、参議院制度の問題に入つてまいりたいと思ひます。私は代表質問でも申し上げたわけでございします。衆議院制度の抜本的な改革を行う以上、本来ならば衆参両制度というものを

ワンパッケージで行うのが筋でございします。同時に提案ができないまでも、参議院選挙制度の改革については当然に具体的な構想というものを持つべきでございします。我々自民党におきましては、もう詰めて詰めて自民党の私どもの案というものを確定しております。ここにおきまして委員はもろのこのこと、全議員が隔々々々その議論というものをしているわけでございします。

そこで、責任ある政権として持つております参議院の改革案についての具体的な構想をお尋ねいたしたいと思ひます。

しかし、時間もございせんので、同僚議員もこの点は指摘したわけでございします。私どもの参議院と申しますのは、これは地域代表としての都道府県選挙区と、それから職域職能、あるいは全国組合、あるいは全国規模の政党代表としての全国比例制度、この二本立ての制度になっております。これを一体、今後衆議院制度の改正が行われたらばどうお考えになるのか。ひとつこれは、連立与党でございします。各党によってそれぞれ構想が当然ありだろと思ひますので、その点だけに絞つて簡潔にお答えをいただきたいと思います。

特に山花大臣に申し上げたいんでございします。が、今までの質疑を通じて、山花大臣の答弁は沿革だとかあるいはいろんな点で長過ぎる、それからどうも御質問に答えていないというのが一般的な声でございします。その点はひとつ御配慮をいただきたいと思います。

それでは、山花大臣、石田国務大臣、それから官房長官、それに大蔵大臣、それぞれの党のお立場からこの参議院の構想というものを答えていただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 委員の御質問に対して誠意を持ってお答えをいたしましたつもりですけれども、御発言の趣旨を踏まえてお答えさせていただきます。前段は略します。党の態度ということで御質問をいただきました

が、党内におきましてもかねてから参議院の皆さんを中心として制度改革についての議論が進められてきたこと、そしてそうした党内の議論をもとにして連立与党内におきまして参議院選挙制度の検討委員会というものを設け検討を続けてきたこと、そしてその結果につきましては連絡会議においても報告をしていることを承知しているところでございます。

現在、自民党の参議院制度改革大綱なども検討をしながら党としても独自の検討を進めている、こういう段階だと承知をしているところでございます。

○久世公義君 今、具体的な案についてお答えいただきたいんです。

この選挙区の制度と比例代表区と、その二本をどうするお気持ちなのか、それだけをお聞かせいただきたい。

○国務大臣(山花貞夫君) もちろんこれまでの制度というものを十分踏まえた中のあるべき二院制の姿を検討しているわけですから、御指摘の二つの論点については当然そのことを踏まえて研究しているところだと伺っておりますけれども、結論はまだ出ていない、こういう段階だと承知をしております。

○国務大臣(石田幸四郎君) お答えを申し上げます。

結論的に申し上げまして、我が党もまだ十分成案を得ているわけではございません。ただ、先生今御指摘のとおり、参議院の選挙の制度は地域代表あるいは職域職能代表が選ばれてきた。この流れというのは私どもとしては極めて尊重すべき問題であらうというふうに思っています。ただ、衆議院の小選挙区比例並立制というのは小さな地域の代表でもございまして、そこそこの余り似通ってくるというところはもちろんです。課題であらうというふうに思っております。

さらにまた、パッケージで行うべきだという御議論でございますけれども、しかし政治改革論議は、選挙制度だけではなくて、まさに四法案一括

して今議論をしているわけでございます。海部政権、宮澤政権、細川政権、もう三代にわたって議論をしているわけでございますので、やはり私は政治改革に一定の結論を得べき時期にきているのではないだろうかというふうに思っています。

また、パッケージで改革をすべきだという御議論はありますけれども、衆議院の選挙制度の問題に参議院の選挙制度の問題を絡ませてまいりますと、今申し上げましたように、三代の政権にわたって議論していることがさらにまたこれは膨れてくるわけでございますので、やはりステップ・バイ・ステップというのは適当なやり方ではなからうかと。あるいは参議院で比例代表制が採用されたときには、これは参議院のみの選挙制度の改革の問題として討議をされた経過もございまして、そういう意味で、やはり今回は衆議院の選挙制度の改革を行い、そしてさらに参議院の選挙制度の改革に進むべきものではないかというふうに思っております。

○国務大臣(武村正義君) 党としては、衆議院の選挙制度改革を基本にしたこの法案を成立させることに全力投球であります。その後、参議院の選挙制度改革に真剣に取り組んでいこうと。段階的な姿勢で対応をしていきたいと思っております。

思い返しますと、もともと久世委員と一緒に自民党の中でリクルート事件のさなかに政治改革の議論が始まりましたとき、あの案がつくられましたが、あのときからなぜか衆議院先行、衆議院についてはかなり明確に書いていますが、参議院については定数削減と抜本改革ということだけで終えておりました。

その後、自民党は海部政権のときも宮澤政権のときもほぼ同じような基本姿勢、衆議院を先行させてその後参議院という姿勢は一貫しております。このたび党として御苦労いたいただいて一つの考え方をとおまとめになったことは認識をいたしております。

論があらうかと思いますが、やはり背景として、リクルート事件がそうでありましたが、スキャンダルが起きますと残念ながら衆議院の側に圧倒的に多い、だから参議院は問題がないという言い方はきれいに聞こえるかもしれませんが、少なくとも事件になる場合は衆議院議員が非常に多いという実態がございまして、それはなぜか、衆議院の選挙制度だと、こういう問題意識からスタートしたのではないかと。それで大綱そのものもあやう書き方をしましたし、また第八次選挙制度審議会も衆議院先行のような形で答申をされ、後から追加的に参議院のことも出していただいたという沿革がございまして、いい悪いは別として、その流れに沿って今日に至っているというふうに認識をいたしております。

○国務大臣(藤井裕久君) 私は新生党の党首でも何でもございせんが、御指名でございまして、

今、各党申しましたように、連立与党の物の考え方としては、とりあえず衆議院制度の改革をやり、その上に立つて参議院制度の改革に取り組む、こういう姿勢であり、新生党としても同じに考えております。私も全国区議員と比例代表議員、おのおのやらせていただいております。二院制のもとにおける参議院の重要性というのは非常に承知をいたしておりますので、今後、連立与党の中で参議院が二院制としてふさわしい立場を、また機能を持つていただく方向で努力をしてみたいと思っております。

○久世公義君 どうも四人の方々、それぞれの党の代表ないしは代表に次ぐ方にお話を承ったわけでございますが、全く案がない。それぞれの党には参議院の一番基本的な事項、地域代表と比例代表のこの二本立てをどうするのかという一番基本的なことも案がないというふうに私は受け取った次第でございます。

そこで次に、久保田国務大臣と広中国務大臣、このお二方は連立与党の中であつた二人の参議院議員でいらつしやいます。前の政権のときは参議

院から三人ないし四人の大臣が出ておりました。しかもお二方とも女性でいらつしやいます。私は、社会党にも公明党にもすばらしい男性の方がたくさんおられると思つておるわけでございますが、細川内閣では女性お二人を参議院議員の中から選任されたわけでございます。組閣の翌日の新聞によりまして女性三人と、そればかり強調して、参議院からということとはほとんど書かれていなかったわけでございますが、このお二方、それぞれ参議院議員として参議院制度の改革について当然お考えがあると思つています。

今の二点について、地域代表と全国の比例代表、この制度についてどういう考えを持っておられるか、簡単に聞かせをいただきたいと思つています。

○国務大臣(久保田真苗君) 私、もちろん党を代表する立場でございせんが、ただ参議院の社会党の中でも参議院改革にこれまで長く取り組んできたという経緯がございまして、そんな中から自分の感想ということで述べさせていただきます。

私は、地域を代表する参議院議員といえども、国全体を代表するのが第一義的なものだと思つています。しかし、その中で、それぞれの地域を背負つてその背景の中から出ているということは大変大事なことでございまして、その意味から都道府県単位のものがあつたということは当然だと思つています。また、かつての全国区が職域あるいは学識、そういうものを代表するような制度になつておりました。余りにも選挙区が広く、残酷区と呼ばれる状態の中から現在の比例代表制ができたと思つています。したがって、いろいろな結果を考えた末の結論だと思つておまして、私自身は今の参議院の選挙制度のあり方が甚だしく支障があるものとは感じておらないのでございまして。

そしてなお、二院という性格からいいますと、参議院は被選挙権の年齢が衆議院よりも五歳高い。それは一定の経験なり学識なりというものを余分に要求されていることだと思つています。ま

た、解散がなく六年の任期があるということは、じっくりと立法作業あるいは国政調査に取り組むという使命があると思います。そして、その意味から参議院は常在戦場の衆議院のお仕事をチェックさせていただくという任務を濃厚に持つておると思います。したがって、私が感じておることを申し上げますならば、むしろ選挙制度というよりは参議院の運営について改めるという意見を私自身も持つておりますし、社会党の中でもそのような意見が多かったと思います。

その一つは、参議院については衆議院のコピーであるという批判がありますところから、ある程度党議拘束を緩和することだと思えます。それがなければ衆議院をチェックするなどということはおよそできないことだと思えます。

ただ、その中で一党のみがこれを実施するということは事実上不可能でございますので、その面から私は改革を望むものでございます。

○国務大臣(広中和歌子君) ちよっと私の立場を説明させていただきます。

私は、公明党・国民会議のメンバーでございます。公明党の会派に属し、そして公明党と御一緒に仕事をしております。参議院議員として七年間の経験を経た後、このたびの新内閣におきまして閣僚に選ばれましたことを大変に光栄だと思っております。また私の同僚、すばらしい男性議員の方々を差し置いて、また女性議員もいらっしゃいますが、私が選ばれましたことに対してひどく恐縮した思いをしているところでございます。

参議院の制度でございますけれども、私はこの比例代表制度によりまして公明党はいわゆる党外の候補も含めて広く人材を求めるといいうような国民会議方式の中で選ばれた者でございます。私は公明党がそのような方式をいまだに続けているところでございます。他の政党もこうしたことを始められたわけでございますけれども、公

明党が一番幅広く人材登用ということでは党員外の方を求めているということは広く知られていることではなからうかと思えます。

参議院のメンバーといたしまして、私は参議院の改革、そしてまた広く政治改革にも関心を持つてまいったところでございます。当然、選挙制度の改革は両院、衆議院も参議院もそれぞれ整合性のあるものとして、補完的な役割を果たすものとしてされなければならないと思えます。そして、それぞれの政党はそうした形で選挙制度を考えてこられたのではないかと思います。

例えば、自民党におかれましては参議院選挙制度改革大綱をおつくりになつておられるわけでございまして、しかしそういう中で、今提出されております政治改革法案というのはそれぞれの政党のオリジナルな形とは多少違つておられるわけでございまして、そういう中ではこれから参議院の選挙改革ができた後で改めて新たな法案が提出されるということが、今まで御答弁がありましたように、そういう形がとられるのではないかと思います。

今、久保田国務大臣が参議院議員としての御経験の中からすばらしい御意見を述べられましたけれども、私は参議院には参議院独自の考え方、そして衆議院を補完するようすばらしい制度が生まれることを心から願つておられるところでございます。

○久世公麿君 重ねて久保田国務大臣、広中国務大臣にお尋ねをしたいと思います。お二方は、今まで細川内閣の中で、閣議あるいはその他重要な会議の中で、この今回の選挙制度改革のときに参議院の改革について積極的に発言されたことがありますが、ありませんか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(久保田真由君) 細川内閣の中で積極的に参議院の改革構想について発言したことはございません。

○国務大臣(広中和歌子君) 私も同様でございます。

○久世公麿君 私は、お二方、ちよっとがっかりいたしました。お二方はそれぞれ経済企画庁長官、環境庁長官ではいらつしやいますけれども、その前に国務大臣でいらつしやるわけでございまして、内閣を構成するのは国務大臣でございますから、したがって、参議院議員から出られるお二方は、当然のことながら、閣議におきまして積極的な参議院についての改革、あるいは衆議院とのバランスというものを発言していただきたかつた。今後においてもぜひ発言をしていただくことを期待したいと思つておられます。

今、いろいろお聞きをいたしましたけれども、明確なる改革案をお持ちでございませぬ。そこで、今回の衆議院制度の改革と参議院選挙制度について考えてみますと、衆議院選挙制度が抜本的に改革されたから参議院の制度というものを改革をするのか、それとも参議院選挙制度自体の改革が必要だから改革をするのか、これは大変私どもにとって大事な問題でございます。

例えば、衆議院の独自の改革で参議院に影響することがない改革、例えば前国会で自由民主党が出しておりました単純小選挙区、あれでありましたら全く参議院制度の改革の必要性はない。それから二番目に、衆議院の独自の改革、これを契機として参議院もひとつ考え直してみよう、例えば先ほどの単純小選挙区であっても、衆議院がそれほど抜本的な改革をするならば参議院もこの際に考えてみよう、これならわかります。

と申しますのは、私は本会議でも申し上げましたように、今回の改正のような抜本的な制度改革というものは、大正十四年以来今までの歴史を振り返つてみますと、二十年に一回か三十年に一回しか起こらない大きな改革でございます。したがって、今の二つのケースならまだわかる。ところが、今回の改革は衆議院の独自の改革、それが全く結果としては参議院と同じ制度になつてしまつた。したがって、衆議院のあり方で参議院を改革しようと、今、皆さん言うておられるわけでございます。私は、本会議におきまして、この

参議院という神聖なやかに土足で入り込んできたのが衆議院である、このように申し上げたわけでございますが、この点をよく御承知おきをいただきたいと思つておられます。

私は、本来、衆参ワンパッケージで、それができなくとも、少なくとも連立与党は独自の改革構想をお持ちの上でこの衆議院の改革というものをやるべきであると、重ねてこの点を申し上げておきたいと思つておられます。

両院制を憲法が認めている以上、現に存在しておりますところの参議院選挙制度と競合、矛盾するような改正を行うこと自体、憲法違反とまでは私は申しませんが、少なくとも両院制の趣旨というものが甚だ背くことになることは疑いを得ないわけでございます。従来の答弁のように、衆議院の比例代表制と参議院の比例代表制というものは専門的な見地からは違つてもいいかもしれませんが、重複立候補制はあるとか、あるいは政党の登載者、政党所属者のみならず政党推薦の者もあるとか、そんな技術的な問題というのは国民にはわかるものではございません。国民から見れば、この二つの制度は全く同一であると見ても過言ではないと思ひます。私は本会議におきまして、同時選挙になつたら国民はどう戸惑うかということをおし上げたわけでございます。

きのう実は同僚議員から質問がございました。比例代表選挙におきまして、参議院は従来全国区あるいは比例代表という全国規模の名簿の選挙を行つておりますが、そのときの候補者は少なく百人、多くて約三百人、あるいは少し多くなつたこととございます。それに対してきのうも御質問がございましたが、自治大臣にお聞きしたいと思ひますが、今回の選挙の場合、大体何名が衆議院の比例代表の名簿に登載されるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) それは連立与党がどういう選挙協力をしたりするかによつていろいろ違つておられますので、私が確たる数字を申し上げることはできません。

○久世公義君 私、大まかなところ、小さな政党は別といたしまして、大きな政党がそれぞれ候補者を出すとすると千名から千五百名の間、大体これは間違いない数字だろうと思います。千名から千五百名でございます。

山花大臣は今東京十一区でございますが、東京十一区には投票所は何か所ございますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私は、何か所かということについては今正確なところを承知しておりません。

○久世公義君 東京十一区は広うございますから三百九十三方あるわけでございまして、今度の小選挙区になりますともつと数が減るわけでございますが、それにしても大変な数の投票所があるわけでございます。そこに千名ないし千五百名の名前を投票所ごとに必ず一カ所は掲示をしなければいけません。

そうなりますと、そのときの風景はどういうことを連想されますか。私はこれを連想した場合、千名ないし千五百名、順番もついている。うちの先生は百七十一番目だとか、こういうことになるわけです。どう見ても入学試験の合格発表とお考えないわけでございます。だから、目の悪い方などはオベラグラスでも持つていかなければ見れない、こんな選挙管理体制になると思えます。

自治大臣、選挙の管理執行、そこまで今お考えでございますか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 選挙法を出すときには、当然あらゆるケースに万全な体制がとれるようにして法案を提出させていただいております。

○久世公義君 これからは佐藤自治大臣を中心にしてお伺いをいたしたいと思います。

比例代表の単位でございますが、これはきのうも御答弁がございましたが、私が今お尋ねをいたしましたのは全国単位、国民から見れば全く参議院と同じでございますが、この選挙管理、執行体制というものは非常に私は心配です。今、万全だ

とおっしゃいましたけれども、決してそんなものではないと思います。

そこで、二番目にブロックの問題でございます。これもきのうの御答弁によりまして、いろいろと考えている、こういうお話でございますが、ひとつブロックについてお尋ねをしたいと思えます。

ブロックと言えは今までいろんな調査会の答申や何かがございますが、一般にブロックと言われる場合は、一つの基準になりますのが国のブロックの出先機関でございます。各省それぞれ、法務局とか財務局とか地方農政局とか通商産業局とか管区警察局とか、いろいろございます。静岡県、長野県、新潟県、どこのブロックにこういうものは属しておりますか、自治大臣。

○国務大臣(佐藤観樹君) 突然の御質問なので正確なことはお答えできませんけれども、各省庁それなりの歴史を持つておりますので、違っているところがあれば同じところもあるというふうに認識をしております。

静岡県がどうなっているか、直接には今お答えしかねます。

○久世公義君 佐藤自治大臣が選挙制度にお詳しいことは私もかつて一緒の場でテレビに出たこともございますのでよくわかっておりますが、今は自治大臣でいらつしやいますから今お尋ねしたことぐらひはおわかりかと思つて通告なしにお尋ねをしたわけでございます。

例えば静岡県の場合におきましては、東京なり関東なりに所属しているのが半分、それから東海ブロック、中部ブロック、みんな違うわけでございます。長野県の場合におきましては、関東なり東京のブロックから、あるいは関東の、信越というブロックから、信越だけのブロックから、新潟県の場合におきましても、東京、関東のブロックから、北陸のブロックからいろいろそれぞれの出先機関によって違うわけでございます。ブロックという、島の場合は問題がないだろうとよく言われます。四国四県。

自治大臣、高知市と松山市というのは電車で行くところのくらいかと思われませんか。感想だけで結構です。

○国務大臣(佐藤観樹君) これは、このごろ高速道路ができてつづいてございますが、電車という御質問でございますので、松山と高松でもたしか二時間ぐらひかかると思えます。高知ともないますとずっと回つて行かなきゃいかぬので、違つていかもしれませんが、六、七時間かかるのではないかと思います。自信ございません。

○久世公義君 自治大臣、慎重に六、七時間と。たつた松山と高知で六、七時間もかかったら大変でございます。特急を多度津で乗りかえて行けば五時間で行きます。ただ、五時間というのは「のぞみ」で東京から博多までの時間と同じでございます。まして、一番まとまりのいいブロックと思われる四国ブロックも、実は行政的にも政治的にも経済的にも四国山脈を挟んで全部背を向けているというのがあると思ひます。したがって、四国のある県の知事などは、どこかで会議があるときはまず大阪まで飛行機で飛んでまた大阪から飛行機でその県に行くと、こういうことをやっておられるところもございまして、決して一休性を持つていないものではないと思ひます。

それでは、自治大臣にお尋ねをいたしますが、前国会におきまして社公案ということでお出しになりましたその選挙区の関東のブロックは、どういう仕分けになっておりますか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 東京を除きまして、東の方からいきまして千葉、茨城、栃木、群馬、埼玉まで持つてきたと思つております。それから、西の方が神奈川県と山梨と静岡、これを一につにいたしました。静岡は普通は関東とは申しませんが、まとまりからいって、あるいは人口大体一千万というのを頭に入れます、そういう仕分けにいたしました。

○久世公義君 石田国務大臣、社公案のうち近畿はどのように分けられておりますか。

○国務大臣(石田幸四郎君) 突然の御質問で今資料

料がございませんので、正確な御返事はいたしかねます。

○久世公義君 前国会におきまして、自民党案に対して社公案、私も随分勉強させていただきましたが、党首でいらつしやいます石田国務大臣がどう分けたか覚えていない、これでは私は、党の案として今さらながらこつちが一生懸命勉強したのにとこのことを悔やんでいる次第でございます。

北近畿として滋賀、京都、兵庫、南近畿として大阪、奈良、和歌山。私は、実はこの社公案のブロック制を見たときに、およそ世の中で言われておりますところのブロックと全く違うブロック、先ほどから申しましたように国の出先機関、あるいは国土総合開発法に基づく各ブロック区分、そういうものと比べますと全く違う。いわゆる縦割り。縦切りにしているわけでございます。こんなものがブロックとして成立するわけはない。

きのう佐藤大臣は、自信を持ってブロック制もいろいろ検討したと言われるけれども、これでは全くなつていない。こういう社公案のようなのは国民の経済とか社会とかそういうものとかけ離れている。私はブロックというのは絶対に国民に定着してはと思ひませんけれども、またこれをとるべきではないと思つてございしますが、社公案が余りにも現実と離れているのにあえて驚いたわけでございます。

山花大臣、八次書をよく山花大臣引用されるわけでございますが、第八次選挙制度審議会のこの南関東ブロックというのはどこになつておりますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 資料を見てお答えさせていただきますが、南関東は千葉、神奈川、山梨でございます。

○久世公義君 この山梨、千葉、神奈川、これが一休性があるかどうか全く疑問でございます。こう考えてまいりますと、私は、我が国の国民生活にとつて都道府県というものの対する愛着心

は非常に強いわけでございます。政治、行政、経済、社会のあらゆる単位というものが都道府県でございまして。また、歴史、伝統、文化もそのようのも強いわけでございます。自民党のかつて出しました、否決はされましたけれども、案は都道府県単位のプロック制でございます。私はどう見てもこの国民というサイドから見たら、全国単位はおろか、プロック単位はおろか、この都道府県単位こそすばらしい選挙制度だと思ひますが、佐藤大臣、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 自民党案によりまして、衆議院で廃案になりました自民党案では二名区が二十一区できるわけですね。二名区の比例代表というのは比例代表という多様な民意を反映するということになるんだらうか、それは阻止率が三%だということであるという議論がありますけれども、三分の一以上でありますから三三・何%の阻止率だ。これが比例代表という範疇に入るかどうかということから考えますと、私としては、これはやはり多様な民意の反映という基本から申しまして、やはり国単位、なるべく母数を大きくすべきであるというふうに考えます。

○久世公義君 今、佐藤大臣が自民党案とおっしゃいましたが、社会党案と申しますか、連立与党案のもの案によりまして七つだったと思ひます。いかがですか。二百五十の場合七つであつたと思ひます、二名区は、比例代表の単位が、今言われたのが。

○国務大臣(佐藤観樹君) 私が申し上げましたのは、衆議院で廃案になりました自民党案は百七十一が比例区でございますが、二名区が二十一区できる、こういうことでございます。四十七都道府県のうち二十一が二名区だということで、その意味では非常に阻止率も高いし、二名区という単位では比例代表ということにならないというふうに私たちが考へておるわけでございます。

○久世公義君 そのことは私もよくわかつております。百七十一から二十一になるわけでござい

ますが、私が申し上げましたのは、皆さん方の二百五十の場合七つ。今の二百二十六の場合は九つでございます。したがって、百七十一という自民党の削減案からいへばそうなるというだけでございます。

しかし、先ほどから申しておりますように、この我が国におきまして、都道府県というものは国民に近い、しかも今度の小選挙区比例代表並立制というものがやはり顔の見える選挙を重んずる制度であると思へば、これは当然に単位は都道府県である。それ以上に、全国は我が参議院というものと全く同じになるから絶対にこれは許されな。また、プロックも、先ほど申し上げましたように、皆さん方もよくわかつておられない。そんな程度で日本にプロック制なんかをとるべきではない。二十一世紀になってやがて道州制の問題が起つたり首都の移動問題が起つたり、地方制度の抜本的な改革が行われるようになれば、また話は別だらうと思ひます。

それでは、今、並立制の問題にかかりましたもので、ちよつとこの関連をお尋ねをいたしたいと思つております。

私は、本会議における代表質問におきまして、我が国において望ましい衆議院制度の究極的な形についてお尋ねをしたわけでございます。そしてそれぞれお答えをいただきました。読売新聞でございまして、次の日にこれを大きく取り上げて分類をされておりましたが、その考え方にありますと、まず一つは、小選挙区のウェイトが高く、二大政党というものをねらいとする制度である。これは羽田国務大臣が大体そういう考え方を具体的に示されましたし、石田国務大臣もほぼ同様な考えをお示しになりました。それからもう一つ、比例代表制に近づけることが望ましいという考え方が、これは私は間違つた考え方だと思ひますが、あり得るのかなと思ひましたが、総理は、どちらかと申しますとその中間とも言ひ得るところの穏健な多党制が目標である、こう答えて

おるわけでございます。

それぞれそういう考え方でございますが、総理はおられませんか、武村官房長官に大体同じようなお考えかどうかを承りたいと思ひますが、藤井大蔵大臣、石田国務大臣、それから武村官房長官、この三つの類型というものをのどれを一体それぞれの党はねらつておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(武村正義君) 今の御質問は、この選挙制度改革をやったときにどうなるのかということを含めてお尋ねをいただいているのだと思ひます。

本来、今回の政権ができるときもそうでございます。また、今回の政権が構成する場合には過半数で政権が誕生いたします。そして、与党、野党という、これは党ではありませんが、議会が二つの大きなグループに分かれざるを得ない。もちろん、法律や条約その他の案件も絶えず賛成、反対をめぐつて賛成の過半数を超える勢力と反対の勢力に分かれざるを得ないという多数決原理が基本になる議会制民主主義の原理を考えますと、賛成、反対、与党、野党という二つのグループを頭に置かざるを得ない。そこに二大政党論の根拠があるというふうに認識をいたしております。

イギリスやアメリカがその典型でございますが、しかし、もうこれだけ世の中が変わつてまいりまして、国民の暮らし方もまさに個性的になつてまいり、考え方も本当に多様になつてまいりますと、しかも、東西冷戦が終わりますと、政策をめぐつて総合的に二つのシンプルなグループに色分けをするということ自身が大変難しい状況であります。政党はそれぞれ旗を立てながら選挙ごとに戦うにしましても、鮮明に白か黒か、甲か乙かというふうな選択を明示することはしにくい状況にきております。

そんなことも含めて、私は二大政党を即期待するのには難しい。この選挙制度はましてや比例代表制を入れておりますから、かなりのウェイトになつております以上、そういう意味でもイギリ

ス、アメリカ的な二大政党ではなしに、幾つかの政党に分かれざるを得ない。しかし、選挙が終わつた後の国会運営については、今回もそうでありますように、二つのグループ、与党、野党、賛成、反対というグループに分かれざるを得ない、こんなふうに認識をいたしております。

○国務大臣(藤井裕久君) 十一月二十六日の参議院本会議で私どもの党首が的確にお答えしたのでございまして、そのとおりと言へば一番簡単なものでございまして、なお敷衍いたしますれば、現在の制度は、もういつも議論で出ておりますように、民意の集約という面と民意の素直な反映という面のミックスだ。そして、そういう中で最終的に政党のあり方あるいは政治の民意の反映の仕方というのは、私は世論というか国民の皆様が決めたことであるとは存じますが、そういう選挙の中で幾つかのグループができることは事実だと思ひます。

しかし、今度は政策中心のグループでありますから、それらがいろいろ議論し合う中で一つの方角に収れんしていくというふうに考へております。直ちにそういう収れんが行われるかどうかは別として、将来においては私どもとしては政権可能な二つのグループに収れんしていくのではないかと、またそれが望ましい、これが羽田党首の考えであり、また私どもも新党の合意であるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(石田幸四郎君) お答えを申し上げます。

私は、この並立制の選挙制度につきましては、基本的にやはり政権交代を制度そのものが期待しているというふうな受けとめておるわけでございまして。したがって、この選挙制度の志向するところはやはり二大勢力的な政治勢力にならざるを得ないのではなからうか、このように思つているところでございます。

ただ、それが直ちに二大政党になるかどうかということになりますれば、これはやはり今までの経緯、あるいは国民のニーズの多様性等というこ

とを考えてみますと、直ちにそこに行くかどうかはにわかに判断はしかねる状態でございます。ただ、同時にまた、民主政治の中におきまして最終的に国の政治の方向を決めていかなければならぬわけでございますので、そういった点を考えますと、やはり集約していくことが望ましい。

それからもう一つ、選挙ということを考えてみましたときに、例えば現在の政権与党のあり方、これはいわゆる中選挙区制下におきまして選挙が行われ、そして連立政権が今組まれているわけでございますけれども、それがまた選挙のときにばらばらの政党で公約を発表して、そして選挙をやつて、またその公約がさらに集約されるという形では、これは国民の皆さんは納得しないのではなからうか、このように存じます。

そうしますと、選挙ということを考えてみた場合に、連立政権というものが一つの勢力としての公約を掲げ、そして選挙をお願いする、そういうような形になることが望ましいはずだと、このように受けとめております。

○久世公義君　そこで、山花大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

並立制の本質というものをどう考えるかということ、今度の改革におきまして非常に大事な問題でございます。社会党は、海部内閣の提案の並立制につきまして、当時の田辺委員長は委員長時代の代表質問の中で、民主主義と相入れないとはつきりと言っておられます。ところが、今回の政府提案の並立制につきましては、当時の田辺委員長は朝日新聞のインタビューに答えて、比例代表が中心に居座り、最小限我々の立場が確保できた。要するに二百五十、二百五十の場合は、最小限我々の立場が確保できた。この論法でいきますと、自民党の提案のときには小選挙区が中心であったけれども今回の細川内閣の並立制は比例代表が中心になった、こうお考えになっておられるのかと思ひます。

およそ並立制におきまして、逆の並立制、結局二百五十よりも比例代表の方が多い並立制という

のは世の中にあり得ません。また、同等の並立制というの私はないと思ひます。しかし、二百七十四になった並立制というのは、この最小限ということからするとどうなるのか。そして、社会党としてはあるべき並立制というものをどうお考えなのか、簡単に答えたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君)　かつての三百、百七十一の並立制の時代とは違つて、政府案は二百五十、二百五十、また今日最終的に御指摘のとおり二百七十四、二百二十六となりました。

修正案を前提として、これまでお答えいたしましたとおり、並立制の特徴というものが失われるものではない、こういうふうにお答えをしております。一方が余りにも多いということになりますとどちらが主か従かという関係が出てまいりますけれども、今回の二百五十からの修正の限度におきましては、私は両方の性格というものが相補う形として残っているもの、こういうふうにお答えをしております。

したがつて、過日、私の所属している社会党におきましては大会を行いました、これまでの経過について大会でも御承認をいただいているところでございます。

○久世公義君　どうもはつきりしないお答えだと思ひわけでございますが、これは非常に大事な問題でございます。

我が国の将来の衆議院制度として望ましい形態というのは、今もお答えがありましたように、経済的な過程はありまして、小選挙区のウェイトが高くて、二大政党をやがてはねらつていくというのが私は新生党と公明党のお考えだろうと思ひます。また、総理はおられませんが、武村官房長官がおっしゃいました穏健な多党制というものがそのあたりの考え方。しかし、山花大臣のお答えだけはどうか理解したい。この二百五十、二百五十も比例代表が中心、二百七十四の場合においてもその趣旨が損なわれていないと。大変にわかりにくいことでございますけれども、これはいつ

まで続けていても恐らくそれ以上のことはおっしゃらないと思ひますので、このあたりにいたしたいと思ひます。

それでは、衆議院議員選挙区画定審議会のことについて一言だけお尋ねしたいと思ひます。

この審議会による勧告が得られて、政府提案でこの区割りを出す自信が自治大臣としておありかどうか承りたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹君)　必ずしも御質問の趣旨がよくわからないのでありますが、衆議院選挙区画定審議会の方から内閣総理大臣に對しまして案が出された場合には、内閣総理大臣はそれを尊重して国会に提出をするということでございますから、当然、審議会が設置されて六カ月以内に出された場合にはできるだけ速やかに国会に出させていただきます。このようにお尋ねをいたします。

○久世公義君　この審議会を総理府に設置するのは三権分立の見地から問題はないでしょうか、自治大臣。

○国務大臣(佐藤観樹君)　総理府に設置することにしたことは久世委員も十分御承知だと思ひますのでそのことは申し上げませんけれども、そこから政府案として衆議院、参議院、国会で審議をしていただくわけでございますから、その意味では憲法に触れるものではないと考えております。

○久世公義君　過去の選挙制度の歴史というものを考えまして、この区画というものをいよいよ出すということになると問題が大変大きいわけでございます。前の小選挙区の法案を出した場合は山内閣のときに、当時は選挙制度審議会がまだできなかつたと思ひますが、この選挙制度調査会にたしかつて、その関係でそれが国会に出されたわけでございますが、一人区の場合に對して二人区に修正になったというようなことが原因でこの法案が流れたこともございます。

したがつて、この点はまだまだ先の問題かと思ひますけれども、よくこの問題を念頭に置いて、むしろそれは行政府であるところの総理府に置くよりは、自民党の衆議院みずから区画を定める

という方向にぜひともこれは修正すべきであると思ひます。

総理がおいでになりましたので、質問を変えたいと思ひます。

総理、私は十一月二十六日の代表質問で申し上げたことを少し深めてきょうは御質疑を申し上げます。

その代表質問のときに、私は一昨年末の宮澤内閣の緊急改革としての改正を申し上げました、仏つづつて魂入れずでは困る、どうしてもその成果を上げなければいけないということを申しまして、その例として政治倫理審査会というものを引き合いに出しました。

私は、質問におきまして、「これが全く活用されておられません。政治家みずからが襟を正し、政治倫理を確立する制度として政治倫理審査会の活用が必要だと思ひますが、総理のお考えを承りたいと思ひます。」とお尋ねをいたしました。

それに対して、総理は、「政治倫理審査会についてのお尋ねでございますが、政治浄化を確立するために審査会の活用が必要であるとの御指摘は全く同感でございます。本院におきまして、ぜひその活用を努めていただきたいというふうにお答えをしております。」と、このように答弁をされたわけでございます。

実はこの政治倫理審査会、これはいわくがいろいろあることは御承知のことと思ひます。昭和五十八年十月に田中元総理にロッキード事件で一番の判決が下りました。辞職勧告が行われ、これを求めて国会審議が中断をいたしました。その收拾案としてこの政治倫理審査会ができたわけでございます。たしか発足をいたしましたのは昭和六十年十二月だと思ひます。議運でつくられまして、そのあたりの事情は平野委員がよく御承知のはずでございます。ところが、それから全くこれに使われないままに推移いたしておりました。

実は武村官房長官そこにおられますが、平成元年、自民党に政治改革委員会ができましたときに、武村官房長官も森山委員も私も政治改革大綱

の起草に当たったわけですが、そのときに、その前からこの議論が出ました。私は政治倫理審査会の趣旨というものをよく知らなかったわけです。武村官房長官は私に親切に教えてくださった。政治家がいわれなき疑いを持たれているとき、ぬれぎぬを着せられたとき、みずから進んでこの政治倫理審査会に出ていって、そしてその疑いを晴らすということは大事なことである、こういうふうに私に言われたわけですが、

ところが、この昭和六十年十二月にできた政治倫理審査会は規程が余りにも厳しくて動かない。要件が厳しくて動かないようにできているわけですが、

そこで、まずこれを改革したのが一点。それから、官房長官がそのときに提案された、政治家みずからが進んでみずからの疑いを晴らすという項目を二条の二として結果的にはできたわけですが、この政倫審は、その後、特に平成四年におきまして、それこそ与野党におきまして政治改革協議会と実務者会議で大変議論を行った末、ようやく平成四年の末、参議院におきましては平成五年の三月にできた制度でございます。

ところで、この前からこの当委員会や予算委員会ではしばしば問題になっておりますのは、総理の佐川問題でございます。衆参両院におきまして、総理はたびたびこういうふうに答弁をいたされております。私に対するこの一億円のいわれなき疑念、私はそう申し上げておりますが、そのいわれなき疑念というのは完全に私は水解除されると思っております、あるいは、私もこういういわれなき疑念を持たれることはまことに心外である、このように言われております。

私は総理を昔からよく存じ上げ、また敬愛をいたしておりましたので、総理の御答弁を聞いて、初めは痛々しいと思いましたが、また、たまたましい御答弁を聞いてお気の毒だと率直に思いました。ところが、だんだんお聞きしているうちに、ま

た予算委員会の関係もあつていろんな資料を見させていただくうちに、このよくお使いになる言葉が、さでどうであつたか覚えておりません、全体の中でやりくりをいたしました、古い話なので記憶が定かでない、事務所で行っているもので定かでありません、このような答弁が多かつたわけでございます、特に一番問題になりました契約の点につきましては、契約書については捜しても見当たりません、あつたに違いないけれどもその後書類は紛失をいたしました、一生懸命に捜しましたが今日までに見当たらない、このようにお答えになっておられます。

さらには、麻布のマンションのことにつきまして、そこに住んでおられたかどうかということをお尋ねしたところ、を予算委員会におきましてお尋ねしたところが、「そのように思っております」と。この速記録にはやじまでが入っております、住んだかどうかと聞いています、それはおかしいよ、住んでいるかどうかもお尋ねしたい、住んでいるのか、おかしいよというやじまでちゃんと速記に入っております。私は率直に、痛々しい、あるいはたどたどしい、こう思っております、多くの聞いておられる方々からは、どうもそれらしい、白々しい、最後にはふてぶてしい、こんな声も出てきているわけでございます。

さらに、佐川急便に対する資料がようやく出た段階におきましては、佐川に大変強くお願いをしてやつとこれだけということを出してきただけです、私の方からはこれ以上申し上げても恐らく同じ返事しか返ってこないと思ひます、このように答えておられるわけでございます。

私は、今でも細川総理がおっしゃりたいいわれなき疑念、自分は大変心外だというお気持ちにはわかるような気がするわけでございます。しかし、この経過を見て、やはり一國の総理である以上はそれは許されなかつたろうと思ひます。そして、特に政治改革というものを、その一番大事な政治倫理という問題、これを通そうとする総理でいらつしやいますから、これはやはり絶対に許さ

れないことだと思ひます。しかも、当参議院の政治改革特別委員会は今まだ衆議院の三五％しか審議をやつていないのでございます。その時間を縮めてこんな審議をしているということは、いささか私は腑に落ちない面がございます。

そこで総理にお尋ねをいたしたのでございますが、現在衆議院でできておりましたところの政治倫理審査会、この中には新しく議員の申し出に基づくとこの審査制度を創設いたしました。それは既に御承知と思ひますけれども、まさにいわれなき疑いをかけられた場合みずから進んでその疑いを晴らす、こういうのに政治倫理審査会を御本人から要請をして開いてもらう、そしてそこにおきましては参考人の出頭を求めることもできますし、国民に対して弁明をすることもできるわけでございます。その政倫審の規程の二条二項による議員の申し出による審査というものを活用されるお気持ちがあるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(細川護国) 今お話しがございましたように、この政治倫理審査会というものができましたのが六十年でございましたが六十一一年でございましたか、それ以来ほとんど開かれていないというが全く開かれていない、おっしゃるとおりでございます、この審査会がもつとやはり活用されるべき姿ではないかとおっしゃることは、私もそのとおりだと思ひます。今後、この問題はまさに国会の運営の問題であらうと思ひますし、どのようにこの審査会というものを運営していくかということにつきましては、ぜひ国会で真摯な御議論がなされることを願っております。

私自身の問題につきましては、この委員会におきましてまた衆議院の委員会等におきましても再三申し上げてきているとおりでございます、再々申すように不備な点があることは大に確かにおっしゃるやうに不備な点があることは大変申しわけなく思っておりますが、しかし私としては、できる限りの資料などをそろえて誠意を持ってお答えをしているつもりでございます。

で、ぜひその点は御理解をいただきたいと思っております。

○久世公義君 今の御答弁の前半分は一般論でございます、そういうことはこの間の私は代表質問でもうお答えをいたしております。総理みずからこれを活用することが絶対必要だということをお答えしておられるわけですが、今、総理御自身の活用という面につきまして私は、やはり眠つていた審査会、それを手続的にできるやうにした、さらには本人が進んで疑いを晴らすことができる場をつくつた、つくつた以上は総理が率先垂範してお出になることをぜひともお願いをしたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(細川護国) ただいま申し上げたことと同じことを申し上げなければなりません、私としては本委員会におきましてできる限り誠意を持ってお答えを申し上げているつもりでございますので、ぜひその点は御了解をいただきたい、こう思っております。

○久世公義君 この前の本会議の総理の御答弁には、政治浄化を確立するために審査会の活用が必要であるという御指摘は全く同感である、ぜひその活用を努めていただきたい、こゝまで言っておられるわけでございますから、私が率先垂範、みずからこれを活用してもらいたいというのに対して、今のお答えでは本会議の答弁というものがうそになるのではないでしようか。重ねて答弁をお願いいたします。(発言する者あり)

○委員長(上野雄文君) お静かに願ひます。

○国務大臣(細川護国) 運営のあり方について、この審査会というものがそれなりの意味を持つということは極めて重要なことである、これはもう当然のこととして私はそのように考えておりますが、私自身の問題につきましては、再三申し上げますように本委員会におきましてできる限り御答弁を申し上げている、こういうことでございます。

○久世公義君 納得できません。

○委員長（上野雄文君） 久世君、質問を。答弁しているわけですから、さらに質問を続けてください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

い。○委員長（上野雄文君）速記を起こしてください。

○久世公堯君 武村官房長官にお尋ねをしたいと思ひます。

官房長官は、先ほど申しましたように、今からちょうど五年前、それこそ森山議員や私と御一緒に、七名だったと思いますが、あの政治改革大綱を起草いたしました。この政治倫理審査会が初めて議題になったのは一月だったと思いますが、そのときに、先ほど申しましたように、いわれなき疑いを持たれた議員がみずから名乗り出るのが今度の改正のポイントだと私が教えていただいたのはあなたでございます。

全く今の総理の御心境と同じ状態なのでござい
ますが、それについて官房長官は総理にやはりこ
れはお出になるべきだというふうにお勧めになる
かどうか、お考えを聞かせていただきたいと思ひ
ます。

○国務大臣（武村正義君） 久世委員のおっしゃる
とおり、当時そんないきさつがございました。

當時を思い起こしますと、私も地方の時代に、ミニコミの全くいわれなきデマ、中傷のでつち上げの記事を滋賀県下に三十何万部まかれたことがありました。そういう経験もありましたが、しかし、見ておりますと報道の中でもそういうことが、ちよいちよいあるわけで、もちろんそれなりの事実があつて書かれる場合が多いわけでありますが、時たま全く事実無根、怒り心頭というケースがお互いにこれは起こることがあり得るわけでございます。

そういうことを想定して、委員会が決めて呼ぶだけでなしに、みずから国會議員が名のり出て身の潔白を明かす、そういう場所が必要だ、この政治倫理審査会はそういう場所にも十分なり得る、

そういう改正をしようということを申し上げました。それが一昨年の改正につながったのかもしれない。

それで、細川総理は、今お答えしましたように、このいわれなき疑惑に対してまさに怒り心頭に発しながらも冷静に、これで衆参合わせるとどこでどのぐらいになりましょうか、随分の時間をかけ丁寧にお答えをされているというふうに私はそばで見えておりました。

ただ十年前後前の話でございますから、それはそもそも臈本にきちつと借りた証拠が残つていて、また臈本抹消という形できちつと返したことももう明らかであります。およそ、本来言へば、後ろめたい金を借りたり何かしていれば担保なんんか出す必要もないし、出すはずもないわけですね。少なくとも臈本できちつとそこは処理をされていることは明らかであります。

ただその間、何回にわたっていつ、だれがどこで、キヤッシュユなのかどうか、そういうことをどんだん聞かれていますから、私でもその辺を聞かれると、過去のことになるとなかなか記憶が定かでないところ、あるいは資料が出ないことも起こり得るわけで、私はそういう意味では、総理はみずからこの場で、衆参含めて、精いっぱい身の潔白を明かす努力をされているというふうに認識をいたしております。

○久世公麿君　総理、クリントン大統領のホワイ
トウオーター事件というのを御存じでございます
か。

○國務大臣(細川護熙君) 詳しくは存じませんが、新聞の見出しではちらつと読んでおります。○久世公義君 これはきのうの新聞の大きな記事でございますが、クリントン大統領が現在ホワイトウオーター事件というアーカンソー州知事の時代の金銭疑惑につきまして疑いを受けているわけでございます。これに対しては、米国の上院におきまして非常な論議がありました結果、共和党の味方ならずむしろ民主党から声が上がられて、大統領のみづからが疑いを晴らしたい、こういうこと

でクリントン大統領は、みずから特別検察官という自分の疑惑を晴らすための機関というものを設置したわけでございます。それはどっちかといいますと、民主党、与党の議員の方で大統領に対してぜひそうやって身の潔白を示してもらいたいと。これがきのうの新聞記事でございます。

知事時代に五回お目にかかったことがございます。かなり長くお話ししたこともございます。さ
わやかな方であつしやいます。その後、大統領
がこのようにみずから決断をされた、またそれ
に対して与党の議員がむしろ推進をした、これに
ついてどのような御感想がございましょうか。総
理の御答弁をお願いしたいと思います。

○**国務大臣(細川護熙君)** まあそれはいろいろ事情も違います。また、制度も違います。それなりのお考えが御本人にもございましょう。またあちらの議会にもそれなりのお考えがあると思うっております。

○久世公麿君　私は、政治倫理審査会の問題を中心としたしまして、むしろ総理が本当にいわれなき疑いを持たれて心外だとおっしゃっておられるわけでございますから、こういう制度というものが新たにつくられた、しかも実は武村官房長官と一緒につくったときには、積極的に倫理問題については政治倫理審査会というものを活用することによってむしろ他の国会審議に影響を与えないように、こういう趣旨までそこに含まれていたわけでございます。

そういうことを御認識をいただきまして、ぜひとも私は、この政治倫理審査会にみずから出て率先垂範をしていただくこと、そしてこの政治改革特別委員会におきましてまた総括質疑等がございしますればそのときに重ねてこれはお尋ねをいたしたいと思ひますので、これは総理がお出ましいただけるといふことで急に用意したものでございしますけれども、ぜひともよくお考えただいて御答弁をお願いいたしたいと思う次第でございます。

時間がなくなりましたので、最後に申し上げたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、まだまだ問題はどうございます。私もあと三、四時間ぐらいただいてやりたいくらいでございます。しかし、まだ衆議院に比べれば三五％でございます。私どもの自民党では、まだまだ質問したいという議員も山ほどいるわけでございます。どうかひとつ、十分な時間をかけて審議を行うこと、これをぜひともお願いをいたしたいわけでございます。

先ほど議會運営のことを申し上げましたけれども、どうも次々と強行手段を打ってこられて参議院の審議というものが制限をされているわけでございまして、参議院の本質にかかわる問題をきょうは中心に申し上げたわけでございますけれども、こういう問題もひとつぜひ明らかにしていただきたい。しかも、公聴会の日程は決まりましたけれども、会期末までまだまだございますので、その間を十分に使つてひとつ審議を尽くしていく、そして修正すべきことは修正する、それについての総理のお考えを承りまして、質問を終えたいと思います。

○国務大臣(細川護熙君) 何回も本委員会でも御答弁で申し上げておりますように、実りのある御議論が本委員会でもなされることを期待いたしております。

○久世公義君 終わります。(拍手)
○合馬敬君 先ほどの久世先生の御質問で、やはり私は、一国の総理というのはあくまでもどこに

出ても正々堂々と、清潔な、一点も人から後ろ指を指される人ではない、そういうたような人間でないといかぬ、このように思っております。

総理、連日御苦勞までございます。

きょう新聞等で拝見したんですが、総理、何か内閣改造をお考えになつておられる、いやそうではない、こういうたようなお話をお聞きしました。が、どうでございますか。

○国務大臣(細川護熙君) 全く考えておりません。

○合馬敬君 そのとおりだと思います。この国家の一大緊急時、特にこの政治改革が今刻が峰に差しかかっておりまして、最後までこれを全うするために頑張つてほしい、このように思つておる次第でございます。

私、最初に、ガットのウルグアイ・ラウンドの交渉についてお聞きしたいわけですが、これというの、やはりこの交渉というのは、この強力な政治が実行できる内閣でないといかぬ、そのためには、これを支える政党というものが国民のしかるべき意思を代弁して、そしてその政党が成立しないといかぬ、そのように思うわけですが、今考えられております選挙制度を考へてみますと、どうも何か国民にわかりにくいような、主義主張が違ったというふうな政党が連立内閣というふうなものとこれを構成して奇態な行動をとる、こういったような恐れがある、私はこのように思つておるわけでございます。

そこで私は、ガットのウルグアイ・ラウンド、米の交渉につきまして、何といつても私もこれは日本の農業、農村を守るために米の部分自由化は阻止すべきであつたと、そのように思つておるわけですが、どうも一説によりまして、米の部分自由化をとるか、あるいはそうでなければガットの員から外れなければならない、ガットから脱退をさせられる、そういったような言い方のもとにこの米の自由化を国民に説得した、このように私は思つておるわけでございます。

私は、外交交渉でございますから、細川内閣が強力な国際交渉力を発揮すれば米の部分自由化は阻止することができた、そのように思つておるわけでございます。しかも、この責任をとつて外交交渉の終わりにおきましては、ミニマムアクセスを認めるところか六年後の、一九九五年から始まりますから二〇〇一年、これにつきましては、ミニマムアクセスの存続に加えて包括関税化をやらなければ、さらに相手国がアクセプタブル、受容するような条件を出さなければならぬ、そう

いったような条件まで突きつけられたわけでございます。

これにつきましては、これまでの交渉経過、今月号の文芸春秋にもはつきりと書いてあるわけですが、総理はこのことについて御認識がなかつたんじゃないか、そういったようなことまで言われておるわけでございます。農業、農村に對しまして大変な大問題を惹起したわけでございます。そして、これに先行しまして韓国では、国民、農家を欺いて申しわけなかつた、だまし続けて申しわけなかつたということで、韓国の首相は辞職をしたわけでございます。

こういったような責任、総理は一言で、農業、農村に對して断腸の思いである、このように言つたわけですが、現実にはそれをどのように断腸の思いを実行されるのか、その総理の考えをお伺いしたいと思つた次第でございます。

○国務大臣(細川護国公) これも、この問題が大詰めに差しかかつておりました段階から決着を見るに至りました段階におきまして再々申し上げてきたことですが、国会決議の趣旨を体してできるだけの最善の努力をしてきたということをお願いしてまいりました。最終的には調整案を受け入れることになつたわけですが、その内容は我が国として、我が国の主張が相当程度反映をされたものであつたというふうに受けとめておるところでございます。

このドゥーニー調整案の受け入れというものは、我が国がこれから国際社会の中で生きていくためにやはりぎりぎりのやむを得ない判断であつた。海洋国家として何と申しまして最大の利益は自由な通商の体制を守つていくということでございます。そして、そうした観点からは、これは長い目で見て必ず国民の御理解を得られるものであらう、そのように確信をいたしてゐるところでございます。

ただ、今お話がございましたように、特に生産農家の方々を初めとして大変な御心配をおかけしていることも事実でございますし、この点につき

ましては、私自身本部長となりまして緊急農業農村対策本部というものを既に設置いたしました。

今後、農政審などの御議論も参考にしながら、国会の中でも与野党ともにいろいろな御意見を伺ひたいと思つて、生産農家の方々に御心配をかけることがないように、また消費者の方々にも不安な思いを持たないでいただきたい、できる限りの対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○合馬敬君 農業対策というのはそんなに短期間でできるものじゃないですね、御承知のとおり。例えば米の自由化に對処するためには長期間、今回の問題に對処するためには私は十年かかるぐらいの期間と、それだけのエネルギー、労力が必要、このように思つておる次第でございます。

もし今回包括関税化に踏み切る、部分自由化に踏み切ると、二〇〇一年には八十万トン近い、今六十万六千ヘクタールの減反をやつておられますが、八十万トン近くとなりますとさらに十六万ヘクタールの減反プラス、そういったようなことになるわけでございます。大変な負担を与えるわけでございます。しかも二〇〇一年になればさらにこれが上積みされるということになるわけでございます。私は、そこまで踏み切るといふ覚悟があるのならば、国民をだまし続けずにとつと事前にこれだけの対策をやるんだということとを当然開示してやるべきである、そのように思う次第でございます。

そこで、私それに関連いたしまして官房長官にお伺いをいたすわけですが、私はどうもこの問題こそまで踏み切るんじゃないかな、危ないなという気がいたしました。実は昨年十一月二日に参議院の内閣委員会におきましてはつきりと、今回のガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉においては自由化に加えてミニマムアクセスの許容があるのか、もしそういうことに踏み切れば、これはことしの凶作による米の緊急輸入

は食糧法に基づく輸入とは違つて自由化の一部である、自由化に該当するものである。そういうことならば、これまでの参議院の米の完全自給の議決を含めて国会決議にも違反するのではないかと。しかも、これまでのような方針を取り続けるわけでございますから、来年からはまた米の完全自給ができる国内生産体制が、天候条件もございしますが、できるはずであるし、またやらなければならない。そういう意味で、ミニマムアクセスの許容に踏み切ることにはありませんねということを確認いたしましたわけですが、これについて、この議事録でもございしますが、官房長官は最終的に、私の意見のとおりでございますと、そのようにお答えになつておるわけでございます。

私は、善意に解釈いたしますので、今回のガットの交渉につきまして、この十一月二日の時点におきまして官房長官は、ミニマムアクセスも含めて包括関税化をやらぬ、本当にそのように決意をしておられたんだと思つておる。そういうことで、踏み切るんだといった情報を知らなかつた、そういう伝達はなかつたんだ、だからこのようなお答えをしたんだ、このように思つておりますが、よろしうございしますか。

○国務大臣(武村正義) この十一月二日の合馬委員と私のやりとりの記録を改めて読んでみているわけですが、今回の米の緊急輸入措置と輸入自由化の問題は全く別である、そういう認識を繰り返してお尋ねいただいていると私はとつて、それは全く別であります、御趣旨のとおりです、こゝろお答えをしようと思つておるわけでございます。

ただここに、おっしゃる通りに完全自給体制等という言葉もございまして、とりよつては完全自給体制そのものをもう一〇〇%おっしゃるとおりですとお認めしたような、いささか誤解を招く答弁になつたのかなと反省をいたしております。

ただ、振り返りますと、もう自民党政権の時代に御承知のようにドンケル・ペーパーが出まして、世界の原則は例外なき関税化でいこう、こ

決まったのは御承知のとおりです。当時の政権でも、そうなるかどうか例外をつくり出すかということが公式、非公式いろいろ協議がされていったわけでありまして、私は、ことしの十二月十五日の最終目標を目前にしながら、全く無傷で何にも譲歩なしでこの大きな問題が済むとは思っていませんでした。それは交渉中でございますから、あくまでも日本の原則、基本だけは堅持して貫き通さなければならぬ。

そんな意味で、私どもの答弁も、国会決議の趣旨を体しとか、自給の原則を目指してとか、これは別に賢く考えたわけではありません。基本は貫こう、しかし全く無傷でいくことはこれは難しいだろうなという認識は持ちながら、後から問われることのないように、うそをつくことのないように必死で答弁をしてきたつもりでございます。

○合馬敬君 大変苦しい答弁でございますね。

先ほどからちよつと私の後ろでいろいろ言っておられる方がおりますが、今回の米のミニマムアクセスの許容につきましては、私どもは社会党にも四度目の国会決議をやるということを経過し、そしてある時点では同意も得たわけでございます。それを、政治改革優先でございますか、細川連立内閣を維持するという名目のもとにだけで日本の農家、農村を裏切って、そして自分たちの態度、社会党としては反対だけれども細川内閣としては賛成すると。これからまだどんどん同じようなケースが出てまいりますからね。そういった名目のもとに米についても包括開税化のミニマムアクセスの許容に踏み切ったわけでございます。

こういったような政変、もつとはつきり言えば、選挙のときの公約を欺くようなそういった政党のものでできた今回の政治改革の制度については、私は非常に疑問を持つということを申し上げておるわけでございます。

それから次は、防衛、国防関係の話でございます。

防衛、防衛のあり方について、防衛力整備の大綱を見直し、そして軍縮のイニシアチブをとる、このようにおっしゃられたわけでございます。

これを早速受けまして、今、防衛力整備の大綱と中期防の修正問題が起つておるわけでございます。中期防につきましては、これは平成三年から七年までの期間となっておりますが、このような方針のもとに防衛計画を見直すということになりますと、これを一刻も早く防衛計画に反映させたい、こういったようなことで平成七年にも新しい中期防をつくるか、あるいは今の中期防を単年度計画に切りかえて実行するか、そういったような話まで起つておるわけでございます。

そこで、私はお伺いしたい。

これまでの我が日本の繁栄は、何といつても日米安全保障条約と、そして専守防衛に徹して日本の国土を一步も侵されなかったという自衛隊が存在をいたしたからである、そのように私は思っております。私どもは核武装もいたしておりませんし、専守防衛でございますので攻撃的兵器は一切持っていないわけでございます。爆撃機もございません。外洋艦隊もございません。航空母艦だとか戦艦だとか、そういったようなものはないわけでございます。すべて専守防衛の武器だけでございます。

今世界は、なるほど米ソの冷戦構造は崩壊した、しかしユーゴスラビアでもソマリアでも旧ソ連でも大変な紛争状況が起きておる。ロシアのジリノフスキーなんかは、日本が北方領土の返還なんか要求したら広島、長崎にまた原爆をおち込んでやる、このようにまで言っておるわけでございます。中国ではほとんど今兵器の新鋭化が進んでおるわけでございます。北朝鮮は労働一。何か日本の会社が今度はハイテク技術まで輸出したと、こう言っておりますが、いつ日本を脅かしてもおかしくない、こういったような武器を整えておるわけでございます。

そういったようなことで、軍縮のイニシアチブをとるとするのは、総理はどういう考え方で言わ

れたのか。私は、日本が既に率先して軍縮をやっておるんだから世界はこれに見習え、こういったように言っておると思います。ただ自衛隊の定員を減らします、あるいは機関銃、大砲をピストルにかえます、何か国民は、軍縮といいますがそういったような受けとり方をしておるわけでございますが、私はそれにつきまして、もう少し軍縮についてどういふもので今の自衛隊の装備を変えていくのか、定員を変えていくのか、もつとはつきりとしたお考え方を持って言ってほしい、このように思っております。

これにつきまして総理のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○委員長(上野雄文君) 総理、短くお願いいたします。

○国務大臣(細川護国君) 冷戦構造が崩壊した中で、防衛大綱というものももう既に二十年近く経過をしておるわけでございますし、意味のある防衛力というものがどういふ姿であつたのかというふうなことに、この世界の大きな構造の変化の中で、国際情勢の変化の中で、我が国としてもあるべき防衛の姿というものについて基本的に見直していくべきではないかということを申し上げたわけでございます。その見直しの時期、中身等につきましては、今後早急に詰めてまいりたい、このように思っております。

○合馬敬君 防衛庁長官、……

○委員長(上野雄文君) 時間ですから。割り当て時間が決まっておりますので。総理の時間に拘束されますから。

○吉岡吉典君 選挙制度の問題は、日本国憲法に沿って真に全国民を代表する議員を選出する上で極めて重要な意味を持っております。我が国の選挙制度について考える場合に、私は主権者、国民の間で長年にわたって続けられてきた一票の格差の是正を求める運動、訴訟も含まれて行われたこの運動の中にあらわれている国民の要請にこたえ、日本国憲法の精神に沿った選挙制度をつくること、このことが重要だと思ひます。

その点で、総理、まずお考えをお聞かせください。

○国務大臣(細川護国君) ちよつと御質問の趣旨がよくのり込めなかつたんですが、憲法の要請する趣旨に沿って基本的な政治のフレームワークをつくる、選挙制度を含めてそういうフレームワークをつくる、そういう点については今度の四法案につきまして政府としては十分その点に配慮をさせていただいておるつもりでございます。

○吉岡吉典君 私は、その憲法の精神に沿つてという場合に、当然その一部分になるわけですが、一票の格差を是正する運動が長い間行われ、それをめぐる幾つかの選挙判決も出ております。この一票の格差は正というものを前提に置いた選挙制度を当然考えなければならぬということとあわせての総理のお考えをお伺いします。

○国務大臣(細川護国君) 今度の選挙制度の改正案におきましても、格差は正の問題につきましては、御承知のように、政府案の中には盛り込んであるわけでございます。御指摘のような点も踏まえた上で改正案を出させていただいて、こういうことでございます。

○吉岡吉典君 私は中身についてはこれから議論していきますが、その選挙制度を考える場合に、参考人からいろいろ述べられた意見も政府としては耳を傾けるかどうか。その点で、十一日に行われた参考人の意見の中で、田中善一郎東京工業大学教授は、望ましい選挙制度として厳密に定数の是正を行った中選挙区制を挙げられました。こういう意見については耳を傾けますか。もうそれは無視して政府案を強行しようということですか。

○国務大臣(細川護国君) 参考人の方々からちよつと聞いたしました御意見というものはもちろんよく耳を傾けさせていただかなければならないと思っております。それはもう当然のことだと思ひますが、しかし、本委員会でも繰り返し申し上げておるように、長い間の御議論の収れんをしてきたところが結局並立制という形で知恵が

出てきたということでございますから、そのような経緯というものを踏まえて今日このような政府案というものを提出していただいているということとぜひ御理解をいただきたい、こう思います。

○吉岡吉典君 私、そういう国民の願い、また日本国憲法の精神に沿った選挙制度の案として、日本共産党が提案している現行中選挙区制のもとの抜本的な定数は正、これこそそれにふさわしいものだと思います。

私どもの提案している案の内容は、一票の格差は正という点では一対二未満としており、実際に具体的に提案している案によれば最高が一対一・五に正される、こういう内容であります。また、得票率と得票議席率も大きく接近するという点で、国民の意思を反映するという点でも最も望ましいものである、こう考えているところであります。

これに対して政府提出の法案、これは国民が求めている一票の格差の是正という点でもその要望にこたえるものになっていない。

第一に、一票の格差は正ということを総理も考えた案だと今おっしゃいましたけれども、政府案によると、一対二未満と言いつつ、多くの試算では一票の格差が逆に広がる、スタートの時点から二倍以上の現在二十九というものが新聞の試算では六十五に広がる、あるいは四十に広がる、こういう内容です。佐藤自治大臣は三倍未満ならいいと、こういう答弁でした。これは参考人の意見で述べられたところとも反するものである。

また、大量の死票が出て、民意の反映ではなく民意切り捨てという点でも、現在以上に得票率と得票議席率との差が広がる、こういうものだということが明らかにされております。これは佐藤大臣が言われるように将来の選挙の予想じゃなくて過去行われた選挙に当てはめてみればこうなるというものですから、制度として比較してこういうことになっているということですが、

私は、衆議院に続く参議院の審議でこういう弱

点というものが余すところ明らかにあった、これが政府案だということに思います。総理は、政府案というのは何ら欠陥のない弱点のないものだと、こういうふうに言われますか。

○国務大臣(細川護国) 制度に百点満点というものはないだろうと思います。なかなかそれは期待すべくもないだろうと思いますが、しかし、いろいろな知恵を絞って今日までやってきた結果が、繰り返し申し上げるように、ここまでやってきた道筋であって、それは重く受けとめなければならぬと思いますし、その中で格差の是正ということにつきましても可能な限りそれを取り入れて扱っているということと、ぜひその点もひとつ評価をしていただきたい、こう思うわけでございます。

○吉岡吉典君 その政府案をめぐって参考人からもさまざまな意見が出、私もこれに対する対案を出しているわけですが、一票の格差という点でも民意の反映という点でも中選挙区制のもとの抜本定数は正こそ必要だ、しかもこれは直接候補者を選ぶ選挙だという点で、選挙民が長い間なじんできた顔の見える選挙だという点でもすぐれたものだと思えます。私は、これが本場に日本に適したものだということを強調したいと思えます。

中選挙区制について言えば、十一日の参考人の意見陳述で田中参考人は、中選挙区制は格差は正を行えばすぐれた制度で今後も十分通用すると確信していると、こう述べております。また、志田なや参考人は、イギリスが小選挙区制にかわる選挙制度として模索している最有力な対案は中選挙区制に似た選挙制度であると、こういうことをここで述べられました。イギリスでは小選挙区制にかえて新しく中選挙区制と共通性を持った選挙制度が考えられている、そういうイギリスの動きに注目する意図はありませんか。

○国務大臣(細川護国) それぞれ制度には一長一短があると思いますが、中選挙区制度というものにつきましても、とにかく同士打ちという大

きな問題がある、そのことによって政治と金にまつわるさまざまな問題というものが惹起をされてきたというのが多くの国民の方々が受けとめておられる認識であろうと思えますし、長年にわたって政党間の勢力状況というものが固定化をしてしまってきた、そのことがまた腐敗を招きやすくしてきたというようなことを考えますと、やはり政党中心の、政策中心の選挙というものに改めていくということがどうしても必要なのではないかというのが今回の政府案を出させていただいたこれまでの経緯であつたというふうに考えているわけでございます。

制度疲労云々ということをつか申し上げたこともございますが、制度疲労という言葉が適当かどうかはわかりませんが、一般的に多くの方は、この制度というものが長い間にわたって今申し上げてきたような弊害を生み出してきた、ここでこの政治の基本的なフレームワークというものを何とか変えていくということが必要なのではないかという、そういう強い意識を持っておられるというふうに私は認識をいたしております。

○吉岡吉典君 今の中選挙区制制度疲労論ですけれども、これはこれまでの論議でも選挙制度の弱点に由来するものではないということがもう明らかに尽くしていただくと私は思います。同士打ちの問題、あるいは政治と金の問題、政党状況が固定しているというようにものを挙げられましたけれども、これは選挙制度ではなく、政党の体質であるいは政党の選挙活動のあり方、そこにかかわるものだというのをこれまでもう既に政府の答弁でも認められている問題であります。

いろいろなことがこれまでも論議されてきましたけれども、私はその論議の結論として言えることは、中選挙区制というのは先ほども言いました民意を反映するという点でもすぐれており、国民の中でなじんできた顔の見える選挙制度だ。その中選挙区制を生かしていくという方向でなく、政府提案が述べられているような内容のものとして出されたその結論は、多様な民意を公正に反映す

る制度でなく民意を切り捨てることによって第一党の独裁体制をつくろう、こういうところにある。そのことを、小選挙区制を基本とする選挙制度を強力な政治のために提案している、ここに根本があると思えます。

私は、そういう選挙制度の内容を明らかにする上で単純小選挙区制を総理はどのようにお考えになるかということ、政府案を一通りおいて、単純小選挙区制についてのお考えを述べていただきたいと思います。

○国務大臣(細川護国) メリット・デメリット、双方がもちろんあると思いますが、長所としては民意の集約ということがはっきりした形で示される、政権の選択の意思というものが明確に示されるということとでございますし、また一方ではいわゆる死に票というものが多く出る。そうした観点から、両方相補するような制度が望ましいという今までの御議論の経過を踏まえまして、並立制という形で比例代表制というものを加味させていただいて次の案でございます。

○吉岡吉典君 メリット・デメリット問題は後からいろいろまた論議するとして、確認しておきたいんですけれども、この単純小選挙区制というのは死に票など欠陥も持った選挙制度だということはお認めになるわけですね。

○国務大臣(細川護国) そういうデメリットというものがあっても、それは一面として事実だと思っております。

○吉岡吉典君 私は、そういうデメリット、欠陥もあるということをお認めになったことを踏まえて論議しますが、小選挙区制と比例代表制という二つの選挙制度というのは相補う関係にある、そういう選挙制度だということには考えません。

議院制が生まれ、初期に選挙制度としては一般的に小選挙区制が採用されていたということは事実ですが、しかし、その選挙制度を本当に民意を反映する選挙制度にしようというところで世界的に比例代表制へと進んでいった、これは歴史的経過である。世界の選挙制度というのは小選挙区制

から比例代表制へ発展していった過程だ。このことはもう今国会でもさんざん議論されましたけれども、六十数年前のこの国会でも議論されております。

昭和四年に小選挙区制が出たときに、斎藤隆夫議員は、「最近数年間に於て、世界立憲国ノ選挙制度ニハ大変化ガ起リテ居ル、選挙区制ノ如キモ確ニ其一ツアル、今日世界立憲国ヲ見マスルト、英米二国ヲ除クノ外、国ラシキハ悉ク大選挙区制ヲ採リテ居ル、」こう言つて小選挙区制に反対しておられます。

その除かれていたイギリスでも、小選挙区制を変えようという議論が世論調査では多数を占めるようになったということが十一日の志田参考人の意見の中で具体的に詳しく述べられたところがあります。

ですから、小選挙区制の弱点を比例代表で補うということではなく、総理自身も認めざるを得なかった欠陥を持った選挙制度である小選挙区制から比例代表制へというのならわかるわけですが、ところがそうではなく、準比例代表制とも言われ、民意の反映という点ではすぐれた面を持っていることを学者の多くが認めている選挙制度をやめて、民意を切り捨てる、民意の集約という点を小選挙区制の長所と、こういうふうに出て提案されてくる。私は、これは時代逆行も甚だしいものだと思ひます。

総理は、選挙制度の歴史というのがそういう小選挙区制から比例代表制へと大きく変わっている、その点はお認めになりませんか。

○国務大臣(細川護国) 本委員会におきまして何回かそういうお話を聞かせていただきました。世界の国々それぞれに政治情勢、社会情勢というのに応じて選挙制度のあり方もまたまちまちであらうと思ひますし、その国の事情によってやはり適切だと思はれる制度を選んでいくというのが、これはもう当たり前の話でございますが、当然の一つの流れだろうと思つております。

我が国では、今までも申し上げてまいりました

ように、長い間の御議論の中から今日のように並立制というものが出てきたわけでございますから、その点につきましては若干委員とは認識が違ふのではないかとこのように私は感じているところでございます。

○吉岡吉典君 選挙制度のあり方として民意の集約がすぐれた点だという先ほどおっしゃった点でありますけれども、この問題については、私は日本国憲法の体系のどこから日本の選挙制度のあり方として民意の集約ということを要請されている、そういうことではないと思ひます。

私は改めていろいろな人の憲法の本も読んでみました。それによると、全国民を代表するというのは、これは全国民の意向を忠実に反映することと意味するというのが述べられていた点であります。ところが、その全国民の意向を忠実に反映する点で欠陥がある、死票が出るという小選挙区制を今度の政府案ではふやしている。

かつて説明の中で山花大臣は、比例代表部分を多くする必要がある、こうおっしゃっていたわけですが、ところが出てくる法案は二百五十対二百五十だったのをさらに二百七十四にふやした。これはこの欠陥のある部分をふやしたという点で一層欠陥が大きくなった選挙制度だと思ひますが、総理はその点はお考えになりませんか。

○国務大臣(細川護国) おっしゃることもわかりますが、これもやはり衆議院における御議論の中、そのような経緯というものを踏まえて修正をさせていただいたということでございますから、ぜひその点につきまして御理解をいただきたいと考えるわけでございます。

○委員長(上野雄文君) 総理に退席していただきますから。

○吉岡吉典君 どうぞ。

今の総理の答弁でも、おっしゃることはわかるが、ということをおっしゃるを得ない。そして、経過があるから理解してくれということであつて、この政府の提案についての私の批判に対して論理的な反論はできない、そういう弱点を持った選挙

制度。この間の参考人の意見に照らして見れば一層そういう点が明らかになってくると私は思ひます。

〔委員長退席、理事一井淳治君着席〕

さて、そういう選挙制度を考える場合に、私は、その政府提案を何とかして立派なものだ、あるいは問題がないように見せようというところで物すごく無理な答弁が繰り返して行かれてきているということについて、次に山花担当大臣にお伺いしたいと思ひます。

それは、衆議院の選挙制度としての民意切り捨ての小選挙区制の是非をめぐり議論に対して、国政段階での選挙、地方の首長、参議院におきましても一人区、二人区という、非常に議席の少ないところが死票とされており、非常につまらぬ、直ちにそれが、この制度として欠陥があつて、民主主義を否定するものであるということではなかった、こういう議論を持ち出されました。

衆議院の選挙区制度をめぐり議論に全然別の選挙、とりわけ首長選挙を持ち出して、一人区でも問題がないという論理を展開するというのは筋違いも甚だしいと私は言わざるを得ません。行政府の長を選ばず選挙、それと立法府の構成議員を選ぶ選挙の制度、この全く次元、性格の異なる問題を持ち出して議論を展開するということの問題の立て方というのは、私は問題を混乱させ、わかりにくくするだけで適切な議論のあり方だと思ひませんが、大臣どうですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、前回の私の質疑を引用して御主張があつたわけですが、そのお話の前提は、小選挙区という制度はすべからず民主主義の否定であり、つくられた多数である、こうした御主張があつたことに対する私の方の反論を含めての答弁の中での発言だったと思つています。

その前後に、小選挙区ということならばイギリスを初めとした小選挙区は国はすべからず民主主義を否定しているのか、こういうことになるんじゃないでしょうかということをお話しさせてい

ただきながら、一人を選ばず選挙というものはもちろんこの立法府だけではなく首長選挙を初めたくさんあるわけですが、そこでは一人を選ばずということについて民意の集約ということと民意の反映ということ、それぞれが機能しているということではないかという趣旨のことについてお話をしたつもりでございます。今御指摘は、一人区でも問題ない、この私は言つたと言つておりますけれども、小選挙区と並立制という全体の制度の説明の中で小選挙区の部分についての御質問のやりとりでございますから、一人区で問題ない、こういう言い方、趣旨ではございません。

また今、立法府を選ぶということでしたけれども、立法府ということならば現在の参議院の一人区の問題につきましては御質問の趣旨からはちよつと沿っていないのではなからうかと思ひます。要するに、どういう形で選挙を通じて代表を選ぶかということについては民意の反映を当然大前提としながら、民意の集約というものもそれぞ

れの選挙制度は含んでいるのではないか、こう思つております。一人を選ばず選挙というのはそんなじゃないでしょうか。

したがって、余り截然と区別するわけではないのであつて、一人区だか絶対だめだということ

を前提としての立論には私は賛成しかねるということをお申し上げた次第でございます。今回の制度につきましましてはそういう一人区もあり、そして比例区もあるということですから、総合的にごらんになっていただきたいということを申し上げたつもりでございます。

○吉岡吉典君 あなた、まず前提が違います。すべからず一人区は選挙制度はというのがすりかえです。議論になっているのは衆議院の選挙制度の議論です。質問者が問題にしているのは衆議院の選挙制度であつて、一般的に首長が一人でもいいか悪いかなんということはおよそ論議にもなりません。行政府の長が二人選ばれたとか三人選ばれるなどということは全くないわけですから、そういう選挙制度の問題の議論の中に、首長選

挙も一人だと言つて、しかもあなたは答弁の中で、首長選挙を含めて死票が問題になつてゐるが、行政府の長をめぐる選挙で、当選者の票は生きたる、落選者の票はいわば死に票ですと、こうはつきり言つておられます。

しかし、これは当たり前のことであつて、だから欠陥のある選挙制度で変えなさいかぬといふふうな論議、首長選挙における死に票は改めなさいやらないといふふうな論議がどこの世界にありますか。もしそういう論議があつたらそれがどういふふうな言つてゐるか、ここで紹介してください。

○国務大臣(山花貞夫君) 私はそういう趣旨で言つたものでないので、紹介することはできません。

私が申し上げましたのは、一人を選ぶということについては、もちろん死に票の問題はありますけれども、民意の反映という部分と集約という部分、二つ両方ともその制度の中には含まれてゐるんじゃないだろうか。だから、イギリスなどの場合の小選挙区制、同じような一人を選ぶ制度ですけれども、これは決して民主主義を否定するといふような制度ではないと思ひますと、こういう例えとして挙げたわけですから、私は他国の例、そういう小選挙区という制度をとつてゐるものを挙げることとは決して同じではないし、一つの考え方といふことでは当然あり得る比較論といひますか意見だ、こう思つてゐるところでございませう。

○吉岡吉典君 そういふつもりで言つたんじゃないといふのなら、このときに挙げた論議は適切でなかつたとはつきり言ひなさいよ。はつきりとなつたは国政段階での選挙、地方の首長選挙で死に票が問題になつておられますと、そう言つてゐるんですよ。そしてその上で、だから問題だといふわけではないんだと言つてゐるわけですから、そういう衆議院の選挙制度の論議の中に全然別の次元の問題を持ち出すことは適切でなかつた、さう言へば話は次の同じ土俵での論議に進めるじやありませんか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私は取り消すつもりはございません。前回の議論を全体として読んだ中でその部分、そのときの意見といふのを判断していただきたいと思います。

私は全体をもう一遍自分で読み直して、もし私のそういった言ひ方について間違いがあつたといふことならば取り消すにやぶさかでございますけれども、今のやりとり、委員のお話を伺つた中では、私は全体の議論の中で一こまですから、その意味では私は趣旨として誤つてゐなかつたと。全体をもう一遍読み返してゐるわけではありますので、もしかしら読み違ひはあるかもしれないけれども、前回の答弁を取り消せということについては、そういう気持ちは現在の時点ではございません。なお、十分もう一遍読み直して勉強してみたいと思つておられます。

○吉岡吉典君 首長選、行政府の長を選ぶ選挙で死に票が問題だといふのは紹介できないと、あなたはここでござつた。紹介もできない議論を持ち出してゐるんです。間違ひか間違ひでないかじやなくて、全然別の次元の問題を持ち出して議論を混乱させるようなことはしないでくれと私は言つてゐるわけですから。

しかし、あなたにいつまでもつき合つてゐるわけにいきません。私は次に進みます。進む際に私は一言述べておきたいのは、民意の反映と集約といふことを盛んにあなた方はおっしゃいます。私は、選挙で立法府を構成する議員を選ぶ、その選挙制度の中では多様な民意の公正な反映といふことのみが条件であると。そうして、選出された国会議員がその国会の機能の中でいろいろ議論を尽くして民意を集約するといふことはあるにしても、その立法府の構成議員を選ぶ選挙の中に集約といふことを持ち込むのは憲法論としても間違つてゐるといふふうに思つてゐることを述べ、次の問題に入りたいと思ひます。

次の問題は、これは少数党差別、排除の問題であります。これまでの議論全体を通じて政府案と私どもの間の意見の一番大きい違ひは、選挙制度、これは多様な民意を公正に反映する選挙制度である必要があるといふことと、民意の集約と称して民意の切り捨て、死に票を出すことを当然とする選挙制度論との違ひであります。そして、その民意の切り捨ての制度化されたものの一つに少数党差別、排除といふ問題があります。これはこの委員会でも繰り返し議論になつてきたところでありませう。

政府法案は、小選挙区制度導入に加えて少数政党排除規定を設け、民意切り捨てを一層その面からも拡大しようとしております。立候補の政党要件、比例代表選挙の三%足切り条項、そしてさらに世界に例のない高額供託金、こういう問題であります。とりわけ三%条項は当選を無効にする、これは少数政党を排除するとともに選挙人の投票権も奪うものであり、まことに重大であり、これまでの選挙では制度としては差別がなかつたのに、政府案は新たにこういう差別、排除条項を設けた憲法に反するものとして批判せざるを得ません。

なぜ少数政党をこういう条項を設けて排除しなくちやならないんですか。山花担当大臣。○国務大臣(山花貞夫君) 御質問が、なぜ少数政党を排除しなければならぬのかといふ御質問でしたけれども、毛頭さういふつもりはないといふことを冒頭に明確にしておきたいと思ひます。

御質問の前提として、選挙制度については二つの考え方がある、一つは民意をいかに反映させるかであり一つは民意をどう切り捨てるかである、こういう前提で御質問されましたけれども、さういふ前提ですと私はちよつとお答えしにくいと思つてゐます。民意を切り捨てるといふことではなく、どういふ形で民意を反映させるのかといふ観点から選挙制度全体について考えるべきだと思つてゐるところです。

また御質問の中では、その民意反映といふ部分について民意をいかに正確に反映させるかといふことのみを考えるのが憲法論だ、さうおっしゃいましたけれども、私は確かに憲法論として選挙制度がいかに民意を反映させるかといふことについては大事だと思つてゐます。しかし、のみといふことでそれ以外は大げさな事だといふことになれば、恐らく全国一本の比例代表以外は先生の言つてゐるような概念は当てはまらないのではないでしようか。それぞれの国がそれぞれの国情と政治風土、新しい展開をも含めてそれぞれ苦勞して選挙制度をつくつてゐるということからは、それぞれの国が違つてゐると思ひます。

さつき世界じやうの選挙制度の流れをお話になりましたけれども、最近でもイタリアの場合には比例代表から並立制に変わったんじゃないでしようか。それはイタリアにおけるそれまでの選挙制度から生まれたさまざまな障害をどう直していかうかといふことからの国民の選択であつた、さういふことだと思つてゐるわけであつて、一方的に民意反映と切り捨てといふことで分けて議論を整理することはできないと思つてゐます。

今回の提案につきましても、決して切り捨てる立場に立つたものではありません。全体として、これまでの長い議論の経過を踏まえながら、現実的な日本における選挙制度のあり方といふことを考え、単純小選挙区では御指摘されたような幾つかの問題が強調されるということからするならば比例代表をどれだけ反映させるか、さういふ観点からそれぞれの制度といふものを生かした並立制を提案した次第でございまして、私たちは少数意見を切り捨てるといふような視点については毛頭持つておらないといふことでございませう。

全体として、今回の選挙制度が政党本位、政策本位といふさういふ格好でつくられたことからのいろいろ条件については書いておられますけれども、しかし、その切り捨て論に立つたものでは絶対にないといふことについては、大事な問題ですから正確に申し上げておきたいと思ひます。

二五

○吉岡吉典君 あなたは意見を切り捨ててつもりはない、少数政党排除のつもりはないとおっしゃったけれども、この間の論議でははっきり阻止条項があるという言葉でそれを述べておられるわけです。阻止条項というのは、法律上その条項がなければ有効であり当選になる者を当選させないという条項です。これがどうして少数政党の差別、排除ということにならないんですか。

そこで、この問題に関してさしお伺いしたいんですが、あなたは七日、橋本議員の質問に答える中では、中選挙区制にも阻止条項があり、それは三%条項よりもっと高く、もっと多くの死票が出る、こういう答弁をされました。中選挙区制に阻止条項があるなどという議論はこれもまた私は初めて聞きました。

（理事 井淳治君退席、委員長着席）

阻止条項というのは、さっきも言いましたように、そういう条項がなければ当然有効な当選になる者を制度によって当選と認めない。それを支持する三%ならおよそ二百万票の票、六ないし七議席、これを制度的に無効にするものです。中選挙区制は当選者と当選者でない者が出ますけれども、それは制度的に当選の資格を持つ者が無効にされるというものと全然違うわけです。それを、中選挙区制にも阻止条項があるなどと言う。これはさっきの小選挙区制の議論に地方行政の長の選挙の問題を持ち出すと同じように議論をややしにする、そういうものです。そういうふうに私は言わざるを得ない。

時間が来しましたから、私はこの問題はそういうことを言つて、もう一点あなたにお伺いしますけれども、この小政党の差別、排除ということは国際的にも行われているから当たり前だという答弁がこれまで繰り返されてきました。そして、よくドイツの例が持ち出されます。そこで、山花大臣にお伺いしますが、九〇年の連邦憲法裁判所判決、よく使われる判決ですが、この中にこういうことが述べられているということはあなたは御存じであつたかどうか。次の箇所です。

「連邦憲法裁判所はすでに早くから、阻止条項と、選挙権上の平等の原則との合致は将来にわたつて抽象的に判断してはならないということを確認し、選挙法の規定は、ある一つの国のある特定の時点において正当化されるのであり、他の国や他の時点では正当化され得ない」とのべてきた、

○吉岡吉典君 最後一言。
○委員長（上野雄文君） いやいや、もうオーバーしていますから、あとがないですからね。それはだめですから。

こう言っている点であります。
ドイツが阻止条項を憲法で有効と認めているから問題はないということでもよく使われていますが、その判決の中にはこういう他国のものでこれが正当化に利用されてはならないということを述べております。このドイツの連邦憲法裁判所判決は御存じですか。その上で展開しておられますか。

○吉岡吉典君 今おっしゃったように、そうなら訂正するというようなことを言わなきゃいかぬ議論、無責任な議論をこれまで余りにも多く展開されたという点について強く批判して、質問を終わります。（拍手）
○合馬敬君 防衛庁長官、先ほどは失礼いたしました。日夜国防の任務に当たられて本当に感謝いたしております。
先ほどの私の質問に対して総理から御回答がございましたが、それに加えて、ちょっと防衛庁長官から、今回の防衛計画の大綱及び中期防の見直し等の問題についてのお考え方を御説明願います。

そこで、経済企画庁長官にお伺いいたします。あなたは国防の重大な任務を担われる安全保障会議の重要な一員でございます。御承知のように、安全保障会議、国の国防基本方針を初めとして最高の国防の方針を決め、さらに具体的に防衛産業の育成から防衛出動の可否まで決める大事な仕事でございます。久保田大臣、それぞれ立場があるでしょうが、この内閣に入られて、当然のことながら国の国防方針について積極的な協力をされ、そして防衛計画の全面的な実施に最大の努力をされておられる、このように思っております。先般は、AWACS、これの整備も含めましてこの安全保障会議で議論が行われ、当然賛意を表された、こう思っております。私が伺いたいのは、社会党の方針といまして、細川内閣における間は国の自衛隊は合憲、適法である、そして防衛関係のものについてはすべてこれまでの基本方針に従う、こう言っておられます。それで、経済企画庁長官をやっておられる間そういう意味でこれからの長期にわたる防衛計画から防衛産業の育成に至るまで重大な関与をされたわけでございますので、当然のことながら閣僚をやめられてまた党に戻られてもこれについては責任を持たれる、こういうことでよろしゅうございませう。

○合馬敬君 将来については責任を持たないと言われても、もう私としてもこれ以上の追及は困るわけでございます。

（理事 井淳治君退席、委員長着席）
○国務大臣（山花貞夫君） 連邦裁判所の判決は、憲法論としてドイツの判例でそうした五%条項についてあつたということについては記憶しておりますけれども、そのものかどうか、読んだかどうかについては、私、今記憶をしております。それから、私、外国を例に挙げて当たり前だという言葉は、これは絶対に使っていないと思っております。例えばロシアの場合、ドイツの場合、イタリーの場合、その他、こういう全国一本です、そういうものがございまして、これは言いましたけれども、当たり前とは、絶対には言いません。言ひ方はしてありませんので、その辺はちよつともう一遍御正確にお読みいただきたいと思えます。

○国務大臣（愛知和男君） 防衛計画の大綱の見直しの問題につきましては、先ほど総理からお話がございましたとおり、これを決められましたのは一九七六年、もう二十年近く前の話であり、そのときの国際情勢は東西対決でございましたが、その後すっかり変わった、そういうことで見直す必要が出てきたということで見直し作業をしようというところでございます。

○国務大臣（久保田真苗君） 閣僚である間という連立政権の合意の立場、この立場というのは大変大事でございます。私はこの立場に沿って協力してまいりたいと思っております。
○合馬敬君 将来は。
○国務大臣（久保田真苗君） 私、国際問題の将来につきましては、現在非常に流動的でございます。私、私に幾つまで生きるのかわかりませんけれども、自分の考えを決めていきたいと思っております。

○合馬敬君 将来については責任を持たないと言われても、もう私としてもこれ以上の追及は困るわけでございます。

もう一つ、阻止条項、中選挙区もそうじゃないかと言つたとするならば、もしそうならば、前後の事情の中から私が言葉足らずのところがあつたかもしれないので、もしそうであつたとするならば、実質的な阻止条項があると同じことではないか、こういう趣旨であつたと思ひますので、この点はもしそうならば訂正をさせていただきます、この点か、こう思ひます。

○合馬敬君 御決意のほどを聞いて非常にうれしく思っております。

○合馬敬君 将来については責任を持たないと言われても、もう私としてもこれ以上の追及は困るわけでございます。

防衛庁長官、もう一言だけ。

そういう意味で、安全保障会議、平成六年度予算の編成の前にもう一度開かれて正式にAWACSの配置も含めて議論をされる、このようにお伺いしておりますが、これまで述べたような方針でその配備についても積極的に努める、こういうことでよろしゅうございますか。

○国務大臣(愛知和男君) 基本的に委員御指摘のとおりでございます。日本の防衛力の整備というの、やはり今の国際状況をよく踏まえて、また過去の経緯も踏まえまして、長期的な視野、視点に立って取り組んでいかなきゃなりませんので、基本的に前の内閣の方針を継承していきたい、そういう視点に立って来年度の予算の編成にも当たりたい、このように考えております。

○合馬敬君 ありがとうございます。

次に、日米包括経済協議についてお伺いいたしますが、これにつきましては、これまでガットのウルグアイ・ラウンド交渉で米の問題を真剣にやってきました。まあ米につきましては、社会党さんの最後の土壇場の——によって部分自由化が認められたわけでございます。(問題だよ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員(上野雄文君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員(上野雄文君) 速記を起こして。

ただいまの発言は、速記録を調べて、また理事会で協議をいたします。

○合馬敬君 委員長の指示に従います。

そこで、今度の日米包括経済協議、アメリカからは管理貿易の時代だとまで言っておりまして、せっかく我が日本が米まで犠牲にしてガットの自由貿易の精神を守ろう、こういってやうなところまでいったわけでございますが、せっかくの犠牲までが今度の日米包括経済協議の成果いかんによっては無に帰する、こういう深刻な憂いを私は抱いております。

その中でも、例えば自動車及び自動車部品、あるいは政府調達、あるいは保険の問題、すべてにおきましてアメリカは、これからはいわゆる定量的な自由化の基準といったものを設けて、本間に日本がそれだけの輸入なら輸入を執行するかどうか、こまできちんと決めないと日米包括経済協議については最終的な決着を見ないぞと、そこまでおどしをかけ、さらにガットのウルグアイ・ラウンドでは、スーパー三〇一条の発動についてはもう自願する、やめるといふことになっておったわけでございますが、今のアメリカの伝えられるところによりますと、絶対にこの権限は手放さない、こういうところまでいっておるわけでございます。

そういった点を含めまして、本当に今度の日米包括経済協議がうまくいくのか、せっかく我々がガットのウルグアイ・ラウンドで米を犠牲にしてまで守った国際自由貿易が守られるのかどうか、そこら辺につきまして最近の事情を御説明願いたいと思うわけでございます。

○政府委員(小倉和夫君) ただいま先生おっしゃいました包括協議につきましては、先生御案内のとおり三つ側面がございます。

一つは、景気と申しますか、広い意味での経済政策と申しますかマクロ経済政策と申しますか、そういった面での話し合い。第二は、先生も今御指摘になりました自動車とかその他、セクターと申しますか分野と申しますか、いろんなそういう意味での各個別分野についての話し合い。もう一つは、地球的規模に立った日米双方の協力と申しますか、環境問題とか人口問題、エイズの問題、そういう三つ大きな分野がございます。

このうち特に問題があるということで先生が今御指摘になりました点は、恐らく、今セクターと申しますか分野別の交渉について御指摘があったのだと思いますが、その点につきましては、特にいろいろな分野のうち、とりあえず急いでやろうじゃないかということで合意されている分野がございます。それは政府調達、今御指摘になりました

た保険それから自動車等のほかに、主として日本側が提起した問題といたしましてアメリカ側の輸出努力あるいは競争力の強化、そういった問題がございます。

こういった問題を議論しているわけでございますが、その際に、まさに先生がおっしゃいましたように、アメリカ側と日本側との考え方、原則、その中できちんとした原則、きちんとした考え方のもとで交渉しなくちゃいけないということ、これは全くそのとおりでございます。そのために私どもも、例えば今御指摘のありました三〇一条の問題、そういった問題につきまして制裁というようなことを振りかざすことであつてはこのような話ではできないんだということをはっきり当初のこの交渉が始まる時には確認しております。現在もそういった立場でございます。

また、アメリカ側の問題、これも一緒に取り上げ、双方通行という言葉がいかにどうかは別といたしまして、そういった問題も取り上げていくんだといった一種の幾つかの原則、その原則に立つてやることによりまして、今おっしゃいましたようなウルグアイ・ラウンドなりガットの全体の貿易規則の中でやはりアメリカとの交渉が進まなくちゃいけないと、こういうことでやっているわけでありまして。

見通しということについてでございますが、とりあえずの予定といたしましては、来週に実務者レベルの会合をさらに続けまして、次官級の会合もその直後に開かれる予定になっております。二月十一日も予定されております首脳会談まで何となく全体の取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

○合馬敬君 今こそ強力な政治力が必要とときでございますが、なかなかこういう連立内閣、弱体内閣では強力な外交交渉能力はない、私はそれを非常に憂えておるわけでございます。

そこで、次はこれもまた大問題だと思えますが、景気対策と所得税減税、消費税のアップの問題も含めまして、今私どもは、この深刻な景気

で、何が何でも景気対策を先にやらなければぬと、平成六年度の予算を早急に編成しなければならぬと主張してきたわけでございますが、何か、この政治改革法案が通過してから、参議院で我が自民党がサボりにサボって一切この審議に応じなかつた。冗談じゃない、景気対策につきましては我々は何が何でも最優先でやらなければならぬということ、三次補正につきましては最優先で扱ってきたわけでございまして、今こそまた平成六年度の予算、それに先行いたします三次補正の対策につきましても早急に議決しなければならぬ、こう思っておるわけでございます。

そこで、大蔵大臣にお伺いいたしますが、平成六年度の予算、何か二月十一日から日米首脳会談、これが行われる前に何とでも政府予算案を決定したい、こういうことで今スケジュールを練っておられる、こうお聞きいたしましたわけでございますが、このときの中でのような対策を盛り込むか。当然のことながら所得税減税の話も出てくるでしょうし、さらに財源の問題が出てくると思いますが、財源について今どのような考え、決着をつけようとしておられるのか。

聞くところによれば、消費税については触れるのもまかりならぬといったようなことで、そこで政府予算案の決定が非常におくれておるといったお話も聞きましたが、これにつきましては大体どのような考え方と申しますか、例えば消費税はタイムラグを置いてでも必ずアップをする、あるいは直間比率の見直し、こういったような言葉でもう少し抽象化する、さらには総合税制改革で対処します、こういったような言い方で対処するの

消費税アップの話でも、どのくらいタイムラグを置くか。あるいは景気が回復した後アップを考えますとか、回復するまではさらに延ばしてもいい、こういったような考え方も出ておるよう聞いておりますが、私はやはりこことはっきりと態度を鮮明にして、そして平成六年度の予算は編成をしなければならぬ、このように思うわけで

でございます。

大変な不景気でございまして、財源については非常な問題があるかと思っております。この中で、例えば厚生年金の支給年齢の引き上げをやるとか、あるいは病院の給食費の自己負担を進めるとか、あるいはたばこや酒の税金を上げるとか、今度は私学助成金も打ち切るとか、一部カットをするとか、そういったような目に見えないところでこういう国民負担の増大といえますが、いわゆる生活、福祉に対する圧迫が行われつつある、私どもはこれを非常に憂慮しておるわけでございしますが、こゝろ辺につきまして大蔵大臣の御見解、そして平成六年度予算編成、そういったことに関連します税制改正に臨む態度、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(藤井裕久君) 大変盛りだくさんな御質問で、簡単に項目別に申します。私、書き落としていたらごめんなさい。

まず一つは、これからの見通しについてお話がありました。

経済の現状は、私はやはり同じように非常に重要な側面にあると考えておりまして、総理から昨年御指示が久保田長官に直接ありまして、私どもも一緒に協力して景気対策を今月の中旬までにまとめるようにと御指示をいたしております。それに基づいて三次補正など一つ一つ処理をしておりますわけでありますが、そういう日程の中で、まず現在、三次補正の編成、これはもう挙げて景気対策であるわけでございます。

ただ、同時に申し上げなければならぬのは、通常予算というものは景気対策に当然足を踏み込みますが、私の言い方では片足踏み込むという言い方をしております。なぜならば、通常予算というものは本来の細川内閣の基本的姿勢が問題になるわけであります。例えて言えば、今おっしゃった福祉のあり方、そして文教政策のあり方、防衛のあり方等を全部やる中で景気にも十分配慮をする、こういうことだろうと思うのでございますね、通常予算の方は、同時にまた、三次

補正についてはもう挙げて景気対策に重点を置いたもので編成をしていく、こういうことだと思っております。

そして、いつこれを段取りかかるとかというのは、今諸般の情勢を見ながら進めておるわけでありますが、おっしゃる通りに一日も早いことが望ましいと考えております。

また次に、減税の話がございました。

私はこれも何度も申し上げておりますように、総需要政策として減税というものが、きのうは星野委員からお話しありまして、学問的には効果は薄いのではないかと、私もそのとおりだと思っておりますが、あらゆることをやることによって、政府が姿勢を示しているという心理的效果も考え、かつ効果がゼロというようなことはあり得ないわけでございします。ぜひやるべきことは存じますが、同時にこれも私がいつも申し上げておりますように、これを垂れ流しの赤字国債に頼るということとは、将来の経済体質の根本を誤りますからどうしてもいけないと考えております。したがって、現在、経済問題協議会で、これは政府・与党の首脳の方でございしますが、これらを含めて御議論をいただいておりますところであり、これも時間の限定は当然あるわけであります。間もなくそういう姿もお示しができると存ずる次第でございます。

以上でございます。

○合馬敬君 大蔵大臣、一言だけ。

その経済問題協議会ですが、最終的な方針になると思いますが、いつ開かれるんですか。

○国務大臣(藤井裕久君) これは、一月になってもう既に一月六日に開会をいたしておりますが、今後また、これは座長が羽田副総理でいらつしやるわけでありますが、羽田副総理のいろいろな御判断のもとに開かれると存じますが、おのずから限界があるというところは御指摘のとおりだと思います。

○合馬敬君 大蔵大臣の苦衷を察するに余りありません、八党からですか、もうどこにもいい顔しないといかぬですから、もうだれの言っていることも全部イエスイエスで聞かなければいかぬから、私これはもう予算を編成するのは大変だと思うんですね。右を向いては消費税をアップすると言いい、左を向いてはいやしなと言いい、はつきり言えれば、都市に米は自由化と言いい、農村に行つては米は自由化と言いい、何か本当に私は不思議な気がするわけでございしますが、非常に御苦勞されておると思ひます。

関連しまして、今度は春闘でございます。これも、ことしは大変な不景気ですね。いわゆる企業リストラでございまして、大変な不況でございまして、早くも日経連の永野会長は、「今年企業防衛とそれを基礎にした雇用防衛が何よりも重要と考える。日本企業が内部に抱える潜在的失業は百万人以上。賃上げ一%は全体で約三兆円になり、そんなコスト増には耐えられない」、そういったことで、今回は賃上げよりは、まあ物価引き下げとかという話も出ましたけれども、何と云っても雇用確保をワークシェアリングで対応したいというのが経済界の基本的な意向である。

一方、労働界といいますが、連合ですが、これにつきましては、「不況の深刻化は消費不振が大きく影響している。その主な原因は残業とボーナスの削減による勤労所得の低迷だ。このうえ、バアゼロなら国内市場はますます縮小する」といったようなことで、連合のシンクタンク総研においても、「賃上げ五%、所得税減税五兆円」ならば一九九四年度の実質経済成長率は二・一%、「賃上げが定昇のみの二%程度、所得税減税なし」だと、成長率は〇・一%にとどまる。

まあいろいろありますが、いずれにしましても、どこを見方でもことしは戦後最低の賃上げに落ちつくのではないかと、そういったような見方が大勢なようではございますが、さらに大企業といいますが、安定した企業の下にまた多数の中小企業、零細企業の方もおられるわけでございまして、これまた深刻な雇用難あるいは生活難にあえぐ、こういったような事態も予測されるわけでござい

でございます。

これにつきまして、労働大臣、かねて中立の立場でもちろんお考えになっていただいたのでございしますが、それにしてもやはり細川内閣の中には、今回はいわゆる経営者代表の方もおられればあるいは労働界の代表の方もおられる、そういった中でのかじ取りというのは非常に私は難しいと思うんですが、ちょっとお考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今春闘につきましては、それぞれの立場から基本的な考え方が示されたところでございします。これから労使の間でさらに考え方が詰められることであろうというふうに思っております。

賃金その他の問題につきましては、先生も今御指摘いただきましたとおり、労使が自主的に交渉して決定されるのが原則であるというふうに思っておりますし、十分なお話し合いをされることを期待をいたしております。

いずれにいたしましても、働く人々の実質的な生活水準の維持向上というのが大事なことは申し上げるまでもございせん。もちろん賃金の引き上げというものは、この影響も非常に大きいわけでございしますが、議論されております物価水準あるいは減税、そうした問題も非常に大事かというふうにも思っております。総合的に生活の維持向上というものが図られるように我々一丸となつて政府の方も努力をしなければならぬと考えているところでございします。

○合馬敬君 労働大臣、ありがとうございます。

そこで、今度は山花大臣に御高見をお伺いしたいわけでございします。

私は、あくまでもこの政治改革というのは手段であつて、最終目的は日本の政治を強力に推進し効果的なものにするというふうなことでございまして、その手段をどういうふうにあいまいなくつくっていくかというところに最大の眼目があるかと思っております。

一つは、いわゆる自由主義、民主主義、それから市場経済主義と申しますか、その中でも特に自由競争そして規制緩和です、ね、したがって、いわゆる社会福祉、そういった面は何というか必要最小限の意味ということ、小さな政府、こういったような政党が一つ。

それから自由主義、民主主義、市場経済主義、これは当然なことだけれども、しかしそうはいっても、やはりその中で大変ないろいろ矛盾が出てくる。そこで、ある程度国家権力をもって、社会的な富の公正な分配を権力をもって図っていくか、ぬという部分もある程度導入せないか、ぬ、そういう意味でのやはり保守政党、これが一つ。

○国務大臣(山花貞夫君) 党の代表という立場でございせんので、その点を踏まえた上でお答えさせていただきますと思います。

まずこれからの政界再編などを念頭に置いての

お話しありましたとおり、今度の選挙制度がそのことについてどう影響を与えるかということについては、まだこれは正確に申し上げることができないと思いますが、単純小選挙区ではなく比例代表の部分が二百二十六あるということになります。

そういう中で、私本当にこれ困ったことだなと思ひましたのは、きょうの新聞にも出ておりますが、この政治改革法案を何とか成立させたいというところで与党の方が参議院自民党の——作戦をやっておるとか、もう私、こういうような話が出るとは本当に困ったものだと思うわけでございます。(発言する者多し) そういったようなお話が出るといふのは私は本当に困ったことだなと。そういうお話が出るといふことについて私どもも本当に反省もせなにかぬし、「懲罰対象だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) そういったうわさが立てられるということ自体は私は非常にやは

り問題があると、こう思うわけでございます。

こういったようなマスコミの記事が出るということについて、山花大臣、政治改革を担当しておられる大臣といたしまして、まさにこういうことをなくすために我々は政治改革をやっておるわけでございますので、何かお考え方を、御感想なりあればちょっとお話しをお願いしたいと思っております。(発言する者多し) 御感想で結構でございます。

○国務大臣(山花貞夫君) たまたま今御指摘いただいたマスコミ報道について私は承知しておりません。しかし、この国会全体としては与野党ともに一日も早い政治改革実現と大目標については一致していたところでございますので、法案を提出した立場としてはそうした気持ちでこれからも全力を尽くしたい、こう思っているところでございます。

○合馬敬君 そのとおりでございます。絶対にあってはならないことでございまして、私どもとしてはそういった方針でこれからも政治改革に臨んでまいりたい、このように思っているわけでございます。

そこでまず、原点からお伺いをいたしたいわけ

で……

○委員長(上野雄文君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(上野雄文君) 速記を起こしてください。

ただいまの合馬君の発言中に穏当を欠く言辞があったとの御指摘がございましたので、委員長といたしましては、速記録を調査の上、適当な措置をとることをいたします。

○合馬敬君 そこで、山花大臣、それから佐藤大臣、御両方にお伺いいたします。

そういったようなことで政治改革法案の審議が今行われておるわけでございますが、特に選挙制度の改革につきましては基本的な問題として、なぜ今の選挙区制度では政治改革の目的が達成できないのか、これについてちょっと御説明をお

願いたい。

○国務大臣(山花貞夫君) できるだけ短く話したいと思いますが、私は八六年の定数は正の問題から担当してまいりまして、まずは何よりも定数の正、一票の格差を是正するということを主張して仕事をずっとしてまいりました。

ただ、振り返りますと、そういう立場から例えばかつて社会党は一・五六の選挙区制の抜本的定数は正を提出したりましたが、一歩も進まなかったというのが実は振り返っての問題点でございます。その後、九増十減もございましたけれども。

一つには、やっぱり憲法の要請である一票の格差をどう是正するかというところを基調に置きながら今全体としての政治改革が議論されている、こうした経過だったと思っております。

そうした中で、選挙区のものにおいて一票の格差は正というのは私はなかなか困難だったという結論を実は持っております。ということを含めて、選挙区における地盤培養行為ということと一言言われている金のかかる選挙の体制ということについても一部意見が大変強まったということもございました。

そうやってまいりますと、過日の選挙の結果を受ければ、やっぱり国民の政治不信解消のための政治改革というものは腐敗を根絶するシステムというのをどうつくっていくかということではないだろうか。そういうことを考えた場合には、今回四法一体ということですが、選挙制度も新しくしていく、政治資金制度についても抜本的に政治家に責任を含めて強く厳しくしていく、そして腐敗防止策についても連座制を含めてかつてなかったような厳しい内容を含めて、全体一本で包括的に思い切ってやっていかなければなかなか進まないのではなかろうか、私自身としてはそんな気持ちを持ってこれまで担当した仕事をやってきたつもりでございます。

中選挙区については長短議論があると思えます。しかし、そのことについては、制度疲労とい

うことはよく言われますけれども、その意味ではかなり定数は正問題を含めて限界に達しておったことについては間違いないと思っております。

新しい選挙制度を考えるに当たりましては、従来の長い議論の経過を踏まえた中で現実的な合意できる案として今回の小選挙区比例並立を提出させていただいた次第でございます。

○合馬敬君 こういう問題につきましては議論を出したらもう切りがございませぬのでどんどん進めさせていただきますが、私は、衆議院というのは、参議院と違ってより一層直接選挙といいますが、本当に顔が見える投票によるべきであるという基本的な考え方を持っております。

それから、今回の制度のようになりますと、特に地方の県圏では直接その地方、県を代表する議員が減るわけですね。例えば、鹿児島で九名出たおつたが四名になるとか、その分だけ比例に回ればいいじゃないかといったって、後ほど述べますように、比例はだれが出るか、こういうことになりまして、必ずしもその地方の本当の声を代表できるような人ではないわけでございまして、そういう意味では、今回の選挙によって本当に地方の声を代表する割合といえますか比率が少なくなるのではないかと、このように思うわけでございます。こころに込めておきます。

もう一つは、それじゃ今度この比例で当選した人は小選挙区で当選した人とは違うのか。やはり同じようにこの代表はそれぞれの地域、小選挙区の場合であれば当然その小選挙区でございましょうが、比例であればそれじゃ全国を代表するの、こういうようなことになりまして、これまた私は非常に説明がおかしいと思うんです。それはおかしいと思うんです。

例えば惜敗率で上がってきた人は、これは何かぬえみないな存在です。小選挙区の人でもあり、あるいは日本全国のもの代表する人でもある。何かよく説明ができないような気がしますが、そこはどういうようなお考えでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 一番初めに、地方の議

員の減という問題についてどう考えるかと御指摘いただきましたが、これはさつきちょっと触れました中選挙区制度による定数は正を行った場合にも地方の議員減というのは非常に大きいわけでありまして、この問題は選挙制度の問題だけではなく、憲法の要請にこたえてできるだけ一対二以上にはならないようにする、こうした原則を考えた格差正を行いますが、いずれの選挙制度においても出てくるのではなかろうか、こう思っているところでございます。

しかし、今回法案におきましては、二つ指摘したいと思うのです。

一つには、まず法案の冒頭から、この配分につきまして、都道府県四十七に一人ずつ配分するということをいたしました。これはかつての国会決議にありました過疎過密に配慮してということなどを念頭に置きながら、地方の急激な減、激変緩和とまでは言っていないけれども、まず一つずつということを行ひまして、残りを比例で配分するということについては配慮の一つだと思っております。

第二番目に、公聴会が終りまして、衆議院の修正において二百五十、二百五十から、二百二十六、二百七十四といたしました。この選挙区分分というのをあやしたことはその意味におきましては配慮の一つではなかったか、こういうふうにも考えているところでございます。

後段の問題、とりわけ重複立候補で惜敗率で出た方につきましては、委員はぬえのようだとおっしゃいましたけれども、ちょっと従来の選挙の制度における当選者と違うんじゃないだろうか、説明しにくいという点につきましては、やっぱり全体として衆参とも共通のテーマは、憲法に基づいた全国民に選挙された議員ということがまずあり、そして同時に各地域における意見というものをどう反映させるのか、この二つをどうかみ合わせるかということになってくるんじゃないだろうか、こう思っているところでございます。それぞれがそうした性格を持っているということではないかと

思っているところです。

そうした意味で、今回はこの両方の制度を並立させることから、重複立候補についても政党の裁量権ということで出したわけですが、ぬえだとおっしゃったのは、恐らく有権者の皆さんはこれまでそういう制度がありませんでしたから落つたのが当選とは何だと、確かにこういうところがあるんじゃないかなと思うのですが、これはやっぱりそうした並立制をとった制度、そこで生まれたシステムでございまして、外国においても、よく例に出すドイツの場合に、比例区三百三十四人の当選者のうち三百二人はその選挙区で落選した人が当選すると。これはこれで一つの政治の風土として、だから惜敗率よりも善戦率の方がいいんだと言われますけれども、その地域において一番はもちろん当選、二番についてはその善戦率で当選する、こうした風土といえますが、国民の皆さんの御理解をいただいてのそうしたものが一回、二回と追っていく中で出てくるものではないかと、そういうように考えているところではないかと。

○合馬敬君　そこで、国民はこの比例についてどういう順位で決まるのかというのがわからないんですよ、何回説明しても。私もきのう初めて正確にわかったんですが、自治省、まずこういうこととよろしいんですか。

比例については、議員、その政党に所属する者であればだれでも、順番をつけて、一番は山田太郎さん。議員であればだれでもいい、だれでも。一番は山田太郎さん。ドント方式で最終的には何人当選するか決まるんでしょから、あとは順位で決まるわけですね。一番は山田太郎さん、そして二番目には、今度は、何というんですか、既に小選挙区で立候補しておられるAさんという方。Aさんだけ、一人ですよ、一人だけ。Aさんが二番。それからまた三番目に、何というか、田中二郎さん。これは全くのただの議員。そういう人がある。四番目にまたある小選挙区のBさん、一

人ですよ、一人。そして五番目にまた勝手に伊藤三郎さんとかという人をやる。そういうぐあいに任意に、重複立候補しておられる人も含めてその党が自由に決められる。そういうことになっておると。

それで、惜敗率で決めるのは、この方式をとらない場合は、今度は同順位というのをつくっていいので、小選挙区の場合の重複立候補、その場合は、例えば重複立候補の方で当選された方が十人おつたら惜敗率で決める、こういったようなことになる、こういうしただんですけれども、よろしいですか。

○政府委員(佐野徹治君)　今のお話のような決方をそれぞれその政党が独自に行われるのは、これは結構でございます。

○合馬敬君　こういう結果になりますと、どうも今度は順位決定、これが例えば、別にお世辞を言うわけじゃないですが、山花元委員長のような人格者で公平無私な決定ができる方だったらいんですが、しかしそうはいっても、私は共産主義政権をロシアで三年ほどつぶさに見てまいりましたが、あそこにはちゃんと政党はありましたが、それがちゃんと選挙も行われておりまして、ただ、いろいろな権力を使つてどうしてもいわゆる議員になる、国会議員になる、そういったような人は、党首のあるいは幹部の気に入らないとなれない。そういったようなことは、これはどんな制度になつたつてそうなるんですよ。

そういったようなことでございまして、こういったようなアトラダムなやり方を特に衆議院の比例区で認めるといふことは、私は、まあ党独裁とまた言うともた怒られるかも知れませんが、何かしかりともちよつとしつくりしないような感じがするわけでございます。

そこで、例えば私どもの参議院でも、私ども自民党では非常に苦勞して、比例区なんかはいろいろ問題はありますけれども、やっぱり少しでも本当に国民の声を代弁しているべきだということ、例えば議員だとか党友の数も集めさせたりい

ろいろ苦勞をしておるわけでございますが、私は衆議院でこういったような比例の決定方法をとるといふのを非常に心配するものでございまして、そもそもこういったことで永久にやることになりまして、全く選挙をしない、全く個人とだれとも一切接触しなくても、名簿に載りさえすれば衆議院議員になれるんですよ。衆議院議員は、これは議院内閣制、衆議院の優位性がございまして、総理大臣になれるんですよ。内閣を率いられる方、そういった方をこういうやり方で選ぶというのは私は非常に問題があるんじゃないかと思うわけでございますが、どうですか、山花大臣。それから佐藤大臣。

○国務大臣(佐藤観樹君)　委員今お話しの中に、どのような制度を使つても党の一番トップにいろいる力が働くんじゃないかと言われたので、どの制度でもと言えはそれでは尽きてしまふのであります。委員今言われましたように、そのために例えば議員なり党友なりをどれだけという義務を課するか課さないかということ、これはもうその党の中で自主的に決められる話でございまして、制度の中に組み込まれている話ではないわけでありまして。

また、委員が今御心配のように、非常に恣意的に順番がなるんじゃないかということもございまして、やっぱり各党が票をふやそうと思つたら、地域で票を出してくるわけでありまして、そのために地域で一生懸命やつてももうたいうことで、善戦率が惜敗率かというところでやつていただくということをやつてもいいよということになつておるわけでございます。そういうことでは今の委員の御質問をそのまま受けたとすれば、そういう意味での党内の競争、戦いぶりというものによつてそれを決めていくということでありまして。

また、やはり政党本位なのでございますから、委員御心配のように独裁的な人がおつてもしそういうようなことになつていけば、それは党に集まる票というのでも少なくなっていくんじゃないで

しょうか。これだけのマスコミの社会でございまして、あの人一人で順番を決めているというようなそういう党内民主主義というものがなくなつた場合というふうなことになるれば、それ自身が今度は党の人気というものはなくなるんじゃないだろうか。私たちはそういうことを頭に置いてしているわけでございます。委員が言われましたように、党友を集めるとか、議員を集めるとか、その他支持者を集めるとか、そういうことは御自由にその党がやつていただいて、それを基準にして名簿の順位にするということとはまたこれは可能でございます。

○合馬敬君　それから今度は、今のやり方であれば、それぞれの政党が小選挙区と比例で一人でも国会議員を多く出したということで立候補させるわけですが、先ほどから話がありましたように、現状では小選挙区ではなかなかどの政党も単独では通りにくい、こういうことになるわけでございます。まして、そうすると当然協定といひますか取引が行われまして、小選挙区ではそれぞれのいろいろな政党が話し合つて、談合しやなくて話し合つて、統一候補といひますか、候補を決めるわけですね。

ただ、政党助成だとかいろいろな方法がありますから、その複数の統一候補の中で、この地区ではA党の方が出られる、B、C党の方は推薦という形ですか、応援をされる、次の地区ではB党が出るからA、C党が推薦をして応援する、私は勝つために当然そういったようなやり方も行われると思ふんですよ。

これに対して比例の方は、当然のことながらそれぞれの政党の主義主張、政策というものを掲げて戦う。そこではいよいよ選挙結果が出る。統一した政党が、政治はやっぱり何といつても権力闘争ですから、政権をとるといふのが最大の目的でありますから、当然話し合いが行われて主義主張をそれぞれ変えて、克服して、PKOの問題もあるでしょう、米の問題もあるでしょう、自衛隊の問題もあるでしょう、日米安保の問題もあります、

細かい話で言えば長良川の河口せきの話だつてあります、そういったような話を全部その統一候補の場合には選挙公約ではどう言うかといひますと、これは政党が受け取りますから、選挙公約では、私は当選したら、そして政権ができれば、こういうことで統一何というんですか、政党といひますかね、連立与党を組んで政権をとります、そういうふうな選挙公約をしないといひはおかしいと思うんですよ。

しかし、今度は、そういったようなことで出ると、本当に政党を代表したことになるのかどうか、そして私はそういったような人に、この政党助成金というんですか、国の助成金を出していいのかどうか非常に疑問に思ふんです。

政党助成金というのは、あくまでもある政党がこういうような主義主張を掲げて、それを実行するために、そして政権をとるために政党をつくって運動をやるわけですが、それは憲法で認められた、そして大事な権利だから政党助成をやるというのはいささかいいわけですが、こういったような形で、小選挙区で立候補された方が、推薦を受けたにしろ、将来もし連立与党といひますかそういったものをつくってやられるのなら、既に小選挙区で選挙をする時点でそれだけのことをちゃんと選挙民に約束していないといひかぬと思うんです。その点についてどうお考えでしょう。

○国務大臣(山花貞夫君) これからの選挙の場合の各政党の選挙協力のパターンということになると思ひます。

私より佐藤自治大臣は選対の責任者としてさまざまな選挙協力をやってきた経験をお持ちですからむしろ正確かもしれませんけれども、私はこれまで、今、委員御質問の問題については多様な選挙協力、こういうことを言つてまいりましたが、新党を結成する場合は別にいたしまして、そうでない場合には、例えば与党が一つにまとまつて一人の候補を出す場合、あるいはそうでなくて幾つかの政党が与党内部でも選挙協力を行つて出す

場合、あるいは単独で出す場合もあり得るのではなからうかと思つておりますけれども、それぞれの選挙協力の形というものは有権者の皆さんの審判を仰がなきゃいけないわけですから、そこでは当然その選挙区における選挙協力あるいは政党本部における選挙協力の協定などをつくり、それを内外に明らかにするということから選挙が始まるのではなからうか、こういうふうに思つていられるところでございます。

こうした形につきましては、これまで国政段階の選挙でも幾つか例があつたと思ひます。あるいは自治体の選挙などでは、そうした格好で選挙協力を行つて、政党寄り合つてということについてはかなり一般的に行われてゐるのではなからうかと思つております。

そうした中で、選挙協力協定というものを内外に明らかにする、そしてそのことで国民の審判を仰ぐということになつて、そうしたそれぞれの政党が選挙を終わつた後、政権を目指す場合にはどういふ形で連合を、できるかできないかを含めて改めて政権を目指すの合意をつくるということになつてくると思つております。そうした方向については、事前に有権者の皆さんに明らかにすること、それがなければ選挙においても信任を得ることはできないのではなからうか、このように考えているところでございます。

最後に、その結果出た政党助成の問題につきましては、これは政党助成につきましては従来御説明したことになりますけれども、やっぱり客観的な基準で決めなければならぬということと、得票の率、国民の支持を受けた率と議員の数ということ以外には客観的な基準というものはなかなか難しいのではなからうか、こう思つております。

○合馬敬君 私、山花大臣の言うことはわかるんです。それは主義主張が似通つてゐる政党なら当然そういったことで実行できると思ひますが、はつきり申しまして、やっぱり今のうちに余りにもコペルニクスのような違いがあるような政党が一

緒になるときを問題にしているわけでございます。

最後にちよつと私お聞きしたいんですが、今度の政治改革、何か衆議院の選挙制度を先にやる先にとつていひますけれども、今度の観点は、選挙制度は衆議院だけですけれども、政治資金の問題は参議院にも地方の首長さんにも議員さんにも全部かかつてくる問題ですから、だから私は本当はこういうところから衆議院の選挙制度だけ先行してやるというのをおかしいと思ふんです。そこは私はこれはきょうはもう時間がありませんから申しませんが、ただ、参議院の地方区選挙、今のようなやり方で今度は政治資金規正法だけ先行いたしましたら、非常に大きな都道府県、東京都なら東京都は本当にこれで選挙が政治資金も含めてやつていけるのかどうか、そこら辺については私はさらに時間があれば追及していきたいと思ひますが、きょうはこれで終わります。

○国務大臣(佐藤観樹君) 言うまでもなく、この問題の発足は金と政治、金と選挙の問題から発しているわけでございますから、できるのかではななくてやつていただく、そして国民の信頼を取り戻す、このことだと思つております。

○中村鋭一君 この委員会の審議、きょうで実質十日目でございます。今聞きましたら、審議時間とはちよつと本日の審議を終えましておおよそ五十時間ということでございます。ですから、今の私の心境から言ひますと、これは異論は大いにあるだろうと思ひますが、ようやく大団円に近づいて、映画に例えれば春の銀幕を飾る望望の大作が封切り間近となりまして請う御期待といった感じではないか、こう私は認識しておりますが、その私の認識を共有してくださいますか。一言ずつ、両大臣、いよいよ大詰め大団円であるかどうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 大団円というのか、提出した側としては緊迫した雰囲気の中でいよいよ正念場を迎えたというのが実感でございますが、与野党ともに政治改革をやり遂げよう、こういうところからスタートしておりますので、何としても

実現していただきたい、こういう気持ちで私も最後まで努力していきたいと思つております。

○国務大臣(佐藤観樹君) 議会の運営、委員会運営にかかわることでございますので、中村委員のお気持ちはまことにありがとうございます。中村委員の御指摘はありますが、私たちはたく私たちは受け取らせていただきますが、私たちはひとつ皆さん方のいろいろな角度からの御審議に十二分にお答えをして一日も早くわかつていただきたい、賛成していただきたい、こういう気持ちでいっぱいでございます。

○中村鋭一君 せっかくの機会でございますから、私も与えられました時間を真摯に議論をさせていただきます、こう思ひます。

先日の総括質疑で私はこう申し上げました。一八八三年の八月二十五日にイギリスで腐敗防止法ができて、それから選挙違反の摘発はイギリスでは一件もない、こう申し上げました。しかしながら、これで終わりじゃないんです。

少し調べてみたんですが、実は一九二二年の六月にマルコーニ電信会社スキャンダルというもののが発覚をいたしました。このために当時のアスキス首相はアスキス・ルールというものをつくりました。選挙の違反というものは一八八三年の防止法によつてこれはもう地を払つたかもうかりませんが、閣僚は決してそれで身を持するに厳で一切不正を働かなくなつたかといひますと、そうではなくて、だからマルコーニ電信会社事件が起こつたのであります。当時のロイド・ジョージ、またチャーチル等も喚問をされましたけれども、疑惑はいよいよなまに終始して、そして今申し上げたアスキス・ルールができたのであります。

ちよつと申し上げますと、大臣はみづからの関係する利権が公務と結びつくときはその利権を放棄すべきである。大臣は公私にわたりスキャンダルを起こすことのないよう自己管理しなければならぬ。大臣は贈答品や接待、便宜供与などを何人からも受けてはならない。さらに、ほとんどあらゆる種類の株券の保持は大臣はこれを持つてはいけない。さらにまた、大臣は就任時にいかなる

役職からも退くものとする。大臣は公費で賄われている施設において選挙区のための活動を行ってはいけません。これがいわゆるアス・キス・ルールでございまして、それ以後、ということは一九二一年以降は、新しく内閣が組織をされますと、時の総理大臣は、任命をいたしました閣僚にこのアス・キス・ルールを手渡しまして、あなたはこのルールを遵守いたしますかということを書約せしめているのであります。

これで選挙は腐敗がなくなった、閣僚も悪いことをできなくなった、さあいいかといいますが、今度はずつと下りまして、実は一九七二年にボウルソン事件というのが起こりまして、これは贈賄の典型的な例でございまして、この結果、反省をいたしました議員利害関係登録制度というものができたのであります。

これもごく簡単に御紹介申し上げますと、議員活動、演説、選挙に影響を与える金銭上の利益、物質的な恩恵に関する情報を登録しなければならぬ。あらゆる役職、報酬を得る取引、職業、財政的援助、土地、財産、株、これはもう鉛筆一本に至るまで自分の財産は登録しなければならぬ。それを本にいたしまして全英の下院議員はすべての国民が自由に閲覧できるようにしてあるわけです。ですから、A議員ならA議員の今の財産の状況がどうかということは、国民は閲覧所へ行つてこれを見れば完全にわかる。

これが私はイギリスの三位一体で民主主義というものは守らなさいけないといふことの長い長い年月の間にかち得た大きな成果だと思ふんです。ですから、腐敗防止法、そしてアス・キス・ルール、さらに財産登録制度、これらも我々は不断にそういう努力を怠つてはいけないと思ふんです。

幸いに今回この関連四法が成立をいたしましたら、すぐに我々は、例えば衆参両院の改革でございまして本委員会の委員の皆さんととも、いや、全議員がそのための努力を展開

していかなければいけないと思うが、そのときの参考に今申し上げた例えは閣僚の遵守すべきアス・キス・ルールでありますとか登録制度でありますとか、こういうものは大いに参考になるのではないかと、こう思いますが、両大臣、一言ずつ感想をお願いいたします。

○国務大臣(佐藤観樹君) 根本のお話につきましては私も大賛成でございまして、引き続きいろんな角度から腐敗を防止するためにお互いに議論を深めていく必要があると思ひます。

ただ、中村委員が言われた中でも、平成四年十二月のいわゆる緊急改革二十一項目という中には、資産公開とか、あるいは内閣の取り決めとして、例えば株式会社役職に就いている者はやめなさいとか、一定の間株をさわつてはいけなさいとか、こういうルールが入っていることはありますが、例えば資産公開でも、まだまだ国民の皆さんから、御承知のようにあれで甘いのではないかと議論もあることもございまして、いづれにいたしましても、なお引き続きいろんな角度から腐敗防止のためにやっとなきやならぬということには私はそのとおりだと思つております。

○国務大臣(山花貞夫君) 私もこれまで、政治改革の第一歩、第二歩をつくるものであつてこれからさらに大切だと申し上げたのは、中村委員と全く同じ気持ちからそう申し上げてきたつもりでございまして。

○中村鋭一君 大変心強うございまして。これまでも、今、佐藤大臣がおっしゃいましたように、一生懸命努力してきておられるわけですから、さらに我々もそれを積み重ねていかなければいけないと思ひます。

この四法が成立をいたしましたので、この四法に基づいて次の選挙が行われるといたしますね。そうしますと、従来同様に選挙違反の取り締まり本部が設けられる、こういうことになりまして、今度はこれまでと違った厳しい連座規定等を設けた法律がそのまま援用されるわけでございますか

ら、その法の運用というんですか、これについてはいろいろ御苦心もあらうかと思ひますが、まず法務大臣に、この四法が成立をいたしました選挙が施行された場合に、どのような決意を持って選挙違反等々の取り締まりに当たらねばならないか、法の運用はいかにあるべきかということについて、御感想を一言お願い申し上げます。

○国務大臣(三ヶ月章君) 感想と申しますか私の信念と申しますか、申し上げさせていただきますと、これまでたびたびこの国会で申し上げてまいりましたように、検察当局はどのような事件であれ、犯罪の嫌疑が認められる場合には法と証拠に基づいてというか、その枠内でも申しますか、適正に捜査処理を行つてきたものと私は承知いたしておるわけでございます。このたび法律が改正されましていろいろ罰則の変化はございまして、それを摘発するといふふうなことにございまして、いささかも従来の方針は揺るがないものと法務大臣としては確信している次第でございまして。

○中村鋭一君 刑事局長お見えでございますね。法律ができましたので、そして選挙が行われます。それを適用しながら実際に検挙に当たるのは警察の仕事でございまして、この四法ができたといまして、その場合に警察当局はどのようにしてこれを遵守し、実行し、公平な実施をしていくことができるのか、そのような点について一言お願いを申し上げます。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。捜査取り締まりを責務とする警察といましては、違法行為につきましては、いかなる場合でもありまして法の趣旨にのっとり必要な体制をもつて厳正な捜査、取り締まりを実施してまいり所存でございます。

特に選挙違反の取り締まりにつきましては、今後とも、厳正公平、不偏不党を旨とし、組織の総合力を挙げた適正な取り締まりの徹底により、選挙の公正確保に努めてまいり所存でございます。

○中村鋭一君 大変結構なお言葉でございます。そのように心から私もお願いを申し上げます。しかし、過去に警察が全く誤りがなかったかといひますと、私は必ずしもそうではないと思ひます。

自分の経験で恐縮でございますけれども、先般の私の選挙でも、実は桃太郎というのをやりまして、これは委員の皆さん御存じだと思いますが、商店街等々を支持者と一緒に進めまして、やつてまいりました。よろしくお願い申し上げます。こう言いますが、たまたま私の選挙を応援してくださつた市会議員の方が、もうじき中村鋭一さんが来るからひとつうちわでも振つて出迎えてやってくれ、こう言つて何軒かの人にたまたまうちわを渡したんですね。私が桃太郎で行きまして、お願いいたしますと言つたら、皆さんうちわを振つてくださったんです。

行進が終わりましたので、その市会議員さんはうちわを回収いたしました。ところが、回収の忘れが三本だけございました。このために、この市会議員さんは公選法違反ということで警察に検挙をされました。朝から晩まで三本のうちわのために取り調べを受けまして、結果は不起訴、書類送検もなしということに終わったのでございますが、それは結果は不起訴で書類送検もなしでも、一週間にわたつて市会議員が身柄を拘束されたという事実はあるわけですね。これはやつぱり重大な問題だと私は思ひます。

私ここに新聞のコピーを持ってきたんですが、これは平成三年の三月四日付の朝日新聞でございまして、「八六年参院選挙 京極氏派事件 百二十二人全員に無罪 自白の信用性疑問 相互の矛盾指摘」と。これは一九八六年の夏に行われました参議院選挙、実は私も立候補をしておりました。私の対立であった自民党公認の京極さんが、まあ京極さんは残念ながらお敗れになったんですけれども、その節に百数十人の方が買収、被買収、供応等で逮捕をされたのであります。そうして、一

審の地裁の判決はこう言っているわけですね。「裁判長は「各被告の自白は不自然に変遷しているうえ、相互に見通しできない矛盾点があるなど、信用性に疑問がある」と述べ、出廷した百二十二人全員に無罪」という判決を下したのであります。

五年間裁判をやったんですよ。公判は七十一回開かれたんです。それで、かわいそうに京極さんはこれだけの違反者を抱えて五年間、私も候補の経験が何回もありましたけれども、それは恐らく地獄の苦しみだったと思う。結果は無罪じゃないですか。

こちらの新聞を見ましたら、「老人に連日の調べ、お前に飲ます水はない、嫁さんとブタ箱で暮らしたらどうだ、壁に向かって立つとれ、壁に突き飛ばされたり、丸めた本で胸を突かれたり、殺されてしまったらいい、とうとう話を警官に合せて。それからまたこういうことを言った警官がある」と新聞は報道しております。警官が愚痴をこぼすのを聞いて、上から言われたら仕方がない、わしらにも家族があるや、警察官同士がこの事件はつくり話やろと話をしていた、こういうことなんですね。

まあ、選挙を経験された議員諸氏はこういう思い出が何回もあると思います。善意で一生懸命やっている人たちが、いわば警察の点検主義や検挙主義や縄張り意識のために、結果は、家族を含めて候補者を含めて死ぬ苦しみに遭っているという事実、これはそのとおり報道された事実でありますから。

刑事局長、この事実をあなたはどのように反省しておりますか。

○政府委員(垣見隆君) 答えたいします。

無罪事件が出ました選挙違反事件につきまして、その判決の中で指摘された点を真摯に受けとめまして今後の選挙違反捜査に生かしてまいりますとともに、警察庁といたしましては、今後とも適正な違反取り締まりが実施されますように都道府県警察を指導してまいる所存でございます。

○中村鋭一君 もしこの四法が成立をいたしましたら、今度の選挙は選挙区だけでも二百数十あるわけでしょう。これは大変ですよ、警察もね。

もう一遍言わせていただきますが、巷間うわさとして伝えられるように、選挙は勝つたら大丈夫だ、負けたら大変だぞ、その晩にガサが入るぞ、こういうことを警察が言われることのないように、どんなに警察が違おうが選挙区が違おうが、もう一遍私からもお願いいたします。厳正にして公平中立な捜査をお願い申し上げます。

しかし、これは法務大臣にも私お願いしたいんですけれども、私、実は銭形平次が好きなんです。銭形平次はよく言うじゃないですか。お上の御法にも涙があらあど、こう言うんですよ。ですから、峻厳水のごとき法の執行も一面において大事でありますけれども、疑わしきは罰せずですよ。だから、そういう点で温かい涙のある法の執行を特に選挙事犯等々については常に心がけていただきたい。その辺の要諦といえますか、バランスといえますか、それをひとつ法務大臣、一言お願いします。

○国務大臣(三ヶ月章君) 私も銭形平次のファンの一人でございます。法務大臣の部屋には正義の女神の像が置いてございます。その正義の女神は目隠しをしておるのでございますが、私はいつも、その目隠しの後ろには涙があるのではないかと、そういうふうな感じを持っておるわけでございます。

先ほど来警察の方の取り調べの御批判は何いまして、あわせてそれはまた検察の方に当ててはまる面がいろいろあるかと思つて気持ちを引き締めてお伺いをいたしておたところでございます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 警察庁を管理いたします国家公安委員長として答弁させていただきます。と思いますけれども、いかなる事件に対しまして厳正公平、そして不偏不党でやはりやらなければいけません。

ただし、中村委員も言われましたように、新聞

の報道したことが事実かどうかわかりませんけれども、私が公安委員長になってからも、愛媛の件で無罪になったことがございました。そのときに、公安委員会の中でも、どこにその捜査の間違い、やり方のまずさがあったのかということについていろいろな角度から討議等しておりますので、そういう意味では厳正公平、不偏不党でやっていかなければなりません。

ただ、委員今言われましたように、捜査は当選したら入らない、落選したら入ると言われましたけれども、それはそういうことではないのであります。あれは投票日の夜入るわけでございますから、当選、落選がわからないときに入らなければいけませんから、その誤解をぜひ世間的にもお解きいただきたい、こう思っております。

○中村鋭一君 失礼いたしました。そういうような話を聞いたことがあるものですから申し上げたんです。これはもう私は申しわけないと思っております。

しかし、私やっぱり本当にそう思いますよ。法の厳正公平、中立な執行は大事だけれども、取り調べる側の人も、やっぱり温かい血の流れる人間なんだ、そういう気持ちだけは共有してもらいたい。それはいいでしょう。それを申し上げているわけでございます。

これまた両大臣、実は私はエスピオナージといいますが、イギリスの冒険小説が好きでございます。フレデリック・フォースとかがジャック・ヒギンズとかデズモンド・バグリーとかケン・フォレットとか、こういう人たちの小説を年来愛読しております。こういう小説に出てきますのにダブルエージェントというのがありまして、これはあらかじめスパイ行為を働こうとする国にね。それからスリパーというのがあります。これはあらかじめスパイ行為を働こうとする国に潜り込ませておきまして、十五年もその国の国民として善良な市民として生活をさせておきまして、時至れば祖国のためにおまえはスパイ行為を働けと。いわば眠らせておくスパイでございます。

これは今回の二百五十一条の二第四項第一号でございますが、「連座制の対象となる者の買収罪等に該当する行為がおり又は寝返りによるものであるときは、連座制を適用しないものとする」と、こうございませぬ。そして、このとおり、もしくは寝返り、このようにも書いてございませぬ、「公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものである」と。すなわち、A陣営がB陣営にエージェントを潜り込ませて、そうして違反行為を働かせて——連座制でございますから、五つありますね、選挙の総括主宰者、地域主宰者、出納責任者、奥さん、秘書ですね、こういう人たちが潜り込ませておいて違反行為をさせれば物の見事に連座規定でこれを落とすことができるわけでございます。

それはその意思を通じるということを確認するものが、物品の供与、例えばお金を渡したとか証拠の手紙があるとか電話の録音があったとかあれば別ですけれども、例えば今申し上げたスリパーのようにもう二年くらい前に潜り込ませておいた場合はなかなか意思を通じたと言ふことが難しいだろうと思ふんですが、その辺は、佐藤大臣、どのようにお考えでございますか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 委員御指摘のように、現実に金品の授受があったときのような場合には確かに意思を通じたということが非常に端的にあらわれる例であると思ひますが、この意思を通じた場合というのは、明示たるものと黙示たるを問わず全体の状況の中である程度判断もできるわけでございます。

しかし、率直に言つて、意思を通じたというのを確認し、本当に訴訟に持つていくのは並み大抵のことではないというふうに私たちも考えております。

○中村鋭一君 ですから、やはり法の厳正公平、中立な運用というのは当然なべきことでありますけれども、こういう例えは寝返りとかおとりとかいふ場合も、もし寝返りでもない、おとりでもない人にそういう認定を与えた場合はこれはえ

らいことになりましたから、我々与党が何としてもこの四法案は成立をさせたいと、そのために一生懸命努力をしているわけです。

せっかくできた法律が現実運用されたときにこういうことがあつては困るということでございますから、私は転ばぬ先のついで困難な点もあろうかという点を指摘させていただきまして、これからまたひとつ当局におかれては大いにこういう点も研究、勉強を怠らないようにお願いを申し上げておきたい。

これもイギリスでございますが、法務大臣、先般十二歳の少年が終身刑を宣告されました、この実名が英国においては報道され、かつ写真等々もテレビで報道されたわけでございます。我が国は少年法の適用がございまして実名の報道はございません。テレビもございません。

さてそこで、私は現在のこの二十歳という選挙年齢、これを今の若者たちに見ておきますと、まあ十八歳になれば十分に知能も徳育も体も発達をしている、一口でいえば責任能力が十分にある、こう思うんですね。ですから、私、選挙年齢を十八歳に二歳ぐらい下げる、同時に少年法そのものもやっぱりバランスをとりまして同じ十八歳ぐらいにしたらどうかと考えているんですけれども、これは全くの私見でございますが、まず先に三月月法務大臣からその点について御意見を伺いたします。

○国務大臣(三月月章君) イギリスの例のお話でございますが、直接その点ではなくて年齢の点に限って答えさせていただきますよろしくございましょうか。

○中村鋭一君 はい。

○国務大臣(三月月章君) 確かに子供、青年の成熟度というものはどんどん動いてはおりますけれども、それをどういうふうな、例えば権利能力はどうするか、婚姻はどうするか、それから犯罪の能力はどうするか、少年法と刑法の境界はどうするか、いろんな点で考えなければならぬ、これはおっしゃる通りだと思っております。

今、直接御質問になっております選挙権を十八歳に下げるべきかどうか、そういう選挙権年齢につきましましては、これは法務大臣といたしましては直接申し上げる立場にはございませんで、選挙主管の大臣あるいは当局の方でいろいろ御検討になったことと存じますが、少年法というのは私の方の所管でございますのでそれについて申し上げます。

少年法は、確かに一定の年齢に達しない者につきましては心身の成熟度、さらには矯正の可能性、こういうものにつきましまして考慮しながらその健全な育成を期するというのを目的とする法律でございます。そういうふうな法律と、それから一國の政治に参与する資格を与えていかどうかということとの間には若干目的の相違がございますので、私の感じでは、必ずしも制度、目的が異なる以上は同一にどの線と統一するということは難しいのではないかと、あるいはまた適当でない面も出てくるのではないかとことを考えておるわけでございます。

選挙法と少年法を統一的な年齢に共通にできるかどうかということにつきましては、やはり心身の成熟度というものについて慎重な検討をもう少し重ねたいように存じますし、社会の認識の度合いというふうなもの、あるいは一般社会の受け取り方、さらには一番大事なことは、それぞれの制度の趣旨、目的等を踏まえて慎重に検討すべきであるという程度のことと御勘弁をいただきます。今この段階で十八歳に統一するのが適当か適当でないかということにつきましては、いささかちよと即答を差し控えていただきたいと思います。

○中村鋭一君 大臣、どちらでも。ごく短く。

○国務大臣(山花貞夫君) 法務大臣のお話の後に私が出てまいりますと、なかなかちよとお話しにくい気もいたします。

りまして、いさ少し検討をというのが実は結論だったわけでして、世界の状況は大勢十八歳という、とりわけG7の国ではほとんどそうであり、そういう意味ではピッチを上げて検討する必要があるのじゃないかと私としては考えているところでございます。

○委員長(上野雄文君) あと一分ですから。

○中村鋭一君 はい。

ありがとうございます。そういうふうな積極的に前向きな御答弁をいただきました、何とかするたけ早い機会に少年法もあわせて十八歳になればいいなと私は思っております。

最後に、今回のこの法案は閣法でございますが、衆議院においては自民党の議員立法もございました。ここの委員会でも審議しております、私、松浦理事とも閣内理事とも下稲葉理事とも十分議員相互間でディベートしたりディスカスしたりしたかたんですね。これが議員立法であればできたんですが、これは政府提案なものですから、委員長の方を向いて、大臣席の方を向いてやって、我々お互いの意見についてはせいぜい不規則発言で、いい質問とか、そんなのやめろとか、合馬さんしつかりしろとか、そういうことしか言えないのが私残念でございます。

これは、来るべき機会には参議院改革もやらなきゃいけませんし、参議院の選挙制度をやらなきゃいけませんから、本委員会の委員の皆さんにも、次回はぜひ議員立法で、議員相互間が活発な討論を行って国民の期待にこたえるように心から念じまして、私の質問を終わります。(拍手)

○西川潔君 よろしくお願いたします。私、二十分間でございまして、時間が短いものですから、どうぞ簡潔にひとつよろしくお願いたします。

勉強させていただいているわけですが、今回の政治改革も自分自身の判断をしつかりしなければいけない、こういうふうな思っております。

我が国は世界に例のないスピードで高齢化社会が進んでおります。超高齢化社会が参りましたときにお年寄り、またその家族が安心して暮らすことができる社会にするためにはどのような仕組みづくりが必要なのか、社会全体で真剣に考え、取り組んでいるというのが現状ではないかと思っております。何しろ諸外国にこれほど急速に高齢化が進んでいる国がございません。外国にモデルとなるような制度もそれほど多くあるとは思えません。そういった点で、私たちは私たちがなりの福祉社会を今後試行錯誤を繰り返しながら築いていかなければならないと思っております。そのためには、仕組を築いていく段階におきましてできる限り広く国民の意見を取り入れていくことが必要ではないかなと私は思います。

その意味におきまして、小選挙区制度を導入するということは、これから本格的な高齢化社会を迎えようとしている我が国の実情には、そしてまた、大阪選挙区でたった一人でございますが二度大阪選挙区で戦わせていただきました、これからのことも考えまして、少し適していないのではないかなという率直な自分の気持ちもあるんですが、山花大臣と大内厚生大臣にお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 今の前段、御意見として伺いましたけれども、全く同感でございます。

同時に、これは高齢化社会という問題をも含めて国民の価値観というものが大変多様化しているというところでのその選択の幅といたしまして、そういう観点から疑問がある、こういう御指摘であったと思いますが、その国民の価値観が多様化したという一つのあらわれが、いろんな意味でありますけれども、過日の選挙における選挙の結果、そして連立政権の誕生ということにも象徴されていると私は思っています。

そして、ということならばということで選挙制度の問題、私も長年議論してまいりましたけれども、意見の対立の中からついにこれができないで幾度か失敗の繰り返しでございました。解散総選挙までいったということですが、あれだけの厳しい国民の審判を受けて、腐敗を根絶するための政治改革に向かつてどうしても一歩前進しなければならぬ、こういう気持ちから選挙制度だけでなく腐敗防止と政治資金の問題、全部一体として出した中で、選挙制度の問題については比例代表の部分を含めていこうということでございまして、この部分につきましては単純小選挙区を全部というところとは違って、各層の御意見、多様な民意というのが反映される、そうした機能というものが一番生かされる制度と考えているところでございまして、これを組み合わせなければ法案はなかなかできなかったらう、そして現実的な解決もなかったらう、こういうことについてでもぜひ御理解をいただきたいと考える次第でございまして。

○国務大臣(大内啓伍君) 委員の御指摘は、恐らく超高齢化社会の到来を背景としながら国民の中に非常に多様なニーズが起ってくる、また現に起っている。政治の場でこれを吸収していく体制として、果たして小選挙区制という二つの大きな勢力が対立する選挙制度がよいであろうかという恐らく御疑問があつての御質問だと思つてございまして。

今、山花大臣もお答えしたのでございますが、多様なニーズの政治への反映という面では、一つは比例代表制というものが最もよく反映するわけでございまして、その辺を約半分近く取り入れたという面は、やはり国民の多様なニーズを反映する体制を今度の新しい選挙制度でもとつたと思うのでございまして。

問題は、小選挙区制でございまして。小選挙区制は一つの方が勝つて他方が負けるといふ制度でございまして、多様なニーズの切り捨てが起るのではないかと御懸念だと思つてござい

ますが、やはり他方に勝つためには小選挙区制においても国民の皆様の多様なニーズというものを政策面で明確に反映して出さなければ勝てないわけでございまして。これは、欧米の小選挙区の制度を「ごらんいただきまして、小選挙区ではあつても国民の多様なニーズを政策的に反映する、それが勝利する非常に大事な問題である」と意識して選挙制度がつくられ、それが実践されているということから見ますと、先ほど申し上げました比例代表制の一つの特徴と兼ね合わせまして、必ずしも御懸念のようなことにはならないであらうし、またならないようにしなければならぬ、こう考えておる次第でございまして。

○西川潔君 続いて、厚生大臣にお伺いしたいと思います。

日本の家制度、そしてまた世代間同居、核家族化等々ございまして、地域という役割がこれからは大変重要になってまいります。核家族化に対応するために、もはやその一つの地域という単位が家族の役割を担つていかなければならない、そんな時代に入つていっているのではないかと私自身思っています。

社会が高齢化をする中で地域が担わなければならない役割について、その重要性について今度厚生大臣にお願ひします。

○国務大臣(大内啓伍君) これまでの大家族という状況でございまして、例えば病気になるまして介護を必要とする状況になりましたも家族全体でこれをカバーしていく、また子供の教育についても家族全体でカバーするという状態があつたのでございまして、御指摘のように、都市化とかあるいは核家族とか単身高齢化世帯の増大とかといったような状態になりますと、本来日本の家族が果たしてきた機能というものが発揮できない、つまり損なわれてきているという問題が出てきて、それをどこで補うかといふ、御指摘のような社会的な一つの救済、つまり地域による救済というものも必要でございまして、あるいはそのほかにはボランティア活動とかあるいは企業等の民間活力の

活用といったようなものも必要でございしますが、基本的には地域、特に地方自治体がこの公的な支援について家族にかわつて介護や病気に對する手当てをしていく、こういう体制がこれから非常に強く望まれるわけであります。

そのために、例えば私も厚生省の場合は、ゴールドプランとか、これをさらに強化するとか、あるいは地域医療というものを強化いたしまして、例えばこれまでの母子保健、これは今までの保健所がやっていたものを市町村に移していくといった地域保健制度の強化といったような問題に取り組んでいくわけでございまして、全く御指摘のとおりだと思つてございまして。

○西川潔君 そこで、先ほど一人で組織もなく二回選挙を戦わせていただきましたというお話をさせていだいたんですが、昨午行われました大阪府下のある市長選挙の新聞報道を持つてまいりました。

ある私立の保育園の園長さんが一歳八カ月の園児を預かつている。その母親に對しまして、現職候補の事務所で勤めているという理由でこの園児の保育を打ち切ると通告していたことがわかつたわけですが、保育業務を選挙選に利用するとはやり方がひどいということ、そのお母さんから批判の聲が上がりました。

関係者のお話によりますと、現職候補の事務所にはいた母親を呼び出し、面談、「うちの園は新人候補を応援しているのは分かつているはずだ。今すぐ現職候補の事務所勤めを辞めてほしい。さもなければ園児は預かれぬ」と話した。母親が「立場上、事務所は辞められぬ」と答えました。園長さんが十一月分の月謝約五万円を返したという。母親は同保育園に約五年間勤めた関係で、市外ではあるが自由契約で子供の保育を頼んでいました。保育園側は「園長は辞任し、子供の保育は従来通り続けさせてほしい」とわびているが、母親は「園に戻る気はない」と、こういう報道でございまして。

そして「市長選は」「市を二分する激しい戦い

となつてゐる。」ということでもございまして、この報道を今お聞きいただいて、厚生大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大内啓伍君) 今、委員御指摘の問題は、恐らく昨年の十一月の岸和田市の市長選に絡みまして、そこに所在する保育園で起きた問題であらうと思つてございまして。

結論的に申し上げますと、そういうことは絶対あつてはならぬことではございまして。一つの島で町長選挙等が行われますと、島の世論が二分いたしまして感情的に相手に対して意地悪をするというようなことはよくありがちなことでございまして、それも実はあつてはならぬことであるわけでございまして。しかし、にもかかわらず、例えば小選挙区制でA、Bという勢力が争つていくという場合に、その勝敗のいかんによりましてはそういう人間の感情的な一番悪い面が出てくるということも決してないわけではございませんが、保育業務、保育事業といったような問題はまさに公的な大事な問題でございまして、そういう問題を選挙に絡めて左右するなどということは、これは絶対あつてはならぬわけでございまして。

したがって、今御指摘の点につきましても、当該市が全力を尽くしましてこの園長に對して反省を求め、その園長は辞任をされ、そしてその後その保育園におきましては今正常な運営が行われているということでもございまして、その責任の問題についてはある程度決着はつけられました。

しかし、こういうことが選挙制度に絡んで二度と起つてはならないわけでございまして、私も一同心してそういう問題にこれから対応していかなければならぬ、こう思つておる次第でございまして。

○西川潔君 これは大阪の出来事でございまして、全国的には報道はされていなかったと思つてゐます。しかし、地元の方々はこの件で大変ショックと不安の気持ちを抱いていたという声を聞きます。選挙の厳しさ、恐ろしさ、汚さというものは、自分も身をもって本当に危険な目に遭う

ときも何度かあったんですけれども、本当に私が非常に残念に思っていますのは、福祉サービスを提供する福祉施設とサービスを必要とする利用者という最も公平でなくてはならない関係の中で選挙を背景にこういう出来事があった、しかも一番の迷惑は選挙と何ら関係のない幼児であった、そしてまたこのケースが自由契約による利用者であったということでございます。

今後、福祉の分野におきまして、自由契約といった形の入所がふえていくかもしれません。この是非はともかくといたしましても、そういう背景の中で小選挙区制が導入された場合、こういう問題がさらに起こるのではないかなという懸念を強く持ちます。仮にそんなことになれば、これから迎えるようとしております本格的な高齢化社会におきましても大変重要な役割を担っていないか、ではならない地域のあり方が成り立っていないか、ではなないだろうか、そんな心配を強く感じているわけですから、山花大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(山花貞夫君) 選挙が自然した場合さまざまな問題が出るということについては、これは衆議院の国政選挙だけでなく、市長選挙その他にもあり得ると思えますけれども、今回小選挙区部分があることが直ちにということには私は私はないのではないだろうか、こう思っております。

今回、並立ですから二つの制度を組み合わせるということの中で、一方における選挙区の選挙、実はこれは激化ということで考えれば、今も定数一のところ、二のところ、三、四、五、六までありますけれども、起ころうとすればどこでも起こる心配のある出来事ではないか、こういうようにも思っております。したがって、今、厚生大臣からこのことに対するその後の状況についてお話ししましたが、まさにこうしたことについてお話しした福祉の観点からもあり得べからざることをして改善しなければならぬ、選挙の有権者の立場としてもそういう問題については政治的に成熟していかなければならない問題点だと

思います。

いわんや後者の側からするならば、もう一番そういうことについてはあり得べからざることであり、気をつけなければならぬテーマでございます。これは小選挙区、一人の選挙区ということだけでは、選挙のすべての場面において起こり得ることでないかと思っております。したがって、小選挙区だからこういう事件がふえるということには私は必ずしもならないのではなからうかと思っております。

○西川潔君 これまでの政治改革の議論は、議員の人数をどうするか、選挙区をどうするか、政党への助成をどうするか、選ばれる側の話に重点が置かれていくわけですから、昨年の十一月に福岡で行われました衆議院の地方公聴会で九州大学の藪野教授、さきがけ日本新党推薦の先生でございますが、

例えば、これから高齢化に向かいますが、これほど高齢化がささやかれておりながら、施設あるいは介護老人その他の人々に投票権をどう与えるかというソフトの話なんて一度もない。まさに議員が議員の話をしている。今回の問題は、本気で議員が議員の話をしているのではなくて、これだけ社会が変革している中で、社会改革の一環としての政治改革であるという話はどこにもないというところは、極めて私として大きな怒りを感じています。

というふうにおっしゃっております。本委員会におきましても、下村議員より、そしてまた社会党の渡辺議員より、障害者の方々の投票権についての再三にわたる指摘があったわけですから、これら点について政府におかれましては早急に対応していただきたいと私の方からお願いをしたいわけでございます。

この先生方の質問に対する自治大臣の御答弁の中に、頭が痛いのは在宅の寝たきりのお年寄りの投票をどうするかとせんだつておっしゃっております。この点については、都道府県選挙管理委員会が自治省に対して提出されている公

職選挙法等改正に関する要望事項の中で次のような指摘がされております。

寝たきり老人については、臥床の状態などに関しまして全国一律の基準を定め、市区町村長の認定により一定基準以上の該当者は、郵便投票の対象となるように改正すること。

(理由) 常時臥床の状態にある者にも選挙権の行使を保障すべきであり、またかかる該当者からの要望も強い。

一方、老人福祉手当の支給に関して、各都道府県で条例なり要綱などが定められ、該当者の把握がかなり進んでいるところから、技術的には困難性が少なくしかも該当者の数が現行規定により保障されている身障者の五・六倍にも及ぶと推定されること。

この要望書を出しているのは一般有権者ではなくて都道府県選挙管理委員会連合会であるという点で、現場では法律改正をしていただければ対応ができるという自信があつたことではないかと思ふんですが、自治大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(佐藤義樹君) 投票権というのは国民の基本的な権利でございますから、今、委員御指摘のように、介護を受けていらっしゃる方等高齢化されている方、あるいは身体に障害を持つていらっしゃる方、こういった方々の投票権というのを拡大していくということは、これは非常に重要なことだと思っております。

寝たきり老人の場合には、もう委員御承知のように昭和二十六年までは許されておたつたわけでございますが、本人が知らないうちに投票してしまつたか、あるいは実際寝たきりじゃないのに証明書をもらつて郵便投票をするとかいうような不正が残念ながら行われて、今日まで非常に限られた範囲内だけでの郵便投票ということが認められるようになってきたわけでございます。

しかし、今御指摘のように、選挙の公正公平とすることを害さないために、つまり不正にそれが使われたりなんかするので特に——特にと言っ

ちゃいけないのかもしれませんが、自治体選挙なんかの場合には、何票差で当落というようなことがあるときにそういう不正が行われるということになりますと、選挙全体の公正ということが疑われるようになってしまつてしまつてしまつて、なお一層拡大をするためにその不正等が起こらないようにどうしたらいいのか、具体的になお検討を深めていきたいと思っております。

過日の下村委員の御質問にも伊藤運輸大臣あるいは大内厚生大臣等からもいろいろ御意見もございましたので、その辺も含めて高齢化社会に対応できるようにどこまで具体的に詰められるか。しかも我々の立場からいいますと、あの人だけはリフトのバスで連れていかれたけれどもこの人は連れていかれたかつたとか、どうやって公平に本心に伝えることができるかどうかまでちゃんと自信を持ちませんと、そこに不公平があつてはいけませんし、ということまで十二分に考えながらひとつ我々としても検討を深めていきたい、またそういう重要なテーマである、こういうふうな認識をしております。

○西川潔君 よろしくお願いたします。

最後に戸別訪問について一つお伺いしたいんですが、これは実行していただいたからといって僕は賛成できるという立場ではないんですが、けれども、私は戸別訪問していただいて結構という方は、例えば選挙管理委員会の方で玄関先に張りつけられるようなシールを交付するとか、そのシールのある家庭のみに戸別訪問を認めるというようなアイデアも一つ考えてはみたんですが、山花大臣いかがでしょうか。これを最後に終わらせていただきます。

○委員長(上野雄文君) 簡単に願います。

○国務大臣(山花貞夫君) 一つのアイデアとして、今質問通告しておたところですが、現実的にはどうなんですかね。前にそういう形のものはあつたんです、例えば後援会事務所の看板を張れば来ないからということで、これが禁止されたものですから有権者側からの拒否権というの

が今なかなか難しくなっていますけれども、そうした問題点もあるということを十分考慮してこれから運用されなければならないテーマだ、こう思っているところでございます。

○西川潔君 忙しくて済みません。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(上野雄文君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

平成六年二月一日印刷

平成六年二月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局